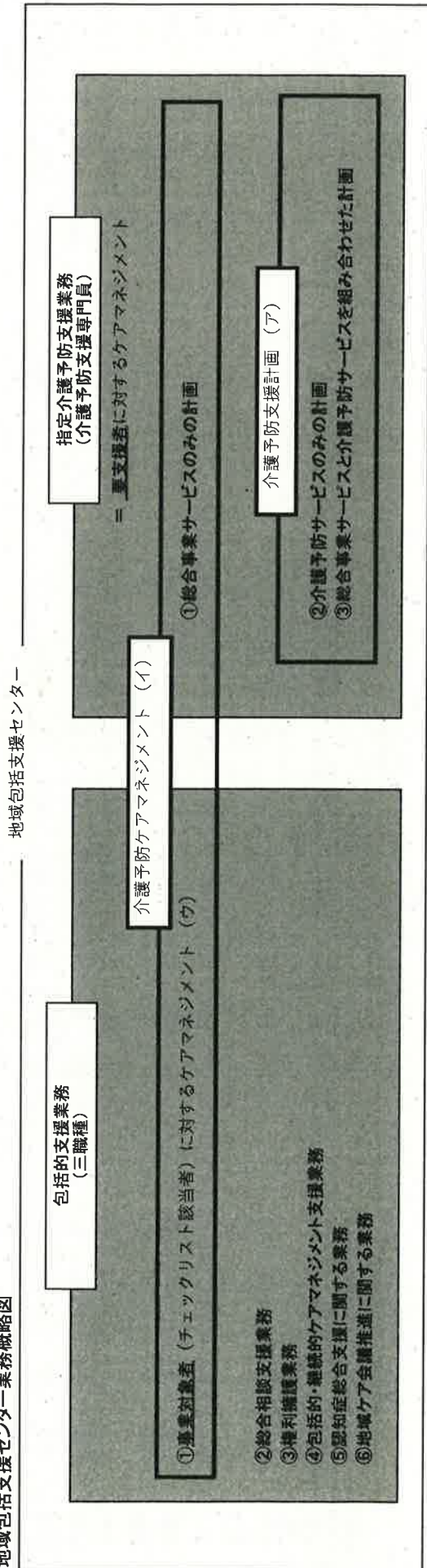


令和4年度上半期の実績報告について

地域包括支援センター業務概略図



1. ケアマネジメントの実績

ア 介護予防支援計画の実績

※介護予防支援計画とは…要支援者に対する支援計画のうち、介護予防サービス(通所リハ、訪問看護、福祉用具の貸与等)の利用も計画されているもの。

地域包括支援センター名	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		上期計(のべ件数)	
	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数
第一	118 (22)	12	120 (23)	12	121 (25)	12	118 (26)	14	118 (25)	13	119 (24)	13	714 (145)	13
第二	122 (20)	14	121 (101)	14	121 (20)	13	125 (20)	14	119 (19)	15	128 (21)	16	736 (201)	16
第三	171 (30)	18	171 (31)	19	174 (32)	20	179 (36)	20	175 (33)	20	174 (33)	20	1,044 (195)	20
東部	91 (61)	30	91 (61)	30	94 (62)	31	95 (65)	32	90 (58)	29	91 (57)	28	552 (364)	28
西部	67 (6)	2	69 (7)	3	71 (6)	3	74 (4)	2	72 (5)	2	68 (5)	2	421 (33)	2
南部	132 (23)	13	127 (23)	13	129 (22)	13	129 (23)	12	122 (22)	14	120 (22)	12	759 (135)	12
北部	88 (14)	8	88 (16)	7	88 (15)	7	88 (14)	8	86 (15)	8	82 (14)	8	520 (88)	8
合計	789 (176)	117	787 (262)	117	798 (182)	117	808 (188)	117	782 (177)	117	782 (176)	117	4,746 (1,161)	117

(単位：件)

イ 介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントとは…事業対象者に対する支援計画及び、要支援者に対する支援計画のうち総合事業サービスのみの計画されているもの。

(単位：件)

地域包括支援センター名	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		上期計(のべ件数)	
	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数
第一	362 (45)	14	372 (44)	13	376 (42)	13	356 (38)	11	344 (39)	11	359 (41)	11	2,169 (249)	
第二	207 (11)	8	207 (10)	7	210 (10)	7	209 (10)	7	205 (10)	7	214 (12)	10	1,252 (63)	
第三	410 (42)	21	405 (40)	20	416 (40)	20	411 (38)	19	392 (37)	17	405 (32)	16	2,439 (229)	
東部	230 (85)	26	223 (82)	26	238 (85)	26	230 (76)	23	221 (81)	23	225 (79)	28	1,367 (488)	
西部	162 (14)	4	169 (13)	3	173 (12)	3	166 (11)	2	155 (9)	1	157 (9)	2	982 (68)	
南部	341 (32)	16	344 (32)	16	350 (27)	15	357 (25)	12	347 (27)	13	351 (28)	15	2,090 (171)	
北部	186 (16)	8	174 (15)	5	172 (15)	6	178 (15)	6	171 (14)	7	169 (13)	7	1,050 (88)	
合計	1,898 (245)		1,894 (236)		1,935 (231)		1,907 (213)		1,835 (217)		1,880 (214)		11,349 (1,356)	

ウ 包括的支援業務における介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントのうち、事業対象者に対する支援計画(三職種による支援計画)

(単位：件)

地域包括支援センター名	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		上期計(のべ件数)		三職種1 人当たり の 担当件数 (件/月)
	プラン 件数 (うち 新規 対象者)	うち 委託件数	プラン 件数 (うち 新規 対象者)	うち 委託件数	プラン 件数 (うち 新規 対象者)	うち 委託件数	プラン 件数 (うち 新規 対象者)	うち 委託件数	プラン 件数 (うち 新規 対象者)	うち 委託件数	プラン 件数 (うち 新規 対象者)	うち 委託件数	プラン 件数 (うち 新規 対象者)	うち 委託件数	
第一	184 (1)	(16)	188 (1)	(5)	195 (1)	(4)	183 (0)	(3)	169 (0)	(3)	177 (0)	(6)	1,096 (3)	(37)	36.5
第二	92 (0)	(5)	96 (0)	(3)	96 (0)	(2)	92 (0)	(1)	89 (0)	(3)	91 (0)	(4)	556 (0)	(18)	23.2
第三	195 (3)	(18)	194 (3)	(12)	204 (3)	(10)	202 (3)	(9)	194 (3)	(5)	202 (3)	(6)	1,191 (18)	(60)	28.4
東部	96 (3)	(3)	97 (3)	(2)	106 (3)	(10)	106 (3)	(1)	98 (3)	(0)	101 (3)	(3)	604 (18)	(19)	16.8
西部	54 (0)	(4)	62 (0)	(11)	63 (0)	(5)	62 (0)	(2)	53 (0)	(1)	53 (0)	(2)	347 (0)	(25)	14.5
南部	171 (3)	(17)	174 (3)	(10)	183 (2)	(12)	190 (3)	(13)	187 (2)	(6)	193 (3)	(15)	1,098 (16)	(73)	26.1
北部	93 (0)	(6)	81 (0)	(1)	82 (0)	(2)	86 (0)	(3)	81 (0)	(0)	79 (0)	(0)	502 (0)	(12)	20.9
合計	885 (10)	(69)	892 (10)	(44)	929 (9)	(45)	921 (9)	(32)	871 (8)	(18)	896 (9)	(36)	5,394 (55)	(244)	24.3

2. 訪問型サービス(第1号訪問事業)及び通所型サービス(第1号通所事業)の紹介率最高法人に関する実績

上段：紹介率最高法人の件数 / 全件数

中段：紹介率最高法人のケアプラン割合

下段：紹介率最高法人名

地域包括支援センター名 (法人名)	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分	
	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス
第一	23/130 17.7%	67/332 20.2%	23/136 16.9%	68/335 20.3%	21/131 16.0%	74/350 21.1%	19/126 15.1%	69/331 20.8%	17/122 13.9%	64/318 20.1%	21/124 16.9%	69/338 20.4%
(東京保健生活協同組合)	(有) ケアサービス弘前	(株) 日本健康開発	(有) ケアサービス弘前	(株) 日本健康開発	(有) ケアサービス弘前	(株) 日本健康開発	(有) ケアサービス弘前	(株) 日本健康開発	(有) ケアサービス弘前	(株) 日本健康開発	(有) ケアサービス弘前	(株) 日本健康開発
第二	17/80 21.3%	37/181 20.4%	16/80 20.0%	38/179 21.2%	16/78 20.5%	40/183 21.9%	17/80 21.3%	41/180 22.8%	15/76 19.7%	38/177 21.5%	16/80 20.0%	42/183 23.0%
(弘前豊徳会)	(株) ケアラライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアラライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアラライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアラライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) 日本健康開発	(株) 日本健康開発	(株) 日本健康開発	(株) 日本健康開発
第三	30/205 14.6%	46/362 12.7%	31/202 15.3%	48/354 13.6%	29/202 14.4%	47/367 12.8%	29/202 14.4%	47/365 12.9%	28/203 13.8%	43/342 12.6%	30/201 14.9%	45/350 12.9%
(愛成会)	(社) 愛成会	(株) アキタ行-和光グループ	(社) 愛成会	(株) アキタ行-和光グループ	(社) 愛成会	(株) アキタ行-和光グループ	(社) 愛成会	(株) アキタ行-和光グループ	(社) 愛成会	(株) アキタ行-和光グループ	(社) 愛成会	(株) アキタ行-和光グループ
東部	13/67 19.4%	28/231 12.1%	13/66 19.7%	27/229 11.8%	13/69 18.8%	27/233 11.6%	16/69 23.2%	26/223 11.7%	14/62 22.6%	27/225 12.0%	17/65 26.2%	26/225 11.6%
(一業会)	(有) ケアサービス弘前	(社) 緑風会	(有) ケアサービス弘前	(社) 緑風会	(有) ケアサービス弘前	(株) 日本健康開発	(有) ケアサービス弘前	(株) 日本健康開発	(有) ケアサービス弘前	(株) 日本健康開発	(有) ケアサービス弘前	(株) 日本健康開発
西部	16/25 64.0%	67/169 39.6%	16/25 64.0%	66/177 37.3%	16/25 64.0%	66/179 36.9%	15/25 60.0%	67/182 36.8%	17/28 60.7%	65/169 38.5%	15/25 60.0%	60/170 35.3%
(嶽陽会)	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会
南部	24/120 20.0%	46/302 15.2%	25/119 21.0%	46/310 14.8%	23/116 19.8%	45/319 14.1%	25/122 20.5%	43/319 13.5%	24/118 20.3%	42/306 13.7%	24/117 20.5%	44/310 14.2%
(博陽会)	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(株) 善世会	(社) 嶽陽会	(医) 弘愛会
北部	6/21 28.6%	46/196 23.5%	6/22 27.3%	46/196 23.5%	6/22 27.3%	46/196 23.5%	6/24 25.0%	46/204 22.5%	5/24 20.8%	46/190 24.2%	6/24 25.0%	46/177 26.0%
(七峰会)	(有) マーブルの里	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会

※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

令和4年度包括的支援事業上半期実績

【相談件数】 ()内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口 R4.9.30現在		高齢者数 R4.9.30現在		65歳以上 単身世帯数 R4.9.30現在		来所		電話		その他		R4年度上半期計		R3年度上半期計	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	25,985	8,199	2,819	2,178	61 (18)	77 (26)	224 (74)	236 (82)	12 (5)	12 (5)	297 (97)	325 (113)	254 (85)	283 (103)		
第二	18,743	6,587	2,178	4,095	18 (6)	20 (6)	171 (51)	179 (55)	0 (0)	0 (0)	189 (57)	199 (61)	155 (49)	161 (52)		
第三	30,739	10,304	4,095	2,866	21 (7)	22 (8)	318 (122)	342 (131)	3 (1)	3 (1)	342 (130)	367 (140)	369 (159)	386 (166)		
東部	32,889	8,807	2,866	1,483	19 (7)	27 (12)	196 (74)	266 (112)	5 (1)	5 (1)	220 (82)	298 (125)	223 (63)	272 (76)		
西部	14,593	5,279	1,483	3,363	24 (6)	30 (8)	130 (30)	147 (36)	14 (3)	14 (3)	168 (39)	191 (47)	150 (36)	184 (46)		
南部	28,760	10,280	3,363	1,427	16 (2)	17 (2)	264 (114)	273 (115)	12 (5)	13 (5)	292 (121)	303 (122)	226 (76)	240 (86)		
北部	12,927	5,102	1,427	18,231	25 (3)	34 (7)	127 (32)	167 (42)	4 (1)	7 (1)	156 (36)	208 (50)	138 (46)	30 (61)		
合計	164,636	54,558	18,231	12.0%	184 (49)	227 (69)	1,430 (497)	1,610 (573)	50 (16)	54 (16)	1,664 (562)	1,891 (658)	1,515 (514)	1,556 (590)		
延べ数の構成比 (%)								85.1%				2.9%				100%

【相談者の区分】 ()内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	本人		家族		介護支援専門員		介護サービス事業所職員		関係機関		その他		R4年度上半期計		R3年度上半期計	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	51 (26)	58 (32)	96 (18)	108 (22)	20 (6)	22 (7)	18 (2)	18 (2)	92 (38)	97 (41)	20 (7)	22 (9)	297 (97)	325 (113)	254 (85)	283 (103)
第二	23 (13)	24 (14)	74 (13)	80 (14)	20 (8)	21 (9)	15 (5)	15 (5)	53 (16)	55 (17)	4 (2)	4 (2)	189 (57)	199 (61)	155 (49)	161 (52)
第三	52 (23)	55 (26)	98 (27)	105 (27)	38 (15)	42 (16)	33 (14)	36 (15)	108 (46)	116 (51)	13 (5)	13 (5)	342 (130)	367 (140)	369 (159)	386 (166)
東部	27 (12)	42 (25)	94 (23)	127 (38)	12 (7)	20 (12)	14 (6)	18 (7)	64 (29)	82 (38)	9 (5)	9 (5)	220 (82)	298 (125)	223 (63)	272 (76)
西部	16 (5)	19 (6)	65 (5)	76 (8)	18 (4)	19 (5)	13 (3)	14 (3)	50 (19)	56 (22)	6 (3)	7 (3)	168 (39)	191 (47)	150 (36)	184 (46)
南部	44 (25)	45 (25)	112 (27)	118 (27)	16 (10)	18 (11)	21 (11)	21 (11)	93 (46)	94 (46)	6 (2)	7 (2)	292 (121)	303 (122)	226 (76)	240 (86)
北部	15 (4)	23 (5)	68 (9)	81 (12)	8 (2)	14 (5)	14 (3)	19 (4)	46 (16)	62 (20)	5 (2)	9 (4)	156 (36)	208 (50)	138 (46)	166 (61)
合計	228 (108)	266 (133)	607 (122)	695 (148)	132 (52)	156 (65)	128 (44)	141 (47)	506 (210)	562 (235)	63 (26)	71 (30)	1,664 (562)	1,891 (658)	1,515 (514)	1,692 (590)
延べ数の構成比 (%)		14.1%		36.8%		8.2%		7.5%		29.7%		3.8%				100%

【相談内容】(延べ数) ()内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	介護に関すること(介護保険に関することを含む)	介護予防・生活支援サービスに関すること	医療	保健福祉	認知症関係	権利擁護				介護者の離職防止	その他	R4年度上半期計	R3年度上半期計
						高齢者虐待	成年後見制度	措置支援	困難事例対応				
第一	226 (70)	23 (8)	16 (4)	35 (20)	29 (15)	4 (0)	7 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (0)	349 (120)	300 (108)
第二	141 (39)	103 (36)	6 (3)	7 (1)	30 (7)	6 (1)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	301 (92)	178 (59)
第三	208 (60)	83 (36)	9 (2)	95 (45)	28 (15)	5 (0)	4 (1)	0 (0)	7 (2)	0 (0)	0 (0)	439 (161)	459 (195)
東部	188 (68)	64 (33)	46 (30)	4 (2)	33 (15)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	29 (17)	370 (165)	305 (83)
西部	76 (14)	53 (7)	19 (6)	14 (4)	26 (5)	4 (1)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	22 (10)	219 (52)	222 (50)
南部	166 (54)	62 (28)	4 (3)	3 (2)	17 (10)	6 (0)	6 (5)	0 (0)	3 (3)	1 (0)	35 (17)	303 (122)	240 (86)
北部	116 (27)	14 (0)	26 (1)	14 (3)	15 (5)	2 (0)	7 (4)	0 (0)	2 (0)	3 (2)	16 (8)	215 (50)	175 (63)
合計	1121 (332)	402 (148)	126 (49)	172 (77)	178 (72)	29 (2)	34 (21)	0 (0)	15 (5)	4 (2)	115 (54)	2,196 (762)	1,879 (644)
構成比(%)	51.0%	18.3%	5.7%	7.8%	8.1%	1.3%	1.5%	0.0%	0.7%	0.2%	5.2%	100%	

【訪問件数】 ()内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口 R4.9.30現在	高齢者数 R4.9.30現在	実態把握		総合事業の対象者		支援を要する高齢者		R4年度上半期合計		R3年度上半期計	
			実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	25,985	8,199	172 (62)	172 (62)	118 (44)	184 (69)	21 (9)	119 (65)	311 (115)	475 (196)	313 (109)	515 (221)
第二	18,743	6,587	146 (47)	146 (47)	90 (35)	149 (48)	85 (25)	129 (39)	321 (107)	424 (134)	290 (85)	392 (112)
第三	30,739	10,304	98 (39)	98 (39)	199 (95)	514 (278)	160 (78)	549 (259)	457 (212)	1,161 (576)	443 (215)	1,147 (649)
東部	32,889	8,807	126 (44)	126 (44)	70 (18)	172 (49)	87 (34)	194 (80)	283 (96)	492 (173)	308 (77)	512 (143)
西部	14,593	5,279	313 (54)	313 (54)	70 (14)	157 (29)	36 (22)	77 (40)	419 (90)	547 (123)	486 (96)	604 (134)
南部	28,760	10,280	149 (55)	149 (55)	194 (87)	389 (185)	208 (82)	347 (158)	551 (224)	885 (398)	524 (234)	862 (435)
北部	12,927	5,102	193 (44)	195 (44)	50 (13)	78 (19)	46 (14)	85 (23)	289 (71)	358 (86)	331 (86)	403 (128)
合計	164,636	54,558	1,197 (345)	1,199 (345)	791 (306)	1,643 (677)	643 (264)	1,500 (664)	2,631 (915)	4,342 (1,686)	2,695 (902)	4,435 (1,822)
延べ数の構成比(%)			27.6%		37.8%		34.5%		100%			

令和2～4年度包括的支援事業上半期実績比較

【相談件数】

(単位:件)

	来所				電話				その他				合計								
	R2年度		R3年度		R4年度		R2年度		R3年度		R4年度		R2年度		R3年度		R4年度				
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数			
第一	68	83	66	78	216	180	182	198	236	9	11	6	7	12	12	257	310	254	283	297	325
第二	25	28	22	22	117	121	132	138	179	0	0	1	1	0	0	142	149	155	161	189	199
第三	28	29	13	14	268	279	344	360	342	4	4	12	12	3	3	300	312	369	386	342	367
東部	25	30	29	34	203	253	188	232	266	2	2	6	6	5	5	230	285	223	272	220	298
西部	27	35	33	45	88	115	109	131	147	4	4	8	8	14	14	119	154	150	184	168	191
南部	15	22	18	19	256	263	199	212	273	24	25	9	9	12	13	295	310	226	240	292	303
北部	39	40	21	25	115	139	112	136	167	5	6	5	5	4	7	159	185	138	166	156	208
合計	227	267	202	237	1,227	1,386	1,266	1,407	1,610	48	52	47	48	50	54	1,502	1,705	1,515	1,692	1,664	1,891

【相談者区分】

	本人				家族				介護支援専門員				介護サービス事業所職員									
	R2年度		R3年度		R4年度		R2年度		R3年度		R4年度		R2年度		R3年度		R4年度					
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数				
第一	30	44	35	41	95	111	93	102	96	108	32	39	20	23	20	22	15	16	15	16	18	18
第二	11	12	10	11	50	54	57	59	74	80	22	24	15	17	20	21	10	10	10	11	15	15
第三	39	39	45	47	89	94	109	116	98	105	38	38	39	41	38	42	24	25	31	31	33	36
東部	26	37	25	32	85	114	85	105	94	127	16	17	16	19	12	20	18	20	24	24	14	18
西部	8	10	8	10	54	67	67	79	65	76	8	10	22	26	18	19	7	14	6	8	13	14
南部	28	29	27	27	136	146	97	101	112	118	21	21	14	16	16	18	10	10	8	8	21	21
北部	14	15	11	16	63	73	52	57	68	81	25	29	15	18	8	14	12	14	8	8	14	19
合計	156	186	161	184	572	659	560	619	607	695	162	178	141	160	132	156	96	109	102	106	128	141

	関係機関				その他				合計									
	R2年度		R3年度		R4年度		R2年度		R3年度		R4年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	70	82	85	95	15	18	6	6	20	22	257	310	254	283	297	325	297	325
第二	45	45	60	60	4	4	3	3	4	4	142	149	155	161	189	199	189	199
第三	106	112	129	133	4	4	16	18	13	13	300	312	369	386	342	367	342	367
東部	75	87	60	77	10	10	13	15	9	9	230	285	223	272	220	298	220	298
西部	34	44	39	49	8	9	8	12	6	7	119	154	150	184	168	191	168	191
南部	87	91	74	80	13	13	6	8	6	7	295	310	226	240	292	303	292	303
北部	36	43	42	55	9	11	10	12	5	9	159	185	138	166	156	208	156	208
合計	453	504	489	549	63	69	62	74	63	71	1,502	1,705	1,515	1,692	1,664	1,891	1,664	1,891

(単位:件)

【相談内容】(延べ数)

	介護に関すること(介護保険に関するものを含む)				介護予防・生活支援サービスに関すること				介護の方法、介護用品、介護機器				介護保険制度				保健医療福祉				認知症関係					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
第一	184	226	184	226	38	23	7	209	111	30	51	29	60	26	29	111	30	51	29	60	26	29	111	30	51	29
第二	102	141	102	141	21	103	2	113	21	16	13	30	16	29	30	21	16	13	30	16	29	30	21	16	13	30
第三	219	208	219	208	75	83	3	238	50	84	104	28	49	49	28	50	84	104	28	49	49	28	50	84	104	28
東部	149	188	149	188	44	64	10	125	89	48	50	33	46	38	33	89	48	50	33	46	38	33	89	48	50	33
西部	84	76	84	76	37	53	15	89	18	41	33	26	32	33	26	18	41	33	26	32	33	26	18	41	33	26
南部	152	166	152	166	32	62	2	231	12	5	7	17	18	20	17	12	5	7	17	18	20	17	12	5	7	17
北部	90	116	90	116	11	14	3	96	41	16	40	15	17	17	15	41	16	40	15	17	17	15	41	16	40	15
合計	980	1,121	980	1,121	258	402	42	1,101	342	240	298	178	238	212	178	342	240	298	178	238	212	178	342	240	298	178

	権利擁護								介護者の離職防止								その他								合計							
	実態把握				(再掲)高齢者虐待				R2年度				R3年度				R4年度				R5年度				R6年度				R7年度			
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
第一	11	12	11	12	6	6	4	4	0	0	0	0	6	10	9	9	404	300	349	349	404	300	349	349	404	300	349	349				
第二	8	3	10	2	2	2	6	6	0	0	0	0	0	7	4	4	160	178	301	301	160	178	301	301	160	178	301	301				
第三	7	32	16	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	347	459	439	439	347	459	439	439	347	459	439	439				
東部	17	8	6	6	6	6	2	2	1	1	1	1	2	17	29	29	290	305	370	370	290	305	370	370	290	305	370	370				
西部	6	11	9	2	2	2	4	4	0	0	0	0	16	16	22	22	176	222	219	219	176	222	219	219	176	222	219	219				
南部	14	6	16	7	7	7	6	6	0	0	0	0	33	25	35	35	310	240	303	303	310	240	303	303	310	240	303	303				
北部	13	2	14	2	2	2	2	2	0	0	0	0	6	37	16	16	189	175	215	215	189	175	215	215	189	175	215	215				
合計	76	74	82	30	30	30	29	29	1	3	0	0	63	112	115	115	1,876	1,879	2,196	2,196	1,876	1,879	2,196	2,196	1,876	1,879	2,196	2,196				

【訪問件数】

(単位:件)

	実態把握				総合事業の対象者				支援を要する高齢者				合計											
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
第一	170	170	178	178	172	172	172	172	94	222	104	194	118	184	97	31	27	97	31	143	291	489	313	515
第二	146	146	138	138	146	146	146	146	109	208	81	125	90	149	76	137	76	137	71	129	331	491	290	392
第三	103	103	90	90	98	98	98	98	159	673	200	543	199	514	166	570	166	570	153	514	427	1,346	443	1,147
東部	82	82	111	111	126	126	126	126	99	202	99	198	70	172	115	215	115	215	98	203	296	499	308	512
西部	299	299	364	364	313	313	313	313	51	83	68	137	70	157	24	59	24	59	54	103	374	441	486	604
南部	404	404	169	169	149	149	149	149	192	394	172	366	194	389	217	423	217	423	183	327	813	1,221	524	862
北部	183	183	197	197	195	195	195	195	120	208	101	135	50	78	54	118	54	118	33	71	357	509	331	403
合計	1,387	1,387	1,247	1,247	1,199	1,199	1,199	1,199	824	1,990	825	1,698	791	1,643	678	1,619	678	1,619	623	1,490	2,889	4,996	2,695	4,435

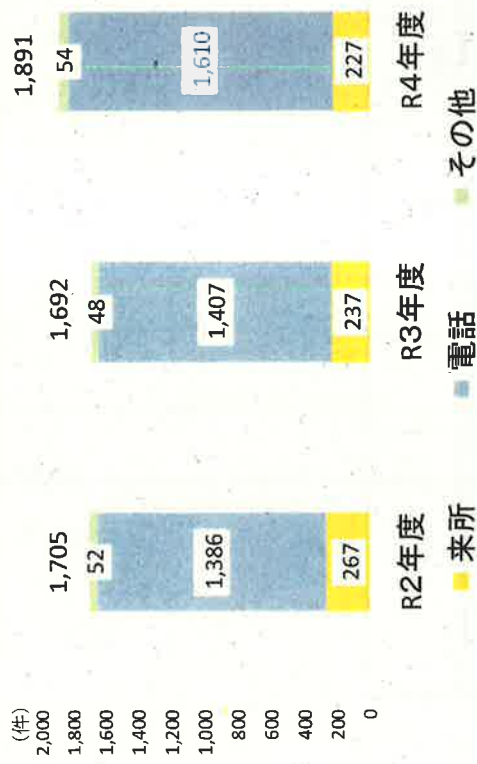
在宅介護支援センター上半期実績

委託業務の内容

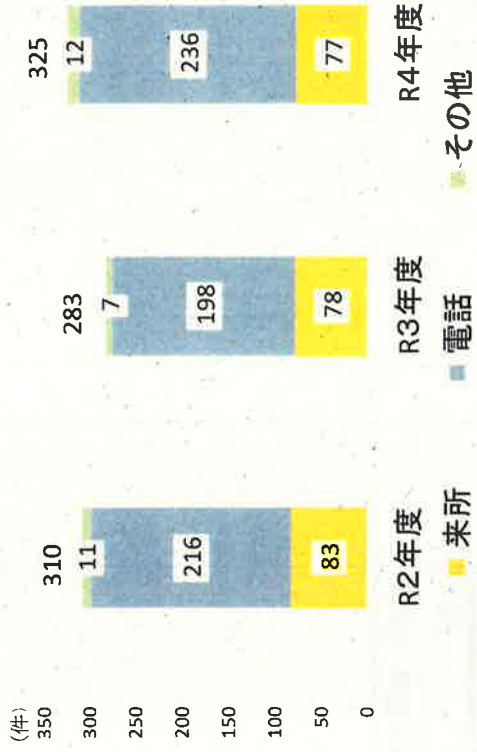
- ・総合相談
- ・実態把握
- ・地域におけるネットワーク構築

包括支援センター	委託先の数	①相談件数		②訪問件数	
		合計	在介分再掲	合計	在介分再掲
第一	2か所	325	5	475	72
第二	2か所	199	0	424	32
第三	2か所	367	3	1,161	85
東部	2か所	298	16	492	57
西部	2か所	191	35	547	215
南部	1か所	303	32	885	144
北部	4か所	208	3	358	93
合計	15か所	1,891	94	4,342	698
			占有率 5.0%		占有率 16.1%

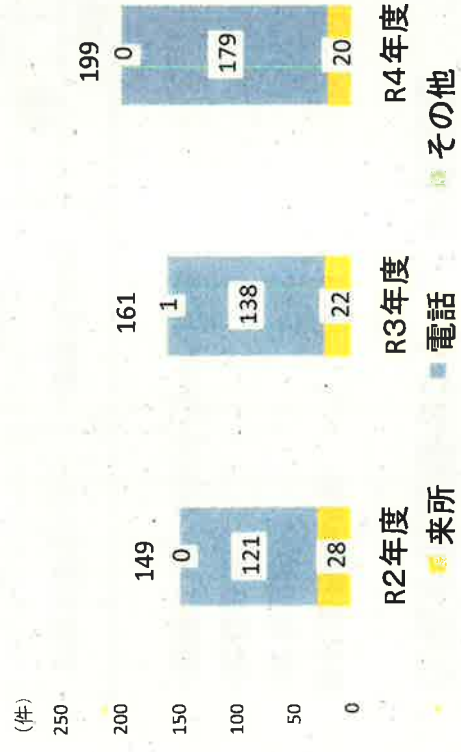
令和4年度上半期実績(件数は全て延べ件数)
 グラフ1 相談件数の推移【包括全体】



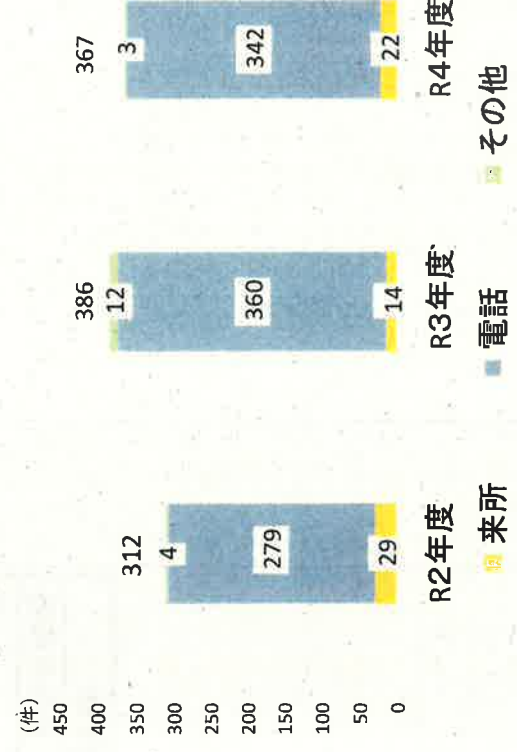
グラフ2 相談件数の推移【第一包括】



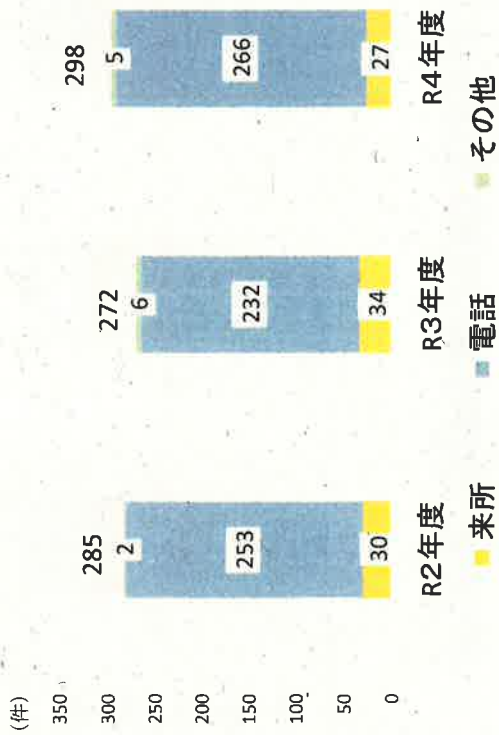
グラフ3 相談件数の推移【第二包括】



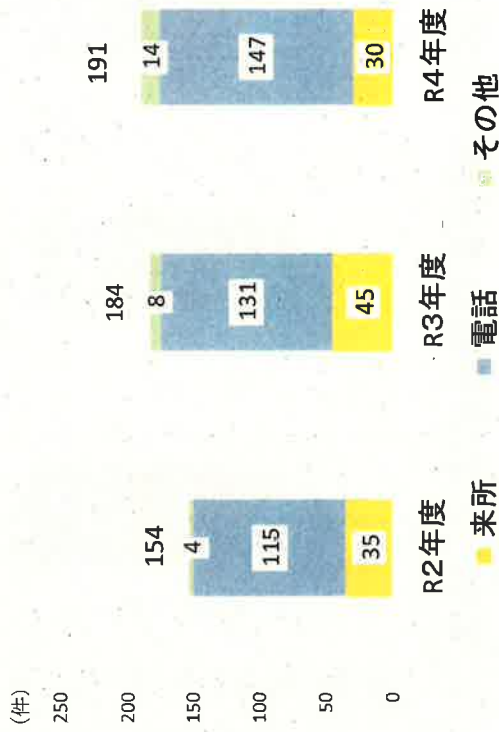
グラフ4 相談件数の推移【第三包括】



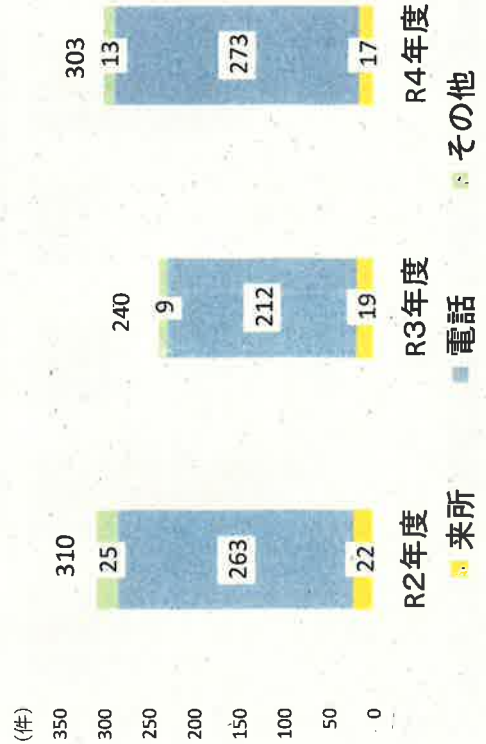
グラフ5 相談件数の推移【東部包括】



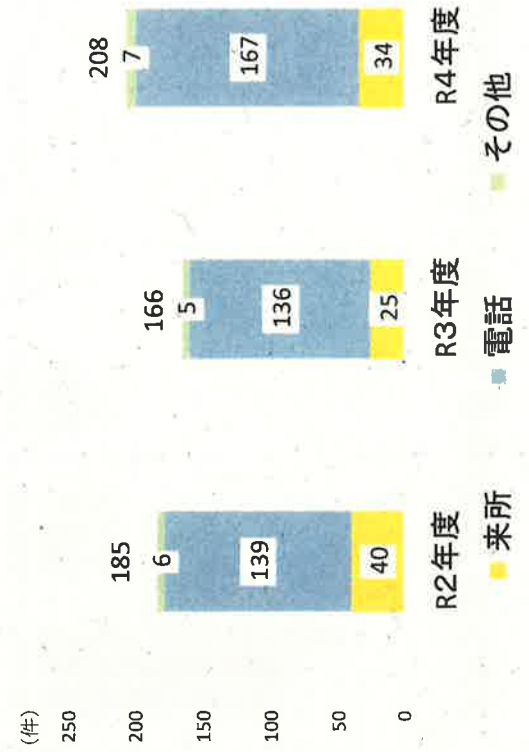
グラフ6 相談件数の推移【西部包括】



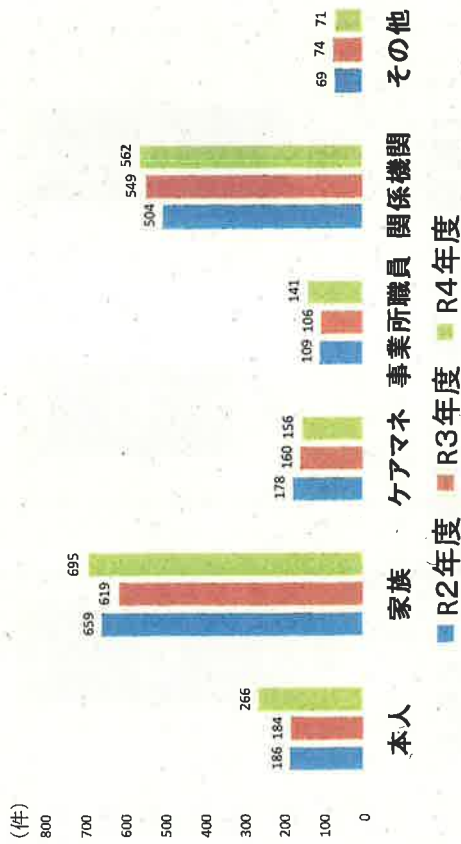
グラフ7 相談件数の推移【南部包括】



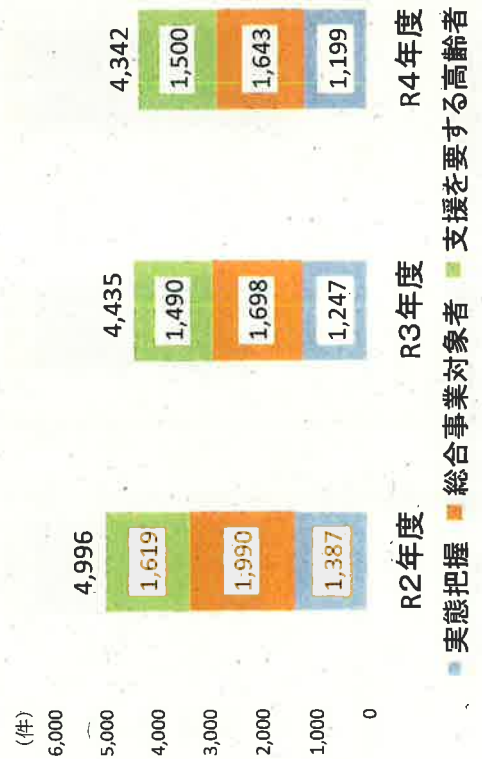
グラフ8 相談件数の推移【北部包括】



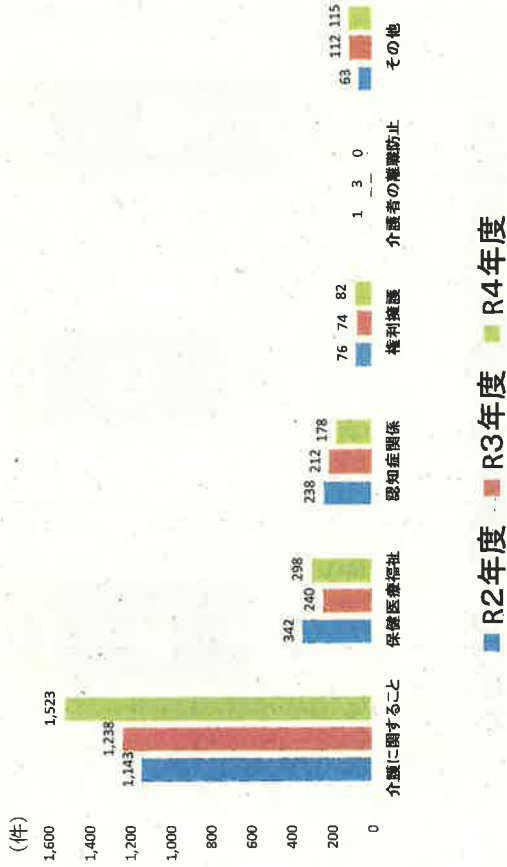
グラフ9 相談者別件数の推移【包括全体】



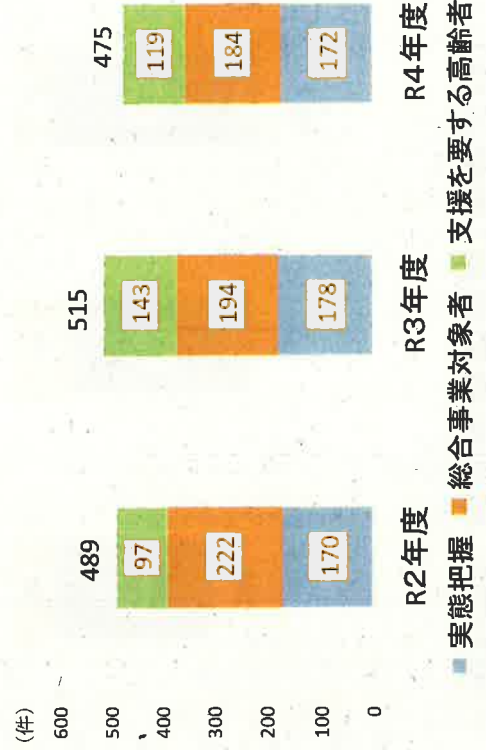
グラフ11 訪問件数の推移【包括全体】



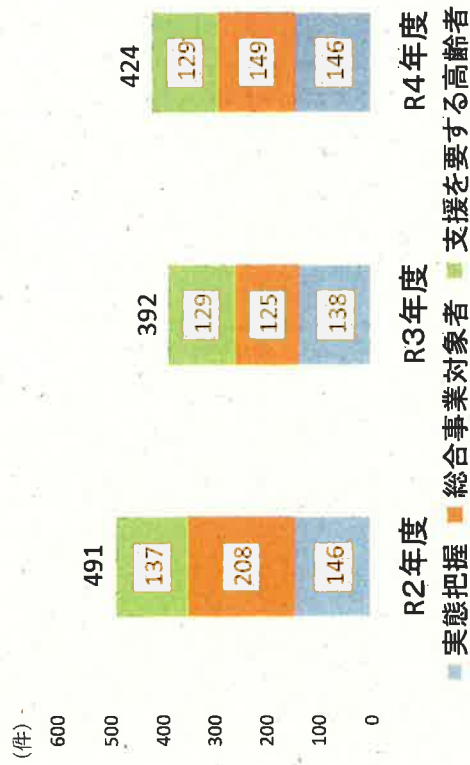
グラフ10 相談内容別件数の推移【包括全体】



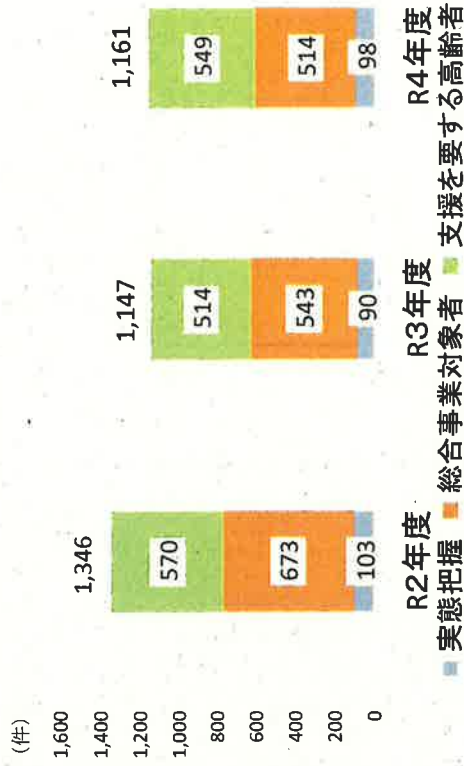
グラフ12 訪問件数の推移【第一包括】



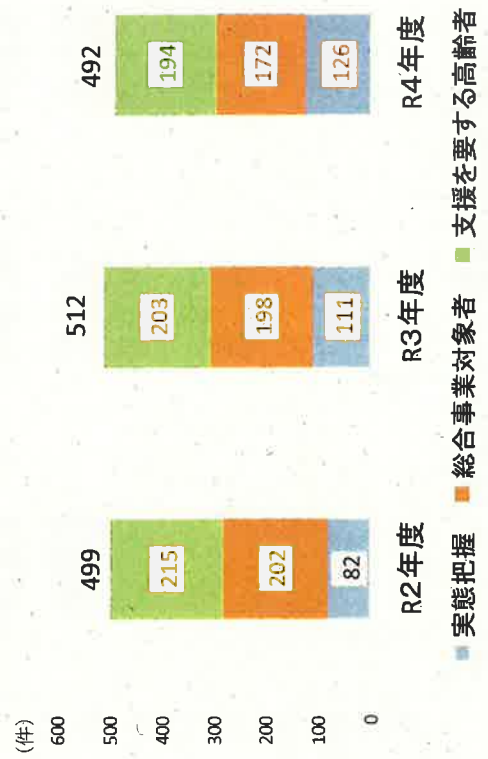
グラフ13 訪問件数の推移【第二包括】



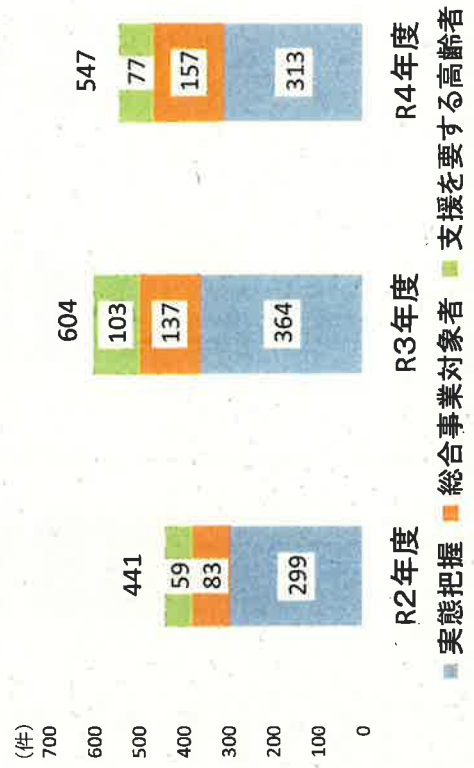
グラフ14 訪問件数の推移【第三包括】



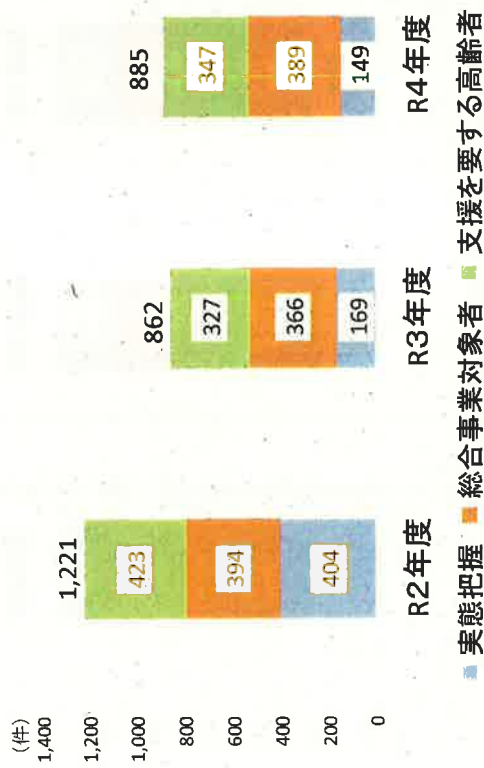
グラフ15 訪問件数の推移【東部包括】



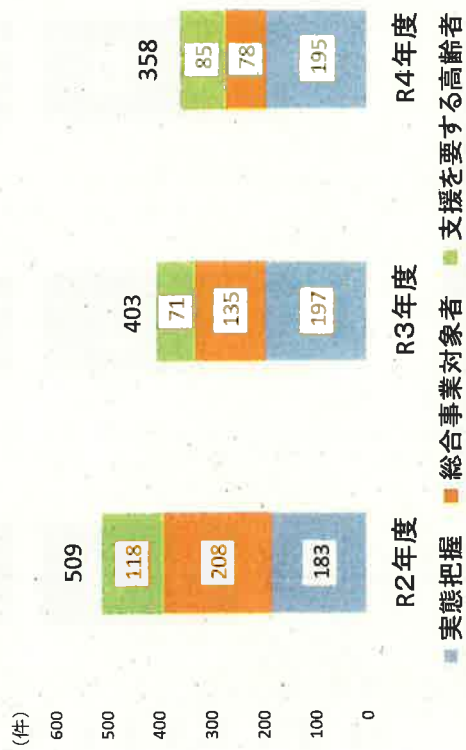
グラフ16 訪問件数の推移【西部包括】



グラフ17 訪問件数の推移【南部包括】



グラフ18 訪問件数の推移【北部包括】



令和4年度 上半期地域包括支援センター活動状況報告一覧

地域課題		令和4年度の活動方針		令和4年度目標に対する上半期の取り組みの評価	
地域課題		目標		令和4年度目標に対する上半期の取り組みの評価	
<p>①認知症高齢者に対する地域住民主体の見守り体制が不十分である。 ②認知症高齢者が、自らの意向を伝える機会を逃している場合が多い。</p>	<p>①認知症高齢者に対する地域住民主体の見守り体制を構築する。 ②高齢者が終活について考える機会を提供する。</p>	<p>①認知症高齢者に対する地域住民主体の見守り体制を構築する。 ②高齢者が終活について考える機会を提供する。</p>	<p>①地域住民主体の認知症高齢者の見守り目的とし、「第一包括わんわんパトロール隊」を立ち上げ活動を開始した。4/27には出発式を開催し、登録者21名、愛犬16頭、民生委員5名、町会長1名、法人幹部2名、弘前市ボランティアセンター1名計35名が参加され、北大通をパトロールすることができた。登録者からの要望で、月1回ゴミ拾いをしながらのパトロールを6月から11月までの予定で実施している。実際の活動の中で認知症高齢者の発見対応事例はまだ報告されていないが、日々の何気ない犬の散歩の時間を活用した見守り体制を構築することができた。9/30現在25名25頭が登録し活動中。下期には、新規登録者に対し事前学習会として認知症サポーター養成講座と声かけ訓練や、登録者へのフォローアップ研修等を計画しており取り組みを進めたい。 ②相談業務の中で積極的に「これからはノート」の活用を提案している。下期に終活セミナーを計画しており、相談状況から内容を「延命治療・生前整理・墓じまい」遺言等に関することとし集合型での開催を予定している。このテーマは圏域介護支援専門員の関心も高く、オンラインで同時開催を予定している。</p>	<p>①地域住民主体の認知症高齢者の見守り目的とし、「第一包括わんわんパトロール隊」を立ち上げ活動を開始した。4/27には出発式を開催し、登録者21名、愛犬16頭、民生委員5名、町会長1名、法人幹部2名、弘前市ボランティアセンター1名計35名が参加され、北大通をパトロールすることができた。登録者からの要望で、月1回ゴミ拾いをしながらのパトロールを6月から11月までの予定で実施している。実際の活動の中で認知症高齢者の発見対応事例はまだ報告されていないが、日々の何気ない犬の散歩の時間を活用した見守り体制を構築することができた。9/30現在25名25頭が登録し活動中。下期には、新規登録者に対し事前学習会として認知症サポーター養成講座と声かけ訓練や、登録者へのフォローアップ研修等を計画しており取り組みを進めたい。 ②相談業務の中で積極的に「これからはノート」の活用を提案している。下期に終活セミナーを計画しており、相談状況から内容を「延命治療・生前整理・墓じまい」遺言等に関することとし集合型での開催を予定している。このテーマは圏域介護支援専門員の関心も高く、オンラインで同時開催を予定している。</p>	
<p>・自身が必要とするサービスが分からない。サービスに対する周知、把握が必要。 ・各年代毎に自身が課題を把握し対応していく必要がある。</p>	<p>①地域包括支援センターが高齢者の相談窓口であること、サービス利用についての方法などを周知する。 ②若い世代も含めて健康寿命延伸に向けた働きかけをする。</p>	<p>①地域包括支援センターが高齢者の相談窓口であること、サービス利用についての方法などを周知する。 ②若い世代も含めて健康寿命延伸に向けた働きかけをする。</p>	<p>①②地域の高齢者に対して、6月に老人福祉センターで健康教室を行った。市内小学校区で最も高齢化が進んでいる三省小学校で全校児童を対象として認知症サポーター養成講座を行った。又、事業者と連携し9月には若い世代も含め、交流・活躍の場創出事業でMCIに関する講話を行う。民生委員定例会や公民館行事、日常業務等でも高齢者の相談窓口であることや、介護保険に関する説明等、地域包括支援センターの役割を周知することができた。</p>	<p>①②地域の高齢者に対して、6月に老人福祉センターで健康教室を行った。市内小学校区で最も高齢化が進んでいる三省小学校で全校児童を対象として認知症サポーター養成講座を行った。又、事業者と連携し9月には若い世代も含め、交流・活躍の場創出事業でMCIに関する講話を行う。民生委員定例会や公民館行事、日常業務等でも高齢者の相談窓口であることや、介護保険に関する説明等、地域包括支援センターの役割を周知することができた。</p>	
<p>①在宅生活を支援するボランティア等社会資源の情報が不足している。 ②認知症等の精神疾患への理解や高齢者虐待に対する認識不足がある。複合的な課題を持つ世帯に対して、適切な医療機関や支援機関等に結び付けたい。 ③センターの活動が地域住民に見えないため、広報が必要である</p>	<p>①ボランティア等の社会資源について、介護支援専門員等の支援者が効果的に活用できるようにする ②認知症についての普及啓発、高齢者虐待防止の啓発。 8050問題での若年層への対応は、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する ③広報紙を作成しセンターの活動を具体的に紹介することで、住民の理解が向上する</p>	<p>①ボランティア等の社会資源について、介護支援専門員等の支援者が効果的に活用できるようにする ②認知症についての普及啓発、高齢者虐待防止の啓発。 8050問題での若年層への対応は、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する ③広報紙を作成しセンターの活動を具体的に紹介することで、住民の理解が向上する</p>	<p>①上半期は未実施である。1月に社会資源について、圏域内介護支援専門員に対して、連絡会にて実際に活動しているボランティア団体に活動状況等の情報提供してもらおう予定となる。また、今年度新たに立ち上げとなっている介護保険外でのサービス事業所の情報について整理している。 ②民生協定例会にてリーフレットを用いて高齢者虐待防止の啓発を行っている。民生委員へ心配な地域住民や些細なことでも早期の相談をすすめている。関係機関と協働で対応することで問題の深刻化を防ぐことができると情報提供し理解が得られ、相談に繋がっている。また認知症高齢者に対して認知症施策やセンターの事業の情報提供を行い、民生委員等からの相談に対しては随時認知症への理解を促している。 8050問題に対しては、弘前市生活福祉課自立支援室を講師に主任介護支援専門員への研修会を実施し、対応力向上を図った。センターが対応したケースでは、若年者の支援機関や医療機関との連携を図り対応することが多かった。今後も若年者の状態により連携先は多岐にわたるため、弘前市生活福祉課自立支援室も含め多様な機関と連携し対応していく。 また、若い世代へも認知症の普及啓発を行った。高校生や大学生を対象に認知症サポーター養成講座を行い、若い世代から認知症を正しく理解し、その対応について考えてもらうことで、将来的に認知症の方が住みやすい地域づくりに繋がっていくと考えている。認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)では学生と協働で行うことで、世代間交流となり、地域住民からも好評であった。 ③地域住民へセンターの役割をよりよく知ってもらうため、広報紙の内容や配布方法等の検討を高齢者支援ネットワーク会議で実施している。地域の各代表者と検討し、センターに寄せられる具体的な相談内容を例示した広報紙を作成し毎月配布している。配布時期が9月末から10月上旬であったが、9月末時点においても広報紙をみたと電話相談が1件程寄せられている。広報紙を通じて地域住民がセンターを知りやすくなり、早期相談に繋がることができると考えている。</p>	<p>①上半期は未実施である。1月に社会資源について、圏域内介護支援専門員に対して、連絡会にて実際に活動しているボランティア団体に活動状況等の情報提供してもらおう予定となる。また、今年度新たに立ち上げとなっている介護保険外でのサービス事業所の情報について整理している。 ②民生協定例会にてリーフレットを用いて高齢者虐待防止の啓発を行っている。民生委員へ心配な地域住民や些細なことでも早期の相談をすすめている。関係機関と協働で対応することで問題の深刻化を防ぐことができると情報提供し理解が得られ、相談に繋がっている。また認知症高齢者に対して認知症施策やセンターの事業の情報提供を行い、民生委員等からの相談に対しては随時認知症への理解を促している。 8050問題に対しては、弘前市生活福祉課自立支援室を講師に主任介護支援専門員への研修会を実施し、対応力向上を図った。センターが対応したケースでは、若年者の支援機関や医療機関との連携を図り対応することが多かった。今後も若年者の状態により連携先は多岐にわたるため、弘前市生活福祉課自立支援室も含め多様な機関と連携し対応していく。 また、若い世代へも認知症の普及啓発を行った。高校生や大学生を対象に認知症サポーター養成講座を行い、若い世代から認知症を正しく理解し、その対応について考えてもらうことで、将来的に認知症の方が住みやすい地域づくりに繋がっていくと考えている。認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)では学生と協働で行うことで、世代間交流となり、地域住民からも好評であった。 ③地域住民へセンターの役割をよりよく知ってもらうため、広報紙の内容や配布方法等の検討を高齢者支援ネットワーク会議で実施している。地域の各代表者と検討し、センターに寄せられる具体的な相談内容を例示した広報紙を作成し毎月配布している。配布時期が9月末から10月上旬であったが、9月末時点においても広報紙をみたと電話相談が1件程寄せられている。広報紙を通じて地域住民がセンターを知りやすくなり、早期相談に繋がることができると考えている。</p>	
<p>①医療・リハビリ・福祉それぞれ専門性の理解が不十分であり効果的な連携が難しい。 ②支援が必要な世帯ほど(認知症高齢者世帯や重層的・複合的課題世帯など)早期発見・早期介入が難しい。 ③重層的・複合的な課題(家族世帯に対し、世帯全体のマネジメントを支援する窓口がない。</p>	<p>①会議や研修会、意見交換の場において、医療・リハビリ・福祉専門職の参加を促し、互いの専門性の理解を深め連携強化を図る。 ②支援センターが活用されるよう、事業所へ向けた地域包括支援センターの周知を行う。 ③地域住民へ地域包括支援センターの理解と活用を広く普及させる。認知症サポーター養成講座、認知症カフェ(土曜の音楽カフェ)、介護者教室を開催し、認知症の理解と啓発を図る。 ④重層的・複合的な課題を抱えている世帯への対応力向上の為、地域ケア会議や研修会等において事例検討を行い理解を深める。</p>	<p>①会議や研修会、意見交換の場において、医療・リハビリ・福祉専門職の参加を促し、互いの専門性の理解を深め連携強化を図る。 ②支援センターが活用されるよう、事業所へ向けた地域包括支援センターの周知を行う。 ③地域住民へ地域包括支援センターの理解と活用を広く普及させる。認知症サポーター養成講座、認知症カフェ(土曜の音楽カフェ)、介護者教室を開催し、認知症の理解と啓発を図る。 ④重層的・複合的な課題を抱えている世帯への対応力向上の為、地域ケア会議や研修会等において事例検討を行い理解を深める。</p>	<p>①③地域ケア会議、介護支援専門員連絡会主催の研修会を開催。居宅介護支援事業所、医療機関、リハビリ専門職へ呼びかけ、会場・オンラインのハイブリッド型で参加を促した。困難事例に対しそれぞれの支援者がどのように関わり合っているのか、課題を共有し多職種視点から支援方針を検討することでお互いの理解を深め、顔の見え関係づくり、連携・協働の強化に繋がった。 ②認知症サポーター養成講座、認知症カフェ(土曜の音楽カフェ)を開催し地域住民の参加を得て認知症の普及啓発活動を図った。 ①②③地域の方の座談会、認知症介護者教室を開催し、地域住民、リハビリ専門職に参加いただいた。地域住民に対し介護予防、専門職の専門性の理解を促した。 ①②③地域包括支援センターが主催する事業を紹介パンフレットを新たに作成し、圏域4地区の民生委員・児童委員協議会、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、医療機関、薬局、金融機関、郵便局、一般企業へ配布、周知活動を行いセンターの周知を図った。 上半期の地域ケア推進会議において、前年度の地域ケア推進会議で参加いただいた方々を再度招集し、今年度目標に対する取り組みと課題、今後の方針について上半期の活動を報告し評価をいただいた意見を参考に今後の取り組みに繋げていく。</p>	<p>①③地域ケア会議、介護支援専門員連絡会主催の研修会を開催。居宅介護支援事業所、医療機関、リハビリ専門職へ呼びかけ、会場・オンラインのハイブリッド型で参加を促した。困難事例に対しそれぞれの支援者がどのように関わり合っているのか、課題を共有し多職種視点から支援方針を検討することでお互いの理解を深め、顔の見え関係づくり、連携・協働の強化に繋がった。 ②認知症サポーター養成講座、認知症カフェ(土曜の音楽カフェ)を開催し地域住民の参加を得て認知症の普及啓発活動を図った。 ①②③地域の方の座談会、認知症介護者教室を開催し、地域住民、リハビリ専門職に参加いただいた。地域住民に対し介護予防、専門職の専門性の理解を促した。 ①②③地域包括支援センターが主催する事業を紹介パンフレットを新たに作成し、圏域4地区の民生委員・児童委員協議会、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、医療機関、薬局、金融機関、郵便局、一般企業へ配布、周知活動を行いセンターの周知を図った。 上半期の地域ケア推進会議において、前年度の地域ケア推進会議で参加いただいた方々を再度招集し、今年度目標に対する取り組みと課題、今後の方針について上半期の活動を報告し評価をいただいた意見を参考に今後の取り組みに繋げていく。</p>	
<p>東部包括</p>	<p>東部包括</p>	<p>東部包括</p>	<p>東部包括</p>	<p>東部包括</p>	

令和4年度の活動方針		令和4年度目標に対する上半期の取り組みの評価	
地域課題		目標	
<p>①社会資源マップが上手く活用されていない。 ②認知症、病気になることへの理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。 ③圏域居宅介護支援事業所(包括支援センター)と医療や訪問看護との連携が弱く、虐待等につながる危険性がある。 ④自宅に閉じこもることが高齢者の状態が把握できない。</p>	<p>①社会資源マップの見直しで情報を追加し、実用性が高いものにしていく。 ②認知症サポーター養成講座・たいたいまサポーターの周知活動の推進。(学校、企業、町内会等) ③専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。 ④パンフレットの設置場所を拡大する。(スーパー、郵便局、銀行等)また、民生委員、町会長との連携を強化し、虐待や認知症についての啓発活動を行う。 ⑤実態把握強化・生活支援コーデイネーターと連携し、集いの場の活性化を図る。</p>	<p>①圏域介護支援専門員へ修正点やどんな情報があれば良いかの情報収集を行い、新しいマップを作成中となっている。 ②認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座は民生委員や圏域施設へ声掛けを行って、各1回開催できた。コロナの感染拡大もあり予定している学校や企業、町内会への働きかけが出来ていない状況である。下半期どのように呼びかけを行っていくかの話し合いを行っている。 ③下半期「訪問看護の役割」について研修機会を設け交流の場を設定する。 ④パンフレット設置場所を回り、状況を確認し、パンフレットの補充や接抄回りを行った。 民生委員定例会は毎月参加、町会長会議は年度初め参加し、講座の周知や消費者被害についてなど説明を行い、上半期は、民生委員定例会での認知症サポーター養成講座開催や下半期の予定も確定されている。 ⑤今年度は、コロナがここ2年間の中でも、特に拡大が大きく、なかなか、1件1件まわることが難しい状況であった。(デイサービスも、かなりの確率で休館や利用自粛等の措置が取られていて、いろんな人が回って自宅に来ることを懸念する声も聞かれていた)</p> <p>集いの場も、月1回で様子を見ている。利用者が、0人という日はなし。地域のリーダー候補への引継ぎのタイミングを生活支援コーデイネーターと検討中である。ガソスタネットワークも、生活支援コーデイネーターと常に相談し、ポスターの修正も入れて、下半期で貼り替え予定となっている。</p>	
<p>①認知症の理解が不十分のため、重度化してからの相談が多く、相談窓口の周知を図る必要がある。 ②地域との関わりが薄く認知症の人や孤立している高齢者が多いため、地域で見守り体制を整える必要がある。 ③キーパーソン不在で問題を多く抱える高齢者が多く、支援体制を整える必要がある。</p>	<p>①認知症の知識普及のための活動を行い、総合相談窓口として地域包括支援センターの周知を図る。 ②民生委員や関係機関と協力し、孤立している高齢者の見守り体制を整え、居場所作りの支援や認知症カフェを開催する。 ③関係機関で情報共有し、連携を図りながら支援体制を整える。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座を開催し36名対象に実施できた。昨年、一昨年とコロナの影響もあり開催に至らなかったため、年度始めに民児協会長やふれあい居場所、地域のスーパーに出向き普及啓発を行った。また「認知症予防」をテーマに出前講座を2回開催し認知症の知識普及と地域包括支援センターの周知を図ることができた。 ②地区民児協の定例会に出席。地域のふれあい居場所を定期的に訪問し関係性を築いている。プランチ・シルバー会議では圏域の気になる住民の情報を共有し、地区の民生委員とは見守りが必要な高齢者を一緒に訪問し連携を図っている。また認知症カフェを3回開催し計47名の参加があり、殆どの方が継続して参加し居場所の支援に繋がっている。 ③障害を持った家族のケースについて関係機関と情報共有し連携して支援に繋がっている。多くの問題を抱えるケースについては連携強化が必要なため継続して体制作りを図って行きたい。</p>	
<p>・同居を含む高齢者世帯においては、受診や外出、社会参加が制限されることで引きこもりを招き、フレイルを引き起こす大きな要因となっている。 ・地域コミュニケーションから孤立している高齢者の地域における見守りや互助が脆弱である。 ・地域住民の介護予防に対する意識が低い。</p>	<p>①地域住民による地域包括支援センター機能(相談機能や出前講座など)の活用促進。 ②多職種連携による介護予防やフレイル予防に向けた地域活動の基盤づくり。 ③民生委員、町会長、地域包括支援センターの三者間の連携強化。 ④介護や認知症、介護予防や健康増進に関する地域住民への知識の啓発。</p>	<p>①地域住民や地域関係者の地域包括支援センター機能の活用促進に向け、地域に向けて地域包括支援センターの活動周知の一環として、圏域各地区の町会(計460班)に北部地域包括支援センターに関する広報誌を発行し回覧している。広報誌の回覧により幅広い世代への活動周知にも繋がっている様子であり、継続して地域住民が興味関心を持つてくるような記事内容を検討しながら広報誌を作成、発行、回覧することで、更なる地域への活動周知に繋がっていく。 ②地域ケア個別会議での医療専門職、リハビリ専門職、福祉専門職、介護専門職など多職種によるケース検討の推進を図るなかで、会議での関わりを通じた専門職や専門職が所属する専門職団体とのネットワーク構築にも繋がっており、地域づくりの側面からも今後の連携の可能性が期待される。 ③地区社協会長の地域ケア個別会議への出席から、地区社協からの認知症サポーター養成講座の依頼に繋がるなど、町会長や民生委員以外の地域関係者とのネットワーク構築に繋がっている。上半期は船沢地区と裾野地区の地区社協とのネットワーク構築がされたため、下半期は高杉地区と新和地区の地区社協とのネットワーク構築に繋がっていく。 ④4月より保健師が配置となり、地域高齢者への特定健診等の受診勧奨や健康状態不明者把握のための戸別訪問活動により、これまで訪問履歴がなかった高齢者世帯へのアウトリーチの推進に大きく繋がっている。また、継続的な地域での保健活動やイキイキ体操教室が介護予防や健康増進に関する地域啓発にも繋がるだろうことが期待されることである。</p>	
<p>西部包括</p>	<p>南部包括</p>	<p>北部包括</p>	

(様式第1号)

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R4.4.1現在)	保健師 2人	予防給付プラン担当 3人	プラン手数 2箇所
	社会福祉士 2人	その他(センターの他職種兼務以外のもの) 1人	
	主任ケアマネ 1人		

令和4年度の活動方針(地域課題・目標)		令和4年度目標に対する上半期の取組の評価	
<p>地域の実態</p> <p>①認知症高齢者の対応について理解が不足しているため、外出リスク(感染症や交通事故、帰宅できないなど)を恐れ、外出の機会が減少し「閉じこもり」の高齢者が増えている。</p> <p>②認知症高齢者の意思決定を支える支援者は、本人の意思確認が困難な場合が多く、意向に寄り添っているが常に葛藤している。</p> <p>地域課題</p> <p>①認知症高齢者に対する地域住民主体の見守り体制が不十分である。</p> <p>②認知症高齢者が、自らの意向を伝える機会を逃している場合が多い。</p>	<p>令和4年度上半期要綱</p> <p>R4年度上半期要綱</p> <p>実施内容 ①新規:27件実施。全例2週間以内に対応することができた。</p> <p>回数等 ①27件</p>	<p>①地域住民主体の認知症高齢者を見守りをする目的とし、「第一包括わんわんパトロール隊」を立ち上げ活動を開始した。4/27には出発式を開催し、登録者21名、愛犬16頭、民生委員5名、町会長1名、法人幹部2名、弘前市ボランティアセンター1名、包括職員5名、計35名が参加し、北大通をパトロールすることができた。登録者からの要望で、月1回ゴミ拾いをしながらのパトロールを6月から11月までの予定で実施している。実際の活動の中で認知症高齢者の発見対応事例はまだ報告されていないが、日々の何気ない犬の散歩の時間を活用した見守り体制を構築することができた。9/30現在25名25頭が登録し活動中。下期には、新規登録者に対し事前学習会として認知症サポーター養成講座と声かけ訓練や、登録者へのフォローアップ研修等を計画しており取り組みを進めたい。</p> <p>②相談業務の中で積極的に「これからノート」の活用を提案している。下期に終活セミナーを計画しており、相談状況から内容を「延命治療・墓じまい・遺言等に関すること」とし集合型での開催を予定している。このテーマは圏域介護支援専門員の関心も高く、オンラインで同時開催を予定している。</p>	<p>R4年度下半期の計画、取組</p> <p>①アセスメント・スクリーニングを丁寧に行いながら、自立支援を視野に多様なサービスの情報提供を行っていく。</p>

項目	令和4年度計画		令和4年度上半期要綱		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	実施内容	実施内容	回数等		
基本 チエックリスト該当者に係るケアマネジメント	<p>令和4年度計画</p> <p>総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。</p>	<p>R4年度計画内容</p> <p>①制度説明や基本チエックリストを実施し、地域の社会資源の活用も含めたマネージメントを実施する。</p>	<p>R4年度上半期要綱</p> <p>実施内容</p> <p>①新規:27件実施。全例2週間以内に対応することができた。</p>	<p>回数等</p> <p>①27件</p>	<p>①相談者に説明を行い必要なサービスにつなぐことができた。また、必要時総合事業の説明を行いチエックリストを実施し適切なサービス利用につながっている。</p>	<p>R4年度下半期の計画、取組</p> <p>①アセスメント・スクリーニングを丁寧に行いながら、自立支援を視野に多様なサービスの情報提供を行っていく。</p>

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	<p>地域・各関係機関との関係づくり、ネットワーク構築に努める。</p> <p>①民生委員定例会への参加や、地区会長と情報交換を行う。</p> <p>②商業施設や金融機関との情報交換</p> <p>③津軽地域ケアネットワーク定例会等への参加と情報提供</p> <p>④圏域グループホーム等運営推進会議への参加。</p> <p>⑤生活支援コーディネーターとの情報交換</p>	<p>①年1回以上</p> <p>②年1回以上</p> <p>③年2回以上</p> <p>④開催時</p> <p>⑤年2回以上</p>	<p>①和徳南地区定例会に参加。4地区会長訪問し情報交換を行う。</p> <p>②ドラックストア一他商業施設と情報交換する。</p> <p>③津軽地域ケアネットワーク会長との情報交換を行った準備を進めている。</p> <p>④グループホームやナーシングホーム・小規模多機能事業所の会議へ参加。</p> <p>⑤第2層協議体設置に向けた情報交換を実施。</p>	<p>①定例会:1回</p> <p>情報交換:1回</p> <p>②2回</p> <p>③情報交流:3回</p> <p>④9回</p> <p>⑤2回実施</p>	<p>①～⑤感染対策を視野に入れ状況に合わせて形で、関係づくりを行うことができた。特に生活支援コーディネーターとの情報交換から第2層協議体の設置について検討することができ、新たなネットワークを構築できたと。今後は定例で情報交換が可能となり、住民視点の地域課題抽出や解決策の検討などが行われることを期待している。下期に第1回目の会議の開催が予定されている。</p>	<p>①～⑤引き続き実施する。特に、③の定例会開催に向けた準備を行っている。また、⑤の協議体設置に協力しながら、設置後の活動を支援したい。</p>
イ	<p>地域住民や民生委員、その他関係機関からの情報提供により実態把握に努める。</p>	<p>①連携会議 月1回開催</p> <p>②在介:実態把握 年間50件以上</p>	<p>①オンラインで確実に開催できている。</p> <p>②新型コロナウイルスの感染拡大状況に合わせて実施している。</p>	<p>①6回</p> <p>②たちまち:29件</p> <p>幸陽荘:21件</p>	<p>①②感染拡大状況に合わせて形で実施できている。</p>	<p>①②継続して実施する。</p>
ウ	<p>①三職種が切れ目なく対応できるように情報共有を強化し、他機関への情報提供や関係機関への紹介をスムーズに行う。</p> <p>②窓口周知に取り込む。</p>	<p>①毎日</p> <p>②随時</p>	<p>①朝のミーティングや個別の事例発生時に意見交換しながら支援にあたることできている。</p> <p>②圏域事業所や近郊の病院・民生委員にパンフレットを渡した。</p>	<p>①平日毎日実施</p> <p>②事業所:90件</p> <p>病院:21件</p> <p>民生委員:54名</p>	<p>①計画通り実施できている。そのため、担当不在時でもスムーズに対応できている。</p> <p>②計画通り実施できている。民生委員からの相談が増え窓口の周知につながっている。</p>	<p>①②継続して実施する。</p>

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	内容	回数	実施内容	回数	回数	回数		
ア	①成年後見制度について普及啓発を図る。 ②成年後見制度が必要な場合は、スムーズに相談・申立て支援を行う。	①年4回以上 ②随時	①民生委員定例会、グループホーム運営推進会議等での広報や関係機関への資料提供をする。 ②相談、申し立て支援を行う。	①年4回以上 ②随時	①定例会や運営推進会議で後見人について情報提供できた。 ②申し立ては5件実施。	①4回 ②5件	①後見人制度について定例会や運営推進会議以外でも地域住民に意識的に啓蒙することができた。 ②迅速に相談対応し権利擁護センターの助言を受けながら進めることができています。	①②継続して実施する。
イ	措置を要するケースが発生した場合は、市の関係部署と連携し対応する。	①随時	①市の関係部署、受け入れ措置施設と連携し対応する。	①該当ケースなし	①該当なし	①該当なし	①措置に至るケースはなかった。	①発生時には市に対応を求めたい。
ウ	養護者による高齢者虐待に関わる通報を受けた場合は、速やかに対応する。 ②必要時、個別ケース会議を開催し支援方法を検討する。	①随時 ②随時	①虐待対応マニュアルに基づき関係部署と連携し対応する。 ②必要時、個別ケース会議を開催し支援方法を検討する。	①直接接触することができない事例などあり市と協議し虐待疑いとなった事例が4例中3例あった。 ②個別ケース会議の実施までは至っていない。	①4件 ②なし	①4件 ②なし	①他者との接触を避けている家族に対し安全を確保したうえで接触するのは非常に難しく、市と協議し対応するが、事実確認の在り方について再確認することが必要だと考え。 ②上期の対応事例についての振り返りの機会を検討したい。	①②継続して実施する。
エ	事実確認後、課題を整理し支援の方向性を関係者で協議する。	①随時	①包括内三職種カンファレンスや地域ケア個別会議、担当者会議を開催することで課題を整理し、支援方法を検討する。	①日常的な意見交換に加え、三職種カンファレンスを月1回開催し支援方法を検討できた。	①6回	①6回	①随時意見交換できる体制を整え、カンファレンスでは集中的に検討することができた。	①下期は三職種の意見交換やカンファレンスを基軸に置きながら、関係者間で担当者会議を実施し、整理できない事例は地域ケア個別会議で検討する。
オ	消費者被害に関する最新情報を把握し住民に伝達する体制を構築する。	①年1回以上 ②随時	①市民生活センターからの最新情報を民生委員を通じて住民に提供する。 ②消費者被害に関する相談は市民生活センターと連携して行う。	①園内民生委員にパンフレットを配布し情報提供した。 ②該当事例無し	①資料配布:1回 ②0件	①資料配布:1回 ②0件	①民生委員や地域住民に対し資料提供することができた。 ②事例が発生した場合は速やかに相談したい。	①②継続して実施する。

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

項目	4 年度計画				R4 年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	令和4	年度計画	R4 年度計画内容	回数等	R4 年度上半期実績	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	①他職種・他機関と連携し、地域ケア個別会議や推進会議を開催する。	①個別：年4回以上 推進：年2回	①個別・推進ともにオンラインで開催することなどができ感染拡大状況に影響されることはなかった。	①個別：2回 推進：1回	①地域ケア会議のオンラインでの運営マニュアルを他包括の運営方法を参考にしながら作成することができた。また、議論しやすいよう事前の論点整理など資料やワークシートを工夫。推進では「免許返納」について検討し、地域課題や政策提言で限られた時間で議論を深めることができた。	①オンライン会議を積極的に進めながら、内容を深めることができるように検討を重ね、継続する。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を図る。	①リーダークラス会議を実施し、介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	①会議：年2回以上	①2回開催し、意見交換会や学習会のテーマを決定し、内容の検討を行うことができた。	①会議：2回	①リーダークラス会議を中心に介護支援専門員の高員を集約し、意見交換会や学習会を開催できる仕組みづくりができたことと考える。この仕組みがうまく機能している。今後はいきざいと考えている。	①継続して実施する。
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	①個別相談 ②介護支援専門員対象の学習会や意見交換会を開催する。	①随時 ②年2回	①新規相談：22件あり。随時対応している。 ②介護支援専門員の意見を反映し、学習会や意見交換会を開催することができた。	①相談：22件 ②学習会2回 意見交換会1回	①②介護支援専門員から意見を聞いたことで雰囲気づくりができた。今後は、さらに相談しやすい関係性の構築と主任介護支援専門員の活躍の場を提供できるように支援していきたいと考えている。	①②継続して実施する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを生かした具体的な支援方針の検討や後方支援を行う。 ②困難事例については地域ケア個別会議の活用を提案し実施する。	①随時 ②随時	①同行訪問を1件実施し、後方支援を行うことができた。 ②個別会議を実施する前に担当者会議で検討し課題整理することができた。	①同行訪問：1件 ②担当者会議：1件	①同行訪問し、後方支援をすることができた。 ②個別会議を提案するが担当者会議で課題整理できている。地域ケア個別会議を気軽に実施できるような提案していきたい。	①継続して実施する。 ②困難事例については積極的に個別会議を提案する。

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター一名 弘前市第一地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	市内認知症地域支援推進員と連携し地域住民による高齢者の見守り活動(第一包括わんわんパトロール隊)を実施する。 ①事前学習として認知症サポーター養成講座を位置づけ実施する。 ③第一包括わんわんパトロール隊登録者の名簿管理をする。 ④フオローアップ研修を実施する。	①年1回以上 ②令和3年度1回 令和4年度1回以上 ③登録者10名以上 ④2月に1回	①8/29連絡会にて情報提供できた。 ②R3.3/26は11名R4.7/23は8名受講された。同時に声かけ訓練も実施した。 ③すでに養成講座を受講している方もおり、9/30現在登録者25名愛犬25頭の名簿を管理している。 ④登録者の希望で11月に変更した。	①1回 ②19名受講 ③登録者25名 愛犬25頭 ④未実施	①～④計画通り立ち上げ活動を開始することができた。登録者からの意見で、6月から11月まで月1回ゴミ拾いをしながらパトロールを実施している。登録者間の交流や周囲へのアピール、地域貢献ができていく活動であり継続したい。	①～④継続して実施する。
イ 認知症の人や家族への支援	認知症に関する住民教育や早期相談の場所として感染対策を徹底した認知症カフェを開催する。 ②認知症カフェを開催する。(協力機関との共同運営) ③運営主体の移行先について生活支援コーディネーターと情報交換し検討する。	①年30か所以上 ②年5回 ③年1回以上	①圏域事業所90件、近郊の病院21件、商業施設6件、調剤薬局1件、民生委員54名にチラシを配布した。その他個別に相談者等に配布している。 ②感染拡大状況に合わせた対策を行い時間短縮なども行い3回開催できた。 ③情報交換を行うことができた。	①172件配布 ②3回 ③1回	①積極的に広報に努めることができた。 ②感染対策を十分とりながら開催できており、参加者も固定化してきた。どのタイミングで参加者をどの程度まで拡大するのか検討が必要。 ③圏域内の居場所の運営状況について情報交換することができた。現状での移行先としての検討は難しいと思われる。ボランティアの協力を得ることはできないか検討が必要。	①チラシの配布先など効果を検証し対応していきたい。 ②引き続き感染対策を十分行い実施する。 ③引き続き検討する。
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座を開催しサポーターを増やす。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①年10か所以上 ②年2回以上	①圏域事業所90件、近郊の病院21件、商業施設6件、調剤薬局1件、民生委員54名にチラシを配布した。 ②高校生やわんわんパト事前学習会など2回実施し38名が受講した。	①172か所 ②2回実施	①②172か所に対し広報し、養成講座開催につなげることができた。若い世代をターゲットに養成講座を実施したいと考えていたが、参加者の8割が10代であった	①②継続して実施する。

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度上半期実績 回数等	課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等			
6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	<p>①地域ケア個別会議は定期開催を基本とするが、要望があった際は随時開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。</p> <p>②自立支援型のケア会議を開催し本人の自立支援や重度化防止を図る。</p> <p>個別支援と地域課題の把握</p>	<p>①年4回</p> <p>④年2回</p> <p>②年1回以上</p>	<p>①地域ケア個別会議開催</p> <p>④地域ケア推進会議開催</p> <p>②圏域の介護支援専門員に呼び掛ける自立支援型ケア会議を開催する。</p>	<p>①年4回</p> <p>④年2回</p> <p>②年1回以上</p>	<p>①3回実施でき、うち1回は随時開催することができた。</p> <p>④1回実施でき「免許返納」について検討できた。</p> <p>②自立支援型のケア会議を1回開催することができた。</p>	<p>①②定期開催することができた。個別会議2回中1回は自立支援型で開催することができた。</p> <p>①②継続して実施する。</p>	<p>R4年度下半期の計画、取組</p>
7 地域包括支援センターで把握した地域課題	<p>【地域の実態】</p> <p>①運転に危険性を感じ支援者として免許返納を勧めたいが、認知症が背景にあり、本人・家族がなかなか納得をしないことが多い。</p> <p>【地域課題】</p> <p>①免許返納に関する広報が不足しており、本人家族への介入の仕方や本人や身近な人の受け止めが不十分。</p> <p>②免許返納後の移動手段が充実していないなど、自主返納のメリットが感じられない。</p> <p>【地域での対応方針】</p> <p>①支援者は免許返納について学び利用者に情報提供できるようにする。</p> <p>②市民レベルで政策提言できる仕組みづくりについて検討する。</p> <p>【市、関係団体への提言】</p> <p>①おでかけシニアバスを利用しやすく改善してほしい。(申し込み方法の簡素化や期間延長、対象者の拡大、自己負担の減免、定員の見直しなどを行う)</p> <p>②テレビなどを利用したわかりやすい広報に取組んでほしい</p> <p>③車いすなどでも移動しやすい道路を整備し、誰もが車がなくとも移動しやすい街にしてほしい。</p> <p>④介護タクシーや乗り合いタクシーを拡充してほしい。</p>						

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

保健師	2人	予防給付プラン担当	3人	プラン手数
社会福祉士	1人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0人	2
主任ケアマネ	1人			箇所

令和4年度の活動方針(地域課題・目標)	
<p>地域の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護者が一人で課題を抱え、介護負担が過重になっている事がある。 ・本人、家族のニーズに適した施設を選定する事が難しい。介護支援専門員の社会資源に関する情報が不足している。 ・身体機能、環境により活動範囲が狭くなっている。 <p>地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身が必要とするサービスが分からない。サービスに対する周知、把握が必要。 ・各年代毎に自身が課題を把握し対応していく必要がある。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域包括支援センターが高齢者の相談窓口であること、サービス利用についての方法を周知する。 ②若い世代も含めて健康寿命延伸に向けた働きかけをする。 	<p>令和4年度目標に対する上半期の取組の評価</p> <p>①②地域の高齢者に対して、6月に老人福祉センターで健康教室を行った。市内小学校区で最も高齢化が進んでいる三省小学校で全校児童を対象として認知症サポーター養成講座を行った。又、事業者と連携し9月には若い世代も含め、交流・活躍の場創出事業でMCIIに関する講話を行う。民生委員定例会や公民館行事、日常業務等でも高齢者の相談窓口であることや、介護保険に関する説明等、地域包括支援センターの役割を周知することができた。</p>

項目	令和4年度計画	R4年度計画内容		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チャックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	<p>・介護予防日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援しスムーズな利用をはかる。</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チャックリストを実施し該当者には適切、円滑な介護予防サービス支援計画書を作成する。</p>	<p>都度</p>	<p>①通所C利用者 ②事業対象者</p>	<p>①実7名 ②実112名 (9月末時点での利用者)</p>	<p>①②共に充分な説明をし、ご了解を得た上で意向確認をし一連の流れに沿って実施し、セルフケアの重要性が認識できるよう説明をした。</p>	<p>①②共、引き続き自立支援と重度化防止のため目標を設定し、取り組んで行けるよう支援する。特に通所Cのサービスが終了した方には身体機能が維持できるようフォローアップしていく。今後も総合事業の推奨を図り、利用者の状態を踏まえた目標に対し、適切なサービスが主体的に利用され、平行してセルフケアとして習慣化されるよう支援していく。</p>

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)		R4年度計画内容		R4年度上半期実績		課題・評価		R4年度下半期の計画、取組	
項目	令和4年度計画	実施内容	回数等	実施内容	回数等	課題・評価	課題・評価	課題・評価	課題・評価
ア	地域におおけるネットワーク構築	①民生委員定例会への参加。 ②公民館や町会など地域行事への参加。 ③圏域内のグループホーム、地域密着型子多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護の運営推進会議に参加。 ④城西二丁目・城西五丁目シルバーハウス生活相談会に参加する。	①定例会各1回 (藤代・城西地区) ②随時 ③地域密着型運営推進会議計4回 ④城西二丁目・城西五丁目各2回	①民生委員定例会に参加。 ②藤代公民館運営委員会に参加。 ③④については実施されず。	①定例会・藤代地区・城西地区・城西地区各1回 計3回 ② 1回 ③④ 0回	①民生委員定例会に参加し、地区民生委員との意見交換を実施。 ②藤代地区の公民館運営推進会議に参加でき、地区の住民と情報交換を行うことが出来た。 ③④新型コロナウイルス感染拡大防止による自衛の影響で、圏域内の各事業所運営推進会議や、シルバーハウス生活相談会は開催されなかった。	①②民生委員の定例会、公民館、町会主催の行事参加の要請があった際には可能な限り参加し、連携の取りやすい関係づくりに努める。 ③④運営推進会議や、生活相談会が開催される際には参加する。		
イ	実態把握	在宅介護支援センターと連携しながら、地区住民やその他の関係機関からの情報提供により地域の実態把握に努める。	①在宅介護支援センター連絡会年4回 ②実態把握年間250件	①在宅介護支援センターと連絡会を行った。	①連絡会2回 ②在介隣匠町26件 サインタ在介4件 第二包括116件 合計146件	①定期の連絡会の他に、必要時連絡をとり対応することが出来た。 ②実態把握件数は前年度より増加	引き継ぎ圏域の在宅介護支援センター、関係機関と連携して取り組んでいく。		
ウ	総合相談	総合相談窓口としての役割を周知していく。 多様な相談内容に対して、適宜状況把握を行い、相談内容に即したサービスまたは、各種制度に関する情報提供、適切な機関への紹介等を行う。	随時	新規相談や、懸案事項に関して、三職種専門性を活かして、情報を共有しながら対応した。	新規189件 継続10件 延べ199件	多様な相談内容に対して、職員間で情報共有をし、適切な機関への紹介ができた。	引き継ぎ、相談依頼に対して、情報を共有しながら、相談内容に応じた支援、適切な関係機関への紹介に努める。		

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	民生委員定例会や町会等主催の行事、地域密着型サービスの運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	随時	各関係機関との連携、正しい情報の提供、必要の際の申立の援助を行う。	① 4件 ② 3件	① 成年後見制度の内容から申立方法まで相談があり対応した。 ② 運営推進会議、町会行事等では周知することが出来た。	引き続き、必要時の相談対応、申立の支援を行っていく。		
イ 老人福祉施設等への措置の支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	随時	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求める。	0回	措置に至るケースはなかった。	必要時には市に実施を求める。		
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による速やかにマニュアルに沿って対応する。	随時	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応し、協議しながら対応していく。	6件	警察から市に連絡があり、状況確認とあった総緯が5件、居宅介護支援事業所から1件。状況確認の結果、虐待認定が4件あった。	高齢になってから虐待が始まったのではなく、高齢になる前より夫婦間、親子間での問題がありそれが高齢になることにより顕在化されているケースが多い。高齢になる前に対応する必要があると思われる。		
エ 困難事例への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	随時	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化を図る。	0件	困難事例はなかった。	困難事例がある場合は地域ケア会議等を活用し解決、対応力の強化を図っていく。		
オ 消費者被害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	随時	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	① 0件 ② 3回	① 消費者被害の相談はなかった。 ② 消費者被害予防のための周知を民生委員定例会で行った。	引き続き消費者被害が疑われる際には迅速に対応していく。		

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	①合同研修会 年:1回 ②地域ケア会議:6回(個別4回、推進2回)	①関係機関合同研修会「生活支援コーディネーターの役割」 ②地域ケア会議	① 1回 ②地域ケア個別会議 3回 地域ケア推進会議 1回	圏域内での関係機関を招集した合同研修会を7月開催。下半期にも開催を予定しており、多職種、多職種での意見交換の場を設ける。	R4年度下半期の計画、取組 関係機関合同研修会については下半期は11月に開催予定。地域ケア個別会議は11月、地域ケア推進会議は2月開催を計画。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員の連携強化を図る。	連絡会 年:5回	介護支援専門員相互に意見交換ができる場を設定。	①開催回数 2回(5月・7月)	介護支援専門員相互の意見交換の出来る場を設定する事で連携や情報共有が図られている。	年間計画通り開催を予定。 11月 3月
ウ 日常的個別指導・相談	専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。	①連絡会 年:5回 ②地域ケア個別会議 年:4回	圏域介護支援専門員を対象とした連絡会を開催。	①開催回数 2回(5月・7月) ②地域ケア個別会議 3回	介護支援専門員の連絡会や地域ケア会議などを通して、相談しやすい環境を整えることと、日常的に連携が図られている。	年間計画通り開催を予定。 11月 3月
エ 支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。	①相談内容に応じて各専門職の専門性を生かして対応する。 ②各専門職や関係機関と連携のもとに具体的な支援方針を検討し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。	①介護支援専門員からの相談件数 ②地域ケア個別会議の開催 ③支援困難ケースに対し、居宅介護支援専門員と同行訪問。	① 2件 ② 3回 ③ 2件	相談内容に応じて三職種で協議し、各専門職の専門性を活かして助言し課題解決に努めている。	相談内容に応じて三職種の専門性を活かして助言し、必要に応じて同行訪問等を行い、個別課題解決を行う。

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	内容	回数	内容	回数	内容	回数		
ア 関係機関との連携	①認知症疾患医療センターや精神病院、認知症サポート医と連携し会議や研修会等も活用して、関係性を築いていく。 ②ケアパスや認知症初期集中支援チームを地域住民や関係機関に周知し、連携していく。	①年1回 ②随時	①認知症関連の研修会の開催。 ②認知症地域支援推進員連絡会や関連した会議に参加する。	①年1回 ②随時	①認知症関連研修会 ②認知症地域支援推進員連絡会や関連した会議に参加。	①2回 ②1回	①老人福祉センターでの健康教室、事業者と連携してMCIの講演をし、住民へ認知症の正しい知識と対応についての意識向上を図った。 ②認知症関連の会議に参加し、関係機関と連絡を図った。	引き続き認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関との会議、他、研修会等を活用し関係性を築く。
イ 認知症の人や家族への支援	①認知症の疑いのある方に対しては、認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チームと連携し適切な医療や介護サービスにつなげていく。 ②家族や本人の支援については介護に関する相談や支援を行い、又認知症の人や家族のつどいや認知症カフェも紹介していく。	①認知症の人や家族のつどい参加：年1回 ②相談は随時	認知症の研修会や認知症の人や家族のつどい、情報交換等に参加し、情報交換する。	①認知症の人や家族のつどい参加。 ②相談は随時行っている。	①1回 ②30名	①②認知症の人や家族の会参加や認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関と連携し対応した。	①今後も病院、関係機関と連携し必要に応じ適切な医療ルートにのせ、状態に応じて介護サービスにつなげていく。 ②相談対応は継続して行っていく。 ③今後、初期集中支援チームの対応を要する症例があれば協力連携していく。	
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター増を目指す。 ②キャラバンメイト増を目指す。	①広報活動 ・藤代地区 ・西地区 ・城西地区 目標サポーター数80名 開催回数3回 ②随時	①住民や企業・職域団体、学校に対してサポーター養成講座について案内を行い、受講を働きかけて行く。 ②キャラバンメイトについて地域住民や各事業所等の連絡会を利用し働きかけていく。	①広報活動を民生委員定例会や、藤代公民館との情報交換会議、健康教室に参加した方へ働きかけた。 ②キャラバンメイト増に向けて働きかけをした。	①4回 ②3回	①サポーター養成講座の実施回数が少ない為、地域住民や民生委員、圏域事業所、大学生に認知症サポーター養成講座の案内をした。結果、小学生がサポーター養成講座を受講した。又、大学生がサポーター養成講座開催準備を手掛ける事となったため12月実施にむけ適宜アドバイスをした。 ②キャラバンメイトについては居宅介護支援事業所に対し受講機会があった場合は受講推奨をした。	①今後も継続して住民や企業、職域団体、学校に対してサポーター養成講座についての案内を行い、参加を働きかけていく。12月には大学生を対象としたサポーター養成講座を計画している。 ②キャラバンメイト増を求め、事業所などへ連絡会などを利用して働きかけていく。	

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定例開催と支援困難事例への対応としての随時開催を行う。 ②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等を通して住民からニーズの把握を行う。	①地域ケア個別会議、地域ケア推進会議の開催。 ②地域ケア個別会議:4回 その他 ②地域ケア推進会議:2回	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議	① 3回 ② 1回	①個別課題解決、地域課題発見のための会議を行った。(9月は書面会議) ②地域課題抽出を目的とした会議を行った。	①定期的な地域ケア個別会議開催予定(11月)。加えて必要時、地域ケア個別会議を開催する。 ②地域ケア推進会議では地域住民のニーズの把握ができるよう地域課題を整理、検討する。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ・本人と家族の意向が異なり、本人が望む生活を送ることが難しい。
- ・病状の認識と健康増進のための知識が低い。
- ・コロナ禍での活動制限により、心身機能の低下がある。
- ・独居の認知症高齢者を医療サービスにつなげる事が難しい。

【地域課題】

年度末で調整して課題を抽出します。

【地域での対応方針】

課題を抽出後に対応方針を検討します

【市、関係団体への提言】

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

職員配置 (R4.4.1現在)	保健師 2人	予防給付プラン担当 5人	ランチ数 2箇所
	社会福祉士 4人	その他(センターの他職種兼務以外のもの) 人	
	主任ケアマネ 2人		

令和4年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態
①在宅生活をす上で、介護保険では対応しきれない部分を支援してくれる有償ボランティア等の情報が不足している。
②認知症や精神疾患、貧困等の複合的な課題を抱えた8050問題では支援困難傾向となっている。
③地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが、役割や事業内容が見えにくいと声がある。
地域課題
①在宅生活を支援するボランティア等社会資源の情報が必要であり、介護支援専門員や地域住民等の支援者にとって十分ではない。
②認知症等の精神疾患への理解や高齢者虐待に対する認識不足がある。複合的な課題を持つ世帯に対して、適切な医療機関や支援機関等に結び付いていない。
③センターの活動が地域住民に見えないため、広報が必要である。

目標
①ボランティア等の社会資源について、介護支援専門員等の支援者が効果的に活用できるようにする。
②認知症についての普及啓発、高齢者虐待防止の啓発。8050問題での若年層への対応は、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する。
③広報紙を作成しセンターの活動を具体的に紹介することで、住民の理解が向上する。

令和4年度目標に対する上半期の取組の評価

①上半期は未実施である。1月に社会資源について、圏域内介護支援専門員に対して、連絡会にて実際に活動しているボランティア団体に活動状況等の情報提供をしよう予定となる。また、今年度新たに立ち上げなどしている介護保険外のサービス事業所の情報について整理している。
②民生協定例会にてリーフレットを用いて高齢者虐待防止の啓発を行っている。民生委員へ心配な地域住民や些細なことでも早期の相談をすすめている。関係機関と協働で対応することで問題の深刻化を防ぐことができると情報提供し理解が得られ、相談に繋がっている。また認知症高齢者に対して認知症施策やセンターの事業の情報提供を行い、民生委員等からの相談に対しては随時認知症への理解を促している。

8050問題に対しては、弘前市生活福祉課自立支援室を講師に主任介護支援専門員への研修会を実施し、対応力向上を図った。センターが対応したケースでは、若年者の支援機関や医療機関との連携を図り、自立支援室も含め多様な機関と連携し対応していく。
また、若い世代へも認知症の普及啓発を行った。高校生や大学生を対象に認知症サポーター養成講座を行い、若い世代から認知症を正しく理解し、その対応について考えてもらうことで、将来的に認知症の方が住みやすい地域づくりに繋がっていくと考えている。認知症カフェ(事業名:『燈燦カフェ』)では学生と協働を行うことで、世代間交流となり、地域住民からも好評であった。
③地域住民へセクシーの役割をよりよく知ってもらうため、広報紙の内容や配布方法等の検討を高齢者支援ネットワーク会議で実施している。地域の各代表者と検討し、センターに寄せられる具体的な相談内容等を例示した広報紙を作成し毎月配布している。配布時期が9月末から10月上旬であったが、9月末時点においても広報紙をみたと電話相談が1件程寄せられている。広報紙を通じて地域住民がセンターを知るきっかけとなり、早期相談に繋がることができると考えている。

1第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。 制度の説明、基本チェックリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをする。	2週間以内	制度の説明、基本チェックリストを実施、該当者には、意向を確認しケアマネジメントを行った。	事業対象者数 実228名	医療機関への受診拒否等で、介護保険申請ができず事業対象者として対応するケースもある。マネジメントや最低限のサービス調整となり、支援が難しい場合がある。	アセスメント、スクリーニングを丁寧に行い、自立支援も視野に入れないが、多様なサービスの情報提供を行い、対応する。関係性を築きながら、適切なサービスや支援に繋げていく。

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)		R4年度上半期実績		R4年度下半期の計画、取組	
項目	令和4年度計画	R4年度上半期実績	課題・評価	R4年度下半期の計画、取組	
ア	<p>①関係機関、住民組織と連携しやすい関係作りを行う。</p> <p>②介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。</p>	<p>①民生委員児童委員協議会など地域の集まりに参加する。</p> <p>②既存の住民主体の活動への参加や回覧等の発行、介護予防への啓発を行う。</p>	<p>①三大、文京地区民見協定会に参加。</p> <p>②コロナの影響で、住民主体の通いの場、活動ができず、未実施。</p> <p>民見協定会にて介護予防啓発のための資料を配布し、民生委員へ広報している。</p>	<p>①参加した民見協定会では、昨年度刷新し配布できていたパンフレットが有効的に活用できていると評価がある。第2層生活支援コーナーと参加することで、居場所等の情報共有ができています。</p> <p>②三大、文京民生委員へ介護予防啓発を行い、必要な地域住民への情報提供へ繋いでいる。住民主体の活動は再開する可能性が低いいため、啓発方法の検討が必要。</p>	<p>①新型コロナウイルス感染症拡大予防対策を取りながら、随時、関係機関、地域住民組織の活動に参加した際、連携や関係づくりを行う。</p> <p>②活動への参加以外での介護予防の啓発の方法を検討。</p>
イ	<p>高齢者の孤立・孤独死防止、重度化防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。</p>	<p>①年間150件</p>	<p>①相談対応等した方や昨年度訪問した方を中心に実施。</p>	<p>①98件うち独居39件</p>	<p>①独居、高齢者世帯を中心に対象者の生活状況、健康状態、支援できる親族等の実態把握に努める。近隣住民や町内会、民生委員との繋がりが希薄なマンション住民等へアプローチを検討していく。</p>
ウ	<p>①的確な状況把握を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介を行う。</p> <p>②地域の関係機関、スーパ、金融機関、郵便局、医療機関などに広報活動を行い、認知症高齢者、虐待、要支援者の早期発見と、相談しやすい窓口をめざす。</p>	<p>①随時 ②ア・年4回 イ・年2回 ウ・年30か所</p>	<p>①必要時訪問等での確かな状態把握をし、適切な関係機関や支援へ繋げている。</p> <p>②ア、三大、文京地区民見協定会にて民生委員へ配付。</p> <p>イ、高齢者支援ネットワーク会議にて地域の各代表者から意見をもらい作成したセンターの広報紙を圏域内全町会長等へ訪問、広報紙の配布と広報活動を9月に行った。</p> <p>ウ、6月に圏域内の金融機関、医療機関等38か所へ配付、設置依頼をしている。</p>	<p>①随時 ②ア・2回 イ・1回 ウ・38か所</p>	<p>①より相談しやすい窓口として、適切な対応を重ねていく必要がある。</p> <p>②ア、民生委員からの相談に繋がっている。</p> <p>イ、9月に町会へ配付しているが、ほとんどの町会が回覧板を利用しての毎月配布は10月上旬となっている。9月中に回覧した町会では、さっそく広報紙を見た地域住民からの相談があった。</p> <p>ウ、広報活動を行うことで、金融機関からの相談に繋がったケースがある。</p>

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	① 成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。 ② 成年後見制度の活用が必要な場合は、相談、申立ての支援を行う。	① ア・年4回 ② 随時	① 文京地区、三大地区、民原協定例会等で制度パネラットを配布。圏域内介護支援専門員へインタビューの活用、情報提供もしている。 ② 市福祉総務課、市社協、弘前圏域権利擁護支援センターと連携、支援。	① 2回 ② 相談4件 申立済3件 支援中1件	① 各市区民協定例会参加時に広報。地域住民等の集会等は新型コロナウィルス感染予防のため中止となり、広報機会が少なくなっている。 ② 昨年と比べて相談件数は半数。申立て支援は回数。対象者は依存症や精神疾患等で金銭管理ができず在宅生活が困難、同時に施設入居も調整。対応できる施設が少ない等、対応に苦慮。反面、制度が普及され、判断力がある段階で、任意後見制度の相談や申立支援があった。	下半期も民原協定例会へ参加し広報していく。また地域住民等の集会については情報収集し、開催時参加し、情報提供していく。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携を図り、対応する。	随時	分離措置はなかったものの、家族の対応で精神科入院等、包括対応時にはすでに分離しているケースがあった。	0回	認知症で被害妄想等から暴力的になり、虐待通報時点で、すでに自主的に避難、分離しているケースが多い。速やかに緊急性の判断、分離措置ができるように各関係機関との連携が必要。	速やかに実態把握に努め、緊急性があり、分離措置を要するケースが発生した場合には、関係機関や弘前市の関係部署と連携し対応する。
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に係る通報等を受けた後は、速やかに対応を図る。また高齢者虐待防止の周知を図る。	① 随時 ② 随時 ③ 年4回	① 虐待疑いで通報実5件、うち虐待認定2件 ② 情報共有、今後の対応方針、役割分担を整理するための虐待対応ケース会議を開催。 ③ 文京地区、三大地区の民原協定例会にてリーフレット使用し啓発。	① 随時 ② 2回 ③ 2回	① 速やかに実態把握に努め支援している。身体的・心理的虐待の重複2件、うち1件は性的虐待も重複。虐待の有無の判断がしなげな虐待疑いとして対応したケース1件。 ② いずれも緊急性の検討、関係機関との連絡体制や役割分担等を検討。 ③ 予防的対応を目的に早い段階からの相談を声がけし、民生委員からの問い合わせ等がある。	① 虐待対応マニュアルに基づき関係機関と連携を図り対応する。分離措置は関係機関と事前に協議対応する。 ② 相談支援事業所や医療機関等の関係機関との連携に努める。支援方針に係る重要な判断は、関係機関が連携し、組織的な判断ができるよう必要に応じて虐待対応ケース会議を開催する。 ③ 下半期は一大、二大民原協定実
エ 困難事例への対応	事実確認後、課題を把握し、援助の方向性(支援策)を関係者間で協議する。	随時	主催ではないが、ヤングケアラーやアルコール依存症、虐待対応最終ケースで関係機関と課題整理や連携等を目的に会議に出席。	随時	ヤングケアラーでは弘前市子ども家庭課、児童相談所等の児童の支援機関、アルコール依存症や虐待対応最終ケースでは医療機関、相談支援事業所等と対応方針や役割分担を図っている。	課題の整理、支援ネットワークの構築等が必要なケースでは、随時地域ケア個別会議を開催し、関係機関と連携を図る。
オ 消費者被害の防止	弘前市市民生活センターと連携を図り、電話や窓口にて消費者被害に関する情報を把握し、民生委員、介護支援専門員、在宅介護支援センター、ホームヘルパーなどへ情報提供を行う。	① 年4回	① 地域高齢者集会、民原協定例会などで情報提供、予防啓発する。	① 2回	① 生活センターの注意喚起資料等を配布、実際にあった事例等の情報共有を行い、予防啓発を図っている。	① 下半期は一大、二大民原協定実

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	<p>① 圏域の介護支援専門員が関係機関とスムーズな連携が出来るよう支援する。</p> <p>② 日常業務について意見交換できる場を設定する。</p> <p>③ 圏域の主任介護支援専門員と連携し、スキルアップ出来る企画を協働で検討、実施する。</p>	<p>年2回</p>	<p>地域連携をテーマに有森員栄養士会から管理栄養士を講師として研修会をオンラインで実施。</p>	1回	<p>講師と介護支援専門員とで情報共有すること、マネジメントに活かせる、より実践的な知識習得の機会となった。</p>	<p>12月に精神疾患について精神保健福祉士を講師として、精神疾患の症状や対応等についてオンラインで実施予定。</p>
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	<p>① 圏域の介護支援専門員と連携を強化する。</p> <p>② 日常業務について意見交換できる場を設定する。</p> <p>③ 圏域の主任介護支援専門員と連携し、スキルアップ出来る企画を協働で検討、実施する。</p>	<p>① 上半期1回</p> <p>② 年1回</p> <p>③ 年2回</p>	<p>① 圏域介護支援専門員38名(うち主任介護支援専門員19名)</p> <p>② 圏域内通所介護事業所と意見交換を実施。</p> <p>③ 主任介護支援専門員連絡会を実施。就業自立支援室の事業内容や役割について学ぶことが出来た。</p>	<p>① 1回</p> <p>② 1回</p> <p>③ 1回</p>	<p>① 介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握することと地域課題の整理や会議への参加等、協力を得ることが出来ている。</p> <p>② 各通所介護事業所の特色や雰囲気等パンフレットでは把握できなかった。またそれぞれの立場から利用者や家族の支援について意見交換することができている。</p> <p>③ オンラインで実施、生活困窮を含む複合的な課題を持つケアマネジメント等を学び、必要な支援に繋げるための基礎的な知識を得ることができた。</p>	<p>①②上半期同様、連携しながら地域の活動に活かしていく。</p> <p>③ 1月に社会資源について、実際に活動しているボランティア団体に活動状況等の情報提供をしてもらう予定。</p>
ウ 日常的個別指導・相談	<p>地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気づきや学びが得られるよう支援する。</p>	<p>年6回</p>	<p>自立支援に向けた定期開催と随時開催を行うことが出来た。</p>	<p>定期3回</p>	<p>地域ケア個別会議を通して他職種からの多角的な視点での助言を得たり、汎用性の高いケーススタディにすることが期待できた。</p>	<p>定期開催のほか、介護支援専門員から依頼があれば必要に応じて随時、開催を実施していく。</p>
エ 支援困難事例等への指導・助言	<p>介護支援専門員への効果的な支援を行う。</p>	<p>①②随時</p>	<p>① 認知症独居高齢者のサービス利用料支払いについて、ケアマネと同行訪問支援。</p> <p>② 包括主権ではないが、精神疾患がある娘との同居ケースでの会議参加となっている。</p>	<p>① 1件</p> <p>② 1回</p>	<p>① サービス利用料支払いの理解ができず、サービス利用に繋がらない等あり、同行訪問等の後方支援再発が繰り返されている。</p> <p>② サービスでもあり、担当介護支援専門員への後方支援として、娘が入院中に医療機関や相談支援事業所と支援方針等を検討している。</p>	<p>① ケースの状況に応じ、同行訪問等の支援をしていく。</p> <p>② 必要時、介護支援専門員が多角的な視点での支援が出来るように地域ケア個別会議の提案、実施する。</p>

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	<p>①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症疾患医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。</p> <p>②認知症初期集中支援チームと連携する。</p>	<p>①年4回</p> <p>②随時</p>	<p>①三大、文京地区民児協定例会にて広報。6月に認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)チラシを文京地区町会回覧板を広報、医療機関や薬局にも配布している。</p> <p>②上半期で認知症初期集中支援チームに相談する対象者はいなかった。</p>	<p>①2回</p> <p>②随時</p>	<p>①今年度から認知症疾患医療センターと認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)を連携を図り実施している。回覧板でチラシを見て参加した認知症介護者の参加に繋がっている。</p> <p>②認知症の相談はあるので、必要時認知症初期集中支援チームへ繋がっていく。</p>	<p>①下半期は一大、二大地区民児協定例会で広報予定。認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)を11月、3月に実施予定。文京地区町会回覧板、医療機関、薬局へ広報予定。より地域に根差した集いの場とするため、一度参加していただいた方が継続して参加できるように取り組みを実施していく。</p>
イ 認知症の人やその家族への支援	<p>①認知症の人やその家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。</p> <p>②認知症の人やその家族に対して、相談・支援を行う。</p>	<p>①ア・年3回</p> <p>イ・年3回</p> <p>②随時</p>	<p>①ア、弘前学院大学にて実施、地域住民5名、専門職3名、学生ボランティアサークル10名等が参加している。</p> <p>イ、学生ボランティア、学生ボランティアサークル、愛成会病院等と振り返りを実施。</p> <p>②認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)に参加し、必要時相談受付をしている。</p>	<p>①ア・1回</p> <p>イ、1回</p> <p>②1回</p>	<p>①②地域の高齢者と学生ボランティアと一緒に学び集う場となり、世代間交流となっていると評価を受けた。また圏域内居宅介護支援事業所へオンラインでの参加を受付、1名の参加があった。</p>	<p>認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)を11月、3月に実施予定。地域に根差した集いの場とするため、まずは継続して参加できるように取り組み等を実施していく。</p>
ウ 知識の普及	<p>①認知症サポーター養成講座等について、広報、開催の働きかけを実施。要請に応じて計画・実施する。</p> <p>②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画・実施する。</p>	<p>①ア・年5回以上</p> <p>イ・目標人数100人</p> <p>②随時</p>	<p>①ア、イ、弘前実業高校にて学生へ実施。</p> <p>②認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)実施準備から弘前学院大学学生と協働で行っている。</p>	<p>①ア・1回</p> <p>イ・25名</p> <p>②1回</p>	<p>①弘前実業高校で開催し、若い世代へも関心をもってもらった。</p> <p>②学生ボランティアから、認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)での時間の確保だけでなく、地域住民との交流の時間も設けてはどうかと等、意欲的に企画運営に携わっている。</p>	<p>参加者や共同で企画運営に携わっている学生や愛成会病院等からの意見等を取り入れながら、下半期の実施に繋げていく。</p>

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	<p>①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別支援と地域課題の抽出を図る。</p> <p>②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。</p> <p>③地域住民、民生委員等関係者に会議参加の呼びかけを行う。</p> <p>④積極的に自立支援に向けたケアの検討を促す。</p>	<p>①年6回</p> <p>②年5回</p> <p>③随時</p> <p>④年6回</p>	<p>①定期開催、随時開催実施</p> <p>②地域の代表者が参加する地域課題の整理。認知症カフェ(事業名:『橙燎カフェ』)の運営について、関係機関、学生と協議。</p> <p>③会議の召集の際に地域ケア会議の主旨や目的を示した運営方針を示すほか口頭でも説明している。</p> <p>④事例提供の際にお願</p>	<p>①定期3回</p> <p>②2回</p> <p>③随時</p> <p>④随時</p>	<p>①民生委員や町会の方の参加の協力が得られ、地域課題の整理にも繋がっている。</p> <p>②地域課題を事業運営として実施している。</p> <p>③④今後も継続的に周知依頼をしていく。</p>	<p>①計画通りに実施、随時開催も積極的に開催していく。</p> <p>②課題整理、事業運営に反映できるようにしていく。</p> <p>③④上半期同様実施していく。</p>
7 地域包括支援センターで把握した地域課題	<p>【地域の実態】</p> <p>地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。</p> <p>【地域課題】</p> <p>地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。</p> <p>【地域での対応方針】</p> <p>地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。</p> <p>【市関係団体への提言】</p> <p>地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。</p>					

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

職員配置 (R4.4.1現在)	保健師	3人	予防給付プラン担当	1人	ランチ数
	社会福祉士	2人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	2人	2
	主任ケアマネ	1人			箇所

令和4年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態
 ・地域ケア会議において、リハビリ専門職の視点が福祉分野に不足しているとの意見が多く、事例にみられた。医療・リハビリ・福祉専門職の互いの専門性の理解不足から積極的な連携や協働に繋がらず、対象者まで提案が届かない。
 ・認知症患者の世帯や重層的・複合的な課題を持つ世帯に対して、世帯全体を包括的に支援する必要性のあるケースは対応が複雑化、困難化しやすい。

地域課題

- ①医療・リハビリ・福祉それぞれの専門性の理解が不十分であり効果的な連携が難しい。
- ②支援が必要な世帯ほど(認知症高齢者世帯や重層的・複合的課題世帯など)早期発見・早期介入が難しい。
- ③重層的・複合的な課題(家族自身の課題)を抱えている世帯に対し、世帯全体のマネジメントを支援する窓口がない。

目標

- ①会議や研修会、意見交換の場において、医療・リハビリ・福祉専門職の参加を促し、互いの専門性の理解を深め連携強化を図る。
- ②連携の繋ぎとして地域包括支援センターが活用されるよう、事業所へ向けた地域包括支援センターの周知を行う。
- ③地域住民へ地域包括支援センターの理解と活用を広報する。認知症サポーター養成講座、認知症カフェ(土曜の音楽カフェ)、介護者教室を開催し、認知症の理解と啓発を図る。
- ④重層的・複合的な課題を抱えている世帯への対応力向上の為、地域ケア会議や研修会等において事例検討を行い理解を深める。

令和4年度目標に対する上半期の取組の評価

- ①③地域ケア会議、介護支援専門員連絡会主催の研修会を開催。居宅介護支援事業所、医療機関、リハビリ専門職へ呼びかけ、会場・オンラインのハイブリッド型で参加を促した。困難事例に対しそれぞれの支援者がどのように関わり悩んでいるのか、課題を共有し多職種の見え方から支援方針を検討することでお互いの理解を深め、顔の見える関係づくり、連携・協働の強化に繋がった。
- ②認知症サポーター養成講座、認知症カフェ(土曜の音楽カフェ)を開催し地域住民の参加を得て認知症の普及啓発活動を図った。
- ①②地域の座談会、認知症介護者教室を開催し、地域住民、リハビリ専門職に参加いただいた。地域住民に対し介護予防、専門職の専門性の理解を促した。
- ①②③地域包括支援センターが主催する事業を紹介パンフレットを新たに作成し、圏域4地区の民生委員・児童委員協議会、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、医療機関、薬局、金融機関、郵便局、一般企業へ配布、周知活動を行いセンターの周知を図った。

上半期の地域ケア推進会議において、前年度の地域ケア推進会議で参加いただいた方々を再度招集し、今年度目標に対する取り組みと課題、今後の方針について上半期の活動を報告し評価を得た。会議でいただいた意見を参考に今後の取り組みに繋げていく。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号ニ)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チャックリスト該当者に係るケアマネジメント	介護予防日常生活支援総合事業に活用できるような支援と重層性が高いケアの重要性が認識できるような支援を行う。	①必要な方が総合事業に活用できる様に、圏域内の様々な場所に総合事業の周知をする。 ②希望者には基本チャックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。	①圏域内98箇所(総合事業のパンフレットを配布、周知。 ②希望者には速やかに基本チャックリストを実施。	①98箇所。 ②随時	①②周知、配布時の印象として介護サービス事業所は総合事業の実利用者もあり理解が得られていない。しかし医療機関、一般においては従来の介護保険サービスと混同している、あるいは理解を得るのが難しいと感じる。	①年度当初に想定している周知箇所は配布済み。検討し必要性の高い所には引き続き周知活動を継続する。 ②希望者には引き続き基本チャックリストを実施し適切な支援を行う。

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和4年度計画	R4年度計画内容	R4年度上半期実績	課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
ア 地域におけるネットワーク構築	関係機関、住民組織と顔の見える関係づくり。	R4年度計画内容 回数等 ①豊田地区、東地区、掘越地区、石川地区に年1回 ②年4回 ③年3回	R4年度上半期実績 回数等 ①4箇所。 ②1回。6名参加。 ③ア8回。 ④イ1回。19名参加。	①センターの活動内容を周知することで顔の見える関係づくり、活用促進に繋がっていると感じる。 ②リハビリ専門職に参加いただき、専門性を地域住民へ伝える機会となった。 ③④地域住民がセンターの活用を知る機会となった。	①民生委員・児童委員と関係強化を図っていく。 ②下半期は3箇所での開催を計画している。 ③ア継続。 ④イ顔の見える関係づくりに努める。
イ 実態把握	①支援を要する高齢者の早期発見に向けたネットワークの構築を図る。 ②支援を要する高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握をして、早期に必要な支援をする。	R4年度計画内容 回数等 ①ア20ヶ所以上年に1回 ②イ年2回 ③1週間で150件	R4年度上半期実績 回数等 ①ア98箇所。 ②イ2箇所で実施。8名参加。 ③上半期126件。	①ア・イ地域包括支援センターの活動、特に総合相談、実態把握について説明し対象者像を共有、情報提供方法を検討し周知した。 ②イ必要に応じて相談者にも訪問にて同行いただき実態把握を実施することで対象者の心理的負担の軽減を図った。	①ア年度当初に想定している周知箇所は配布済み。検討し必要性の高い所には引き続き周知活動を継続する。 ①イ下半期は2箇所での開催を計画している。 ②継続。
ウ 総合相談	様々なネットワークを通じて相談受付ができるように、地域包括支援センターの宣伝を強化して、住民に対して地域包括支援センターの周知を図る。	R4年度計画内容 回数等 20ヶ所以上に年1回	R4年度上半期実績 回数等 98箇所。	センターのパンフレットを新たに作成、配布したことでセンターの役割について理解を得ることができた。対象者の発見と連携強化を図っていく。	年度当初に想定している周知箇所は配布済み。検討し必要性の高い所には引き続き周知活動を継続する。

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	パンフレットで周知しつつ、医療と福祉関係者を対象とした研修会を開催して理解を深める。	①関係機関に制度の説明をする。 ②医療と福祉関係者を対象に研修会を開催して制度の理解を深める。また活用促進を図る。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①20ヶ所以上 ②2回 ③随時	①圏域内98箇所に成年後見制度及び地域包括支援センターのパンフレットを配布、周知。 ②11月の成年後見制度研修会開催に向け準備中。 ③上半期1件の申立支援実施。	①98箇所。 ②68箇所 ③1件。	①制度とセンター活用について理解を得ることができた。 ②準備中。多数の参加希望あり支援者のニーズの高さがうかがえる。 ③制度利用が必要な方からの相談に対応している。	①年度当初に想定している周知箇所は配布済み。検討し必要性の高い所には引き続き周知活動を継続する。 ②11月に成年後見制度研修会開催を予定している。 ③継続。	
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合、市の関係部署と協議、連携し対応する。	①関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。 ②相談に対しては関係部署と連携を図りながら対応する。	①20ヶ所以上 ②随時	①圏域内98箇所に地域包括支援センターのパンフレットを配布、周知。 ②上半期該当事例なし。	①98箇所。 ②20件。	①センター活用について理解を得ることができた。 ②上半期該当事例はないが、ケースに応じて関係部署と連携を図り適切な支援に繋げる。	①年度当初に想定している周知箇所は配布済み。検討し必要性の高い所には引き続き周知活動を継続する。 ②継続。	
ウ 高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止の周知を図る。	①イの①に同じ ②虐待通報があった場合は、高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応をする。	①イの①に同じ ②随時	①圏域内98箇所に地域包括支援センターのパンフレットを配布、周知。 ②虐待対応5件。	①98箇所。 ②5件。	①センター活用について理解を得ることができた。 ②速やかに実態把握を行い関係部署と協議しながら適切な支援を行った。精神疾患を有する対象者、家族が含まれる場合長期化しやすい。	①年度当初に想定している周知箇所は配布済み。検討し必要性の高い所には引き続き周知活動を継続する。 ②引き続き関係部署と対応を協議し速やかに支援する。 ①②継続。	
エ 困難事例への対応	①速やかに事実を確認、関係者で協議し対応する。 ②圏域内の介護支援専門員が困難事例に対応するため地域ケア会議を活用できる体制を整備する。	①地域ケア会議を活用し個別課題の解決と対応力の強化を図る。 ②介護支援専門員に地域ケア会議の活用を呼びかける。	①随時 ②全居宅介護支援事業者に対して随時	①地域ケア個別会議を上半期2回、計4件開催。 ②介護支援専門員連絡会において地域ケア会議活用を促している。	①2回、計4件開催。 ②随時。	①相談者の課題解決を優先し地域ケア個別会議を開催した。 ②介護支援専門員連絡会に活用を呼びかけ地域ケア会議を開催している。	①相談者の課題解決を優先し地域ケア個別会議を開催した。 ②介護支援専門員連絡会に活用を呼びかけ地域ケア会議を開催している。	
オ 消費者被害の防止	消費者被害に関する最新の情報を把握し、住民に伝達する体制をつくる。	①市民生活センターから最新の情報を得て、住民組織に提供する。 ②気になる高齢者を発見した際は、市民生活センターを紹介する様に関係機関に協力を依頼する。 ③消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して対応する。	①豊田地区、東地区、堀越地区、石川地区に年1回 ②関係機関20ヶ所以上 ③随時	①4地区に児童委員協議会へ参加し消費生活センターのパンフレットを配布、周知。 ②圏域内98箇所に消費生活センターのパンフレットを配布、周知。 ③上半期該当事例なし。	①4地区に配布。 ②98箇所。 ③30件。	①②市民生活センターの役割と活用について周知することができた。 ③該当事例があれば市民生活センターへ情報提供、連携し対応する。	①②年度当初に想定している周知箇所は配布済み。検討し必要性の高い所には引き続き周知活動を継続する。 ③継続。	

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的ケア体制の構築	①圏域内の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握する。 ②介護支援専門員が中心となって、連絡会で取り上げる内容を決定、開催する。	①9月まで ②年5回	①4月中旬に圏域の居宅介護支援事業所へ確認し把握済み。 ②介護支援専門員連絡会が主催し研修会を開催。合同で多職種意見交換会を開催した。	①4月中旬に終了。 ②上半期2回開催。	①予定通り把握することができた。 ②グループ毎の研修会を開催しているが、他グループにも参加を呼びかけている。多職種意見交換会では薬剤師と管理栄養士を招き、連携について意見交換ができた。	①随時圏域の居宅介護支援事業所の把握に努める。 ②下半期3回の開催を予定している。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①介護支援専門員のネットワークを活用して、地域ケア会議を開催する。 ②圏域内の介護支援専門員と連携して、圏域内の介護支援専門員がスキルアップできる企画を検討、実施する。	①年4回 ②年5回	①介護支援専門員連絡会において地域ケア会議の内容について説明、活用を促している。 ②研修会1回、多職種意見交換会1回開催。	①2回開催。 ②研修会1回、多職種意見交換会1回開催。	①介護支援専門員連絡会において地域ケア会議の活用を促した。会議の見学を案内し多職種連携について理解を促した。 ②介護支援専門員連絡会が主体となり研修内容を話し合い研修会を開催した。またケアマネからの意見を取り入れ多職種意見交換会を開催した。	下半期地域ケア個別会議を1回、研修会を3回開催を予定している。
ウ 日常的個別指導・相談	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	①5月まで ②年5回	①4月、5月、8月に担当者を書面で通知している。 ②イ②同様。	①随時。 ②イ②同様。	①必要時随時書面で通知する。 ②イ②同様。	①②継続。
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。	随時	介護支援専門員連絡会から事例提供を受け困難事例に対し地域ケア個別会議を開催した。	上半期2回、4件開催。	医療・リハビリ専門家職の参加を得て地域ケア個別会議を開催し、具体的な支援方針を検討した。	下半期自立支援型の地域ケア個別会議1回2件の開催を予定している。

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	認知症地域支援推進員として、地域や関係機関との連携・ネットワークづくりを行う。 関係機関に認知症ケアバス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、介護者教室の説明をする。更に気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターに連絡もしくは地域包括支援センターを紹介してもらええる様に協力を依頼する。	20ヶ所以上に年1回	②認知症ケアバス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、介護者教室のパンフレットを配布、周知。	98箇所。	事業を説明、理解していただき、支援の必要な対象者像を把握していただくことができた。支援を要する方がいればセンターへの連絡、協力を依頼した。	年度当初に想定している周知箇所は配布済み。検討し必要性の高い所には引き続き周知活動を継続する。支援を要する高齢者の連絡があれば速やかに対応する。
イ 認知症の人や家族への支援	認知症について情報交換や相談ができる他、学びの場となる企画を開催する。	①年4回 ②年2回	①上半期2回開催。 ②上半期2回開催。	①2回開催。4名参加。 ②2回開催。8名参加。	①②開催前には会場周辺の町会長へ回覧板の配布を依頼している。参加者からはアンケートを回収し改善点を確認している。	①②計画通り開催する。
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座の開催団体の拡大を図る。	①20ヶ所以上に年1回 ②3回開催。90名養成。	①圏域内98箇所認知症サポーター養成講座のパンフレットを配布、周知。 ②上半期5回開催、115名養成している。	①98箇所。 ②5回開催。115名養成。	①周知先に事業を理解していただくことができた。開催希望時はセンターへの連絡を依頼した。 ②参加者からはアンケートを回収し満足度と改善点を確認している。 ①②周知の際、コロナ禍で会場参加型の講座が計画しにくいと考えている印象を受けた。会場型を基本とし、ハイブリッド型での受講も可能であることを伝えている。	①年度当初に想定している周知箇所は配布済み。検討し必要性の高い所には引き続き周知活動を継続する。 ②継続し開催希望に対応する。

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度上半期実績 回数等	課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	令和4年度計画	実施内容	R4年度計画内容	R4年度上半期実績 回数等			
6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別課題の解決と地域課題の抽出をする。	①地域ケア個別会議。 会議は2事例開催、オンライン参加も可能とし、参加者の負担軽減と合理化を図る。 ②地域ケア推進会議。	①3回 ②3回	①上半期2回 ②上半期1回開催。	①2回。4件。 ②1回。	①開催前に事例提供者と協議し、参加者、会議の進行、会議終了後のフォローを確認することで、会議で得られた提案が実利的即効性の高い内容となるよう努めた。1回の会議で2事例を扱うことで参加者の負担軽減と機会の確保に務めた。ハイブリッド型で福祉・医療・リハビリ専門職に見学者を募り、対応力と連携を学ぶ機会とした。 ②上半期の推進会議では今年度の目標と取組を報告。会議参加者に推進会議の重要性と有効性を理解いただいた。	①下半期に自立支援型地域ケア個別会議を1回開催を予定している。ハイブリッド型開催とし見学を呼びかけていく。 ②下半期では今年度の活動を契約し、地域課題の抽出と来年度に向けた取り組みを検討、参加者と共有する。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題	【地域の実態】 年度を通して地域の実態把握に努めたい。下半期で整理する。						
【地域課題】	下半期の地域ケア推進会議において地域住民の代表者、多職種他機関の専門職を招集し、地域課題を抽出、整理したい。						
【地域での対応方針】	下半期の地域ケア推進会議で抽出された地域課題に対し対応方針を検討する。地域包括支援センターの対応策を示し、地域で取り組むことを推進会議の参加者と検討したい。						
【市、関係団体への提言】	年度を通して対応策を検討したい。下半期で整理する。						

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

保健師	2人	予防給付プラン担当	2人	プラン手数
職員配置 (R.3.4.1現在)	1人	社会福祉士	1人	1人
	1人	主任ケアマネ	1人	2箇所

令和4年度目標に対する上半期の取組の評価	
<p>地域の実態</p> <p>1) 西部圏域介護支援専門員から、介護保険外の社会資源情報が乏しく、本人、家族への提案に困っている意見が出された。</p> <p>2) 介護保険新規申請で要介護で結果が出る割合が全体の6割を超えている。また、同居の子供が認知症の進行に気付かず、重症化しているケースがある。</p> <p>3) 圏域介護支援専門員から、事例が少ない病状や制度について理解不足の為、医療とどうかわわっていいかわからない。また、訪問看護を上手く活用できていないと意見が聞かれた。</p> <p>4) 介護に理解が無いことで、家族内で特定の人に介護が集中し、負担が大きくなっている。</p> <p>5) 集いの場、サークルなどコロナ感染拡大で中止となっている。</p> <p>地域課題</p> <p>1) 社会資源マップが上手く活用されていない。</p> <p>2) 認知症、病状についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。</p> <p>3) 圏域居宅介護支援事業所(包括支援センター含)と医療や訪問看護との連携が弱い。</p> <p>4) 介護負担が大きくなることで、虐待等に繋がる危険性がある。</p> <p>5) 自宅に閉じこもることで高齢者の状態が把握できない。</p> <p>目標</p> <p>1) 社会資源マップの見直しで情報を追加し、実用性が高いものにしていく。</p> <p>2) 認知症サポーター養成講座・ただいまサポートの周知活動の推進。(学校、企業、町内会等)</p> <p>3) 専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。</p> <p>4) パンフレットの設置場所を拡大する。(スーパー、郵便局、銀行等)また、民生委員、町会長との連携を強化し、虐待や認知症についての啓発活動を行う。</p> <p>5) 実態把握強化・生活支援コーディネーターと連携し、集いの場の活性化を図る。</p>	<p>令和4年度活動方針(地域課題・目標)</p> <p>1) 圏域介護支援専門員へ修正点やどんな情報があれば良いかの情報収集を行い、新しいマップを作成中となっている。</p> <p>2) 認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座は民生委員や圏域施設へ声掛けを行って、各1回開催できた。コロナの感染拡大もあり予定している学校や企業、町内会への働きかけが出来ていない状況である。下半期のように呼びかけを行っていくかの話し合いを行っている。</p> <p>3) 下半期「訪問看護の役割」について研修機会を設け交流の場を設定する。</p> <p>4) パンフレット設置場所を回り、状況を確認し、パンフレットの補充や挨拶回りを行った。</p> <p>民生委員定例会は毎月参加、町会長会議は年度初め参加し、講座の周知や消費者被害についてなど説明を行い、上半期は、民生委員定例会での認知症サポーター養成講座開催や下半期の予定も確定されている。</p> <p>5) 今年度は、コロナがここ2年間の中でも、特に拡大が大きく、なかなか、1件1件まわることが難しい状況であった。(デイスサービスも、かなりの確率で休館や利用自粛等の措置が取られていて、いるんな人が回って自宅に来ることを懸念する声も聞かれていた)</p> <p>集いの場も、月1回で様子を見ている。利用者が、0人という日はなし。地域のリーダー候補への引継ぎのタイミングを生活支援コーディネーターと検討中である。</p> <p>ガソスタネットワークも、生活支援コーディネーターと常に相談し、ポスターの修正も入れて、下半期で貼り替え予定となっている。</p>

項目	令和4年度計画		令和4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	1) 相談者へは、迅速に対応する。 2) 評価、モニタリング等を通して、心身の状態把握を行う。(サービス利用中と見守りをする。)	1) 都度(相談受付・対応時) 2) 年間通して担当ケースの見守りをす。	1) 相談者へは、迅速に対応し、サービスに繋げることが出来、通所Cの利用も対応した。 2) 定期訪問や電話等での状態確認を実施した。	1)、2) 都度	ケースに応じて、「高齢者トレーニング教室」「パワーリハビリ運動教室」「筋力向上トレーニング」など紹介をするが、移動手段の問題もあり、なかなかスムーズに結びつかない現状がある。	迅速な対応と、状態の確認を行いながら計画通り実施していく。

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)					
項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		
	実施内容	回数等	R4年度上半期実績	課題・評価	
ア	<p>1) 町会長、民生委員、圏域事業所等へ必要時しっかりと報告を行い、高齢者の支援がスムーズに行えるようにしていく。</p> <p>・コロナの状況をみてパンフレット設置場所を拡大し、包括の広報に努める。</p> <p>2) 資源マップの活用状況・問題点の修正。</p>	<p>1) 随時</p>	<p>1) 関係機関へケア会議の案内や包括のパンフレットを配布し、協力依頼した。</p> <p>・敬老会は、参加の調整が中止となった。</p> <p>・駒越町老人クラブから依頼を受けて研修を実施した。</p> <p>・町会長会議、民生委員定例会へ参加した。</p> <p>・公共機関へは配布できなかったが、施設等はできた。</p> <p>2) 配布先(介護支援専門員)へアンケートを実施した。</p>	<p>1) 圏域事業所の協力体制も整っており、全議の案内配布で協力の了承が得られている。ケア会議では、参加して良かったとの感想が多く聞かれるようになってきている。</p> <p>・敬老会は、直前で、コロナ感染拡大に伴い中止となった。</p> <p>・駒越町老人クラブでは、健康、消費者被害、介護保険についての3テーマで研修し、年1回でも話を聞くと、気を付けようという気持ちになるとの感想があった。</p> <p>・庁舎では、不足になると印刷して配布してくれていた。</p> <p>2) アンケートをまとめ、包括で話し合い、作成中となっている。</p>	<p>R4年度下半期の計画、取組</p> <p>1) 各関係機関等からの研修、講演依頼を受けて、実施していく。また、協力依頼も継続していく。</p> <p>・敬老会は、来年度参加依頼をしていく。</p> <p>・研修等については、各町会やクラブ等から依頼があった都度、受け入れ実施していく。</p> <p>・下半期は、設置している場所全て確認し、情報収集していく。</p> <p>2) 資源マップは、下半期で完成させ、各事業所へ配布できるようにする。</p>
イ	<p>在宅介護支援センター(プランチ)との連携を強化し、実態把握に努める。(市で行っている事業の周知)</p>	<p>毎月(随時)</p>	<p>1)、2)、3) 実態把握は、各在介、包括で把握に努めた。在介との連絡会も実施し、情報共有することが出来た。同行訪問も連携して実施した。事業に関しては、必要な利用者への情報提供を行った。</p> <p>4) データベースで整理した。</p>	<p>実態把握やサービス調整時、一人暮らしの方には安心カードを説明し、ゴミ出しサポートの調整も行った。これからノートに関しては、どんな状況で説明したらよいかチャンスがなく配布には至っていない。</p> <p>安心カードに関しては、個別ケア会議でも提案され、専門職の方でも知らない方もいて、周知できた。</p> <p>高齢世帯、独居世帯を把握し、今後の相談、対応、見守りに役立てていく。</p>	<p>計画通り、各プランチとの連携を強化し、実態把握・地域の相談対応を継続していく。また、地域の実情の把握に努めていく。</p>
ウ	<p>1) 包括内の情報共有強化。(困難ケース等は随時カンファレンスも行って対応策を検討し、他機関との連携を図る。)</p> <p>2) 窓口の周知。</p>	<p>1) 毎日</p> <p>2) 随時</p>	<p>1) ミーティングで申し送りされることで緊急の対応もスムーズにできています。また、困難ケースに関しては、随時、カンファレンスを設けて包括全体で対応できるように努めている。</p> <p>2) 関係機関や企業を回り顔の見える関係づくりに努めることができた。前回設置したパンフレットもなくなっている状況が確認できた。</p>	<p>1) ミーティングを継続していくことで包括内の情報共有や連携を強化していく。</p> <p>2) 上半期回れなかった企業等訪問し包括の周知を行い、パンフレットの設置もお願いしていく。</p>	

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	1) 成年後見制度、意思決定支援など権利擁護についての知識向上を目指す。 2) 制度の普及啓発活動を継続する。	1) 随時 2) 随時	1) 各種研修会へ参加し、相談者に制度のメリット・デメリットを説明できる力を習得する。 2) 話題提供できる資料を持参し、各会議や集会等で広報する。 ・各事業所へ、研修案内をメールする。	1) 随時 2) 随時	1) 日常生活自立支援事業・業関係機関連絡会議に参加。また、社会福祉士実習生を受け入れ、23日間を通し制度や包括の役割についての指導を行った。 2) 会議での啓発活動までは至らなかった。 ・メールで出前講座のチラシを配付した。	1) 1回 ・8/19 2) 0回 ・0回 ・1回	1) 日常生活自立支援事業の概要を改めて理解し、周知方法で誤解を与えない表現をしていたことに気づいた。また、学生の受け入れで、制度を勉強しなおす良い機会となった。 2) 成年後見制度周知用の資料選定まで至らなかった。 ・一斉メール配信は、迅速で良かったが、出前講座の依頼は無く、メールでのやり取りには、説明がなく相手に伝わりにくい等の課題があった。 ・措置支援の案件はなかった。しかし、昨年同様、身寄りのないケース相談が増加傾向にあり、市と密に連携を図り対応している。	1) 成年後見制度の相談は年々増加傾向にある。情報収集を適宜行い、適切な情報提供と支援を実施していく。また、出前講座等を通し、包括社会福祉士のスキルアップにも努めていく。 2) 資料選定を行い、定例会等で広報する。 ・チラシ配付時、若しくは配付後に実施できるPRの仕方について、包括内で話し合い、下半期に実施する。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	弘前市担当課、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	・随時	措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。	・随時	・措置支援の実績はなかった。	0回	適宜関係機関と連携を図り対応する。	
ウ 高齢者虐待への対応	1) 速やかに市やその他の機関等と綿密な連携を図る。 2) 虐待に関する知識普及のため、地域住民や圏域事業所へ広報を行う。	1) 随時 2) 随時	1) 虐待対応時は市と密に連携を図り対応する。 2) 会議等でチラシを配布して研修開催依頼を募る。	1) 随時 2) 随時	1) 市からの通報で、計3件対応。2件認定。(1件は差支え非該当で認定せず) 2) 圏域事業所、民生委員定例会、町会長会議等で出前講座のチラシを配付。	1) 3件 2) 圏域事業所 ・3地区(民生委員、町会長)	1) 行政や医療等の他機関と、スムーズに連携し、迅速な対応ができるように、計画を継続していく。 2) 10月、有料老人ホームで高齢者虐待についての研修会を開催予定。今後も広報を継続していく。	
エ 困難事例への対応	1) 関係機関との連携を強化し、役割分担を明確にして対応する。 2) 関連制度について知識習得する。(包括職員のスキルアップ)	1) 随時 2) 随時	1) 包括内カンファレンスで問題や課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し支援策を検討する。 2) 参加形式問わず、各種研修会へ参加する。	1) 随時 2) 随時	1) 支援困難な事例は、その場でカンファレンス等を行い情報共有して対応した。また、必要に応じて地域ケア個別会議を開催できた。 2) わかる事例検討会WEB仙台参加。	1) 適宜対応 2) 2回 ・5/28 ・7/9	1) 関係機関と適宜連携を図る。 2) 今後も、各種研修会へ、積極的に参加する。また、圏域社会福祉士連絡会勉強会を開催する。	
オ 消費者被害の防止	1) 地域住民へ情報提供を実施する。 2) 各サービス事業所へ情報の周知を図り、早期発見に努める。	1) 随時 2) 随時	1) 実態把握や集会等でチラシを配布する。 2) 消費生活センターの研究参加やインターネット等から情報収集し、各サービス事業所へメール配信を行う。	1) 随時 2) 随時	1) 町会長会議にてチラシを配布し周知をした。 ・駒越町会老人クラブで消費者被害に関する講座を実施した。 2) 研修参加や随時インターネット情報を確認し発信できた。	1) 1回 ・1回 5/31 2) 随時	1) 会議等に参加時は、チラシを持参し、啓発活動を促進する。 2) 消費者被害の啓発は、わかりやすく注意して下半期も啓発活動を継続していく。	

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	1) 地域ケア会議を開催する。(ケースに応じて、対象者を広げる) 2) 専門職と意見交換できる研修を設ける。	1) 8回 2) 1回	1) 地域ケア個別会議・臨時地域ケア個別会議を実施した。 2) 下半期実施の為、準備を進めている。	1) 7回 2) 0回	1) 民生委員、栄養士、警察、医療機関、施設関係者など参加者を広げ対応することが出来る介護支援専門員が抱えている課題を他職種で検討できた。 2) 医療機関との関わり方や訪問看護との関わり方がわからないと意見が聞かれたため、下半期で研修開催のための準備を行っている。	1) 地域ケア会議の内容等に応じて、対象者を広げ、他職種と連携しやすい体制作りを行っている。 (下半期は、地域ケア個別会議1回、地域ケア推進会議を2回開催予定となっている) 2) 専門職同士が意見交換できる場の研修を実施していく。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	1) 居宅介護支援事業所へ訪問する。(新規居宅介護支援事業所へは随時訪問) 2) 西部圏域のケアマネ連絡会や勉強会に参加し、情報交換・情報収集をする。 3) 主任介護支援専門員連絡会の実施。	1) 年1回(随時) 2) 年2回 3) 年2回	1) 各連絡会の開催案内を配布しながら圏域事業所を訪問した。 2) 西部圏域ケアマネ連絡会へ参加。 3) 主任介護支援専門員連絡会を実施。(圏域居宅介護支援事業所全ての主任介護支援専門員が参加)	1) 圏域事業所延べ18件 2) 1回 3) 1回	1) 新規居宅介護支援事業所へは参加しやすい環境づくりの為、随時訪問し、各会議等の案内を説明しながら配布するよう心がけた。 2) 社会資源マップの情報が介護保険制度一部改正について共有することができた。 3) 圏域介護支援専門員からのアンケートをもとに圏域介護支援専門員の抱える課題について話し合い障害福祉サービスをテーマに研修開催を計画した。	1) 2) 西部圏域ケアマネ連絡会と連携を密にし、介護支援専門員が相談しやすい環境づくりに努める。 3) 下半期で研修会を開催し、圏域介護支援専門員がスキルアップできる様支援していく。また、主任介護支援専門員連絡会を開催し、地域の居宅支援事業所との連携を強化できるようにする。
ウ 日常的個別指導・相談	1) 各連絡会・会議を通して介護支援専門員へ状況確認する。 2) 必要に応じて、事例検討会を開催する。	随時	1) 西部圏域ケアマネ連絡会の参加や圏域介護支援専門員へアンケートを実施した。 2) 困難ケースの相談で臨時地域ケア個別会議とケースカンファレンスを開催し対応した。	1) 2回 2) 3回	1) アンケート結果から、介護支援専門員が障害福祉サービスについて理解不足である事について把握する事ができた。 2) 臨時地域ケア個別会議とケースカンファレンスを通して、他職種の多角的な視点での助言やアドバイスを頂くことで新たな気づきや支援につなげることができた。	1) 研修会や各連絡会等を通し、圏域の介護支援専門員が相談しやすい環境づくりに努めていく。 2) 介護支援専門員が抱えている困難ケースに対し、必要に応じて事例検討会、臨時ケア個別会議等を開催したり、相談事例のモニタリングや継続支援を行っている。
エ 支援困難事例等への指導・助言	1) 各専門職や関係機関と連携しながら支援方法を検討し、後方支援を行う。 2) 必要に応じて地域ケア個別会議や事例検討会を実施する。	随時	1) 地域ケア個別会議でのケースモニタリングや同行訪問など実施した。 2) 臨時地域ケア個別会議とカンファレンスを開催した。	1) 随時 2) 3回	1) 地域ケア個別会議を通して、支援方法の検討を行って、会議後のモニタリング等で個別支援を継続できている。 2) 介護支援専門員から困難ケースの相談で、臨時でケース会議を開催することが出来た。関係機関との情報交換や役割分担の共有が出来、会議の必要性を再認識した。	1) 困難ケースの状況に応じ、各専門職や関係機関と連携を図りながら後方支援等を行っている。 2) 介護支援専門員からの相談に応じ、臨時地域ケア個別会議等を行い効果的に支援していく。

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	<p>1)認知症地域支援推進員の活動を周知する。</p> <p>2)各関係機関と顔の見えの関係作りを行い、ネットワークを強化する。</p> <p>3)認知症初期集中支援チームと連携体制を構築する。</p>	<p>1)2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40件 ・1回 ・適宜 ・適宜 3)随時 	<p>1)2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩木地区の企業等へガイドブックを配布した。 ・12月中旬回覧予定。 ・ガソリンスタンドや各所へ訪問し、パンフレットの配布状況を確認した。 ・認知症地域支援推進員現任研修や連絡会に参加した。 3)1件相談したが、介護申請されたためチームでの検討には至らなかった。 	<p>1)2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24件 ・未実施 ・7ヶ所 各1回 ・研修1回(7/14・15) 連絡会1回(8/29) 3)1件相談 	<p>1)2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スパーやコンビニ、農協、郵便局、調剤薬局等へ周知してきた。 ・回覧予定の12月に向けて、チラシの内容は見直しして配布する。 ・ガソリンスタンドから相談はなかった。ポスター掲示等に協力いただき少しづつ関係構築できている。(ポスターは見やすく作り変えている) ・現任研修は圏域での活動を考え直す機会となり、本人・家族の声が第一であることを再確認できた。 3)チームでの検討には至らなかったが、相談したことで支援の方向性を確認することができた。 	<p>1)2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東目屋地区と相馬地区の企業等にも周知する。 ・12月中旬にチラシの回覧を行う。 ・新調した見守りネットワークのポスターを配布しながら、定期的に訪問を継続する。 ・予定通り実施していく。 3)必要に応じて初期集中支援チームへ相談し、連携強化を図る。
イ	<p>認知症の人やその家族が相談しやすい環境作りに努める。</p>	<p>1)2回</p> <p>2)適宜</p>	<p>1)認知症の人と家族のつどいに参加し、情報共有・情報収集を行った。</p> <p>2)実態把握や相談対応時、たぐいまれなサポート等の各種事業を案内した。</p>	<p>1)1回(5/21)</p> <p>2)適宜</p>	<p>1)サービズ利用せず親を世話している家族が、相談先に悩んでいるとの話があった。圏域内にも相談先を知らない方がいる可能性がある為、周知活動の必要性を再確認できた。</p> <p>2)たぐいまれなサポート事業や安心カード等の各種事業を、必要に応じて本人・家族へ情報提供した。たぐいまれなサポート事業は1件登録された。</p>	<p>1)2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定通り継続する。
ウ	<p>1)認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを増やす。</p> <p>2)認知症サポーターのフォローアップ研修を行う。</p> <p>3)地域住民の認知症に対する理解を深めるため、情報を発信する。</p>	<p>1)・随時</p> <p>・3回</p> <p>2)1回</p> <p>3)5ヶ所</p>	<p>1)・圏域内の企業等へチラシを配布して周知した。</p> <p>・東目屋地区の民生委員を対象に実施した。</p> <p>2)有料老人ホーム職員を対象に実施した。</p> <p>3)広報紙を作成することとし、掲示ではなく回覧を行う予定で計画を修正した。</p>	<p>1)・19件</p> <p>・1回</p> <p>8/31(9名)</p> <p>2)1回</p> <p>8/19(14名)</p> <p>3)未実施</p>	<p>1)・企業等には周知できたが、小中学校や町会ではコロナ感染拡大により対面での対応が難しく、周知できていない。</p> <p>・認知症サポーター養成講座受講者からは「対応の仕方を確認できて良かった」等の感想があった。</p> <p>2)認知症の方への対応やケアの仕方について講話を実施し、受講者からは「対応の仕方を見直す良い機会になった」と好評いただいた。</p> <p>3)広報紙に掲載する内容を検討していく必要がある。</p>	<p>1)・小中学校や町会へ周知する。</p> <p>・事業所等へ開催を呼びかけ、実施していく。</p> <p>2)認知症サポーター養成講座を受講している団体等へ声掛けし、開催を呼びかける。</p> <p>3)広報紙を作成し、12月に回覧を行う。</p>

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)				
項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績	
	実施内容	回数等	実施内容	回数等
1) 地域ケア個別会議は定期開催と臨時開催を計画し個別支援と地域課題の抽出を行う。 2) 地域ケア個別会議から抽出された課題に応じて関係者を招集し会議を開催する。 3) 主任介護支援専門員連絡会と西部圏域ケアマネ連絡会を通し地域課題の把握に努める。 4) 在宅介護支援センター主催のふれあい介護者教室・座談会の補助。	1) 地域ケア個別会議 2) 地域ケア推進会議 3) 地域の現状を把握する。 4) 在宅介護支援センター主催の介護者教室運営、企画の支援を行い、地域住民の声を聴く。	1) 6回 2) 2回 3) 4回 4) 3回 (岩木地区、東目屋地区、相馬地区)	1) 地域ケア個別会議を予定通り5回実施。また、臨時地域ケア個別会議を2回実施。 2) 実施していない。 3) 西部圏域ケアマネ連絡会へ1回参加と主任介護支援専門員連絡会1回実施。 4) コロナ感染拡大により、上半期は中止した。	1) 7回 (5/18、6/15、7/5、7/20、8/17、8/30、9/14) 2) 0回 3) 2回 ・6/17 ・7/22 4) 0回
個別支援と地域課題の把握				
7 地域包括支援センターで把握した地域課題				
【地域の実態】 下半期で整理する。				
【地域課題】 下半期で整理する。				
【地域での対応方針】 下半期で整理する。				
【市、関係団体への提言】 下半期で整理する。				
	課題・評価	R4年度下半期の計画、取組		
	<p>1) 予定とは別に臨時個別会議を実施した。年々、介護支援専門員や包括支援センターの支援困難ケースが増加していることを実感している。</p> <p>2) 上半期は、地域ケア個別会議実施予定の為、開催していない。</p> <p>3) 西部圏域ケアマネ連絡会では、社会資源マップの周知や介護保険に関する最新情報の共有ができた。</p> <p>・主任介護支援専門員連絡会では、圏域介護支援専門員へのアンケート結果を元に介護支援専門員が抱える課題について話し合いを行うことができた。今後、必要となってくる共生サービスに向けて、障害福祉サービスについての理解が課題としてあげられていた。</p> <p>4) 3地区での合同開催という方向性となったが、計画の立案までには至らなかった。</p>	<p>1) 10月1回開催予定ではあるが、各事業所へ、臨時ケア個別会議を案内し、相談があれば随時開催していく。</p> <p>2) 12/21、2/15に実施する予定。課題整理していく。</p> <p>3) 社会資源マップは新しい情報をまとめ、新版を発行する。</p> <p>・圏域介護支援専門員課題解決に向けて10/20、研修会を開催する予定となっている。</p> <p>4) 在介と連携して計画していく。</p>		

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

保健師	2人	予防給付プラン担当	4人	プランチ数
社会福祉士	3人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1人	1
主任ケアマネ	2人			箇所

令和4年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態

- ・身寄りのない独居高齢者が増え、認知症の高齢者を把握することが困難。
- ・認知症の人がいても、どこに相談すれば良いのかわからないと言声がある。
- ・キーパーソン不在の高齢者が増えて、医療同意や保証人問題、金銭管理について、医療、福祉関係者が苦慮している。
- ・障害を持った家族や認知症の高齢夫婦等、問題を複数抱えているケースが増えている。

地域課題

- ①認知症の理解が不十分なため、重度化してからの相談が多く、相談窓口の周知を図る必要がある。
- ②地域との関りが薄く認知症の人や孤立している高齢者が多いため、地域で見守り体制を整える必要がある。
- ③キーパーソン不在で問題を多く抱える高齢者が多く、支援体制を整える必要がある。

目標

- ①認知症の知識普及のための活動を行い、総合相談窓口として地域包括支援センターの周知を図る。
- ②民生委員や関係機関と協力し、孤立している高齢者の見守り体制を整え、居場所作りの支援や認知症カフェを開催する。
- ③関係機関で情報共有し、連携を図りながら支援体制を整える。

令和4年度目標に対する上半期の取組の評価

- ①認知症サポーター養成講座を開催し36名対象に実施できた。昨年、一昨年とコロナの影響もあり開催に至らなかったため、年度始めに民児協会長やふれあい居場所、地域のスーパーに出向き普及啓発を行った。また「認知症予防」をテーマに出前講座を2回開催し認知症の知識普及と地域包括支援センターの周知を図ることができた。
- ②2地区民児協の定例会に出席。地域のふれあい居場所を定期的に訪問し関係性を築いていり。プランチ・シルバー会議では圏域の気になる住民の情報共有し、地区の民生委員とは見守りが必要な高齢者を一緒に訪問し連携を図っている。また認知症カフェを3回開催し計47名の参加があり、殆どの方が継続して参加し居場所の支援に繋がっている。
- ③障害を持った家族のケースについて関係機関と情報共有し連携して支援に繋がっている。多くの問題を抱えるケースについては連携強化が必要なため継続して体制作りを図って行きたい。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	適切なケアマネジメントと一般介護予防を含めたサービスの情報提供を行い、自立に向けた支援をする。	随時	速やかに訪問し、制度について説明した。希望者にはチェックリストを実施し、社会資源を含めたサービスへの支援を行った。	総合事業新規申請：76人(9月末時点)	相談者の日程を確認し速やかに訪問している。相談内容や利用したいサービス、状況に応じて総合事業や介護申請を進めている。パワリハ運動教室へつながったケースもある。	相談があれば訪問し、状態に応じて総合事業へつなげていく。事業対象者にならない方も、筋力トレーニング教室やパワリハ教室などを紹介し、社会資源について紹介していく。

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	<p>①新たな関係機関との連携を図る。</p> <p>②圏域内の各地域の特性を理解する。</p> <p>地域におけるネットワーク構築</p>	<p>①個別会議7回、推進会議2回</p> <p>②随時</p> <p>③民生委員定例会：年5回</p>	<p>①圏域の関係機関を招集し地域ケア個別会議、推進会議を行った。</p> <p>②新規立ち上げの事業所などがあつた際情報の整備を行った。</p> <p>③民生委員の定例会：清水、文京地区出席し、包括センターのPRを行った。</p>	<p>①個別会議4回</p> <p>②随時</p> <p>③2回</p>	<p>①昨年度連絡調整のあった関係機関を改めて招集する機会はないが、権利擁護に関するケースとして独立型社会福祉士を新たに招集し、ネットワーク構築ができた。</p> <p>②更新された社会資源は見やすい場所に提示し、包括内で情報共有を図っている。</p> <p>③清水地区では個人情報に留意しながら他地域の困難事例などを紹介。その他出席できなかった地区には定例会にお声がけいただけよう挨拶回りを行った。</p>	<p>R4年度下半期の計画、取組</p> <p>①高齢、障害、貧困など複雑化した地域課題が増している現下の状況を鑑み、高齢以外の領域の福祉関係機関とのネットワーク構築に努める。</p> <p>②今後も随時情報の整備を行う。</p> <p>③今後も積極的に挨拶回りや包括のPR活動に努める。</p>
イ	<p>①在宅介護支援センターやシルバークロスヘルプセンターなどの協力を、情報共有を行う。</p> <p>②地域住民、民生委員などからの情報提供により迅速に訪問する。</p> <p>地域住民や民生委員、その他関連機関からの情報提供により、65歳以上の高齢者の実態把握に努める。</p> <p>実態把握</p>	<p>①プランチ・シルバークロス会議：年2回</p> <p>②実態把握：50件以上</p>	<p>①プランチ・シルバークロス会議を開催し、圏域で気になる住民の情報共有。また地域課題の周知を行った。</p> <p>②高齢者宅を訪問し、生活状況を確認した。</p>	<p>①6月に1回実施。</p> <p>②54人(9月時点)</p>	<p>①プランチ・シルバークロス会議では、圏域で気になる住民の情報共有を行い、地域での見守りできる環境作りを行った。また地域課題の周知を行い、出席者からの意見を聞くことができた。</p> <p>②高齢者宅を訪問し、生活状況の確認と相談事項が無いか確認し、包括の存在の周知を図った。</p>	<p>①12月に第2回の会議を開催し、情報共有、各所との連携を強化して支援が可能な高齢者の対応を行っていく。</p> <p>②地域の相対対応をしながら高齢者の実態把握を行っていく。</p>
ウ	<p>①相談窓口としての包括センターのPRの活動範囲を広げる。</p> <p>②電話、来所以外の相談窓口の機能を充実させる。</p> <p>総合相談</p>	<p>①随時</p> <p>②随時</p>	<p>①上松原町会長代行・副会長に伺いをたて、まずは包括パンフレットを班毎に回覧することで調整。</p> <p>②認知症カフェ開催時、相談目的で参加された方がいた。</p>	<p>①随時</p> <p>②随時</p>	<p>①A4サイズの簡易版のパンフレットを作成し、下半期中に上松原町会の一部(広野、松原西3丁目、千年1丁目の一部)の毎戸配布を目指す。</p> <p>②今後も認知症カフェを始めとした集いの場では必ず相談コーナーをもうけ、PRに努める。</p>	<p>①毎戸配布にするためには嵩張らず、もう少しシンプルで簡易版のパンフレットを作成することで、対象者に手に取ってもらいやすくなるのではと考える。</p> <p>②まだ実施して間もないため、もう少し時間をかけて評価する必要がある。</p>

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の4第2項第2号)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度上半期実績		課題・評価		R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度についての相談受付時や、申立が必要と判断されるケースについて、関係機関と連携し支援する。 ②地域の中で成年後見制度への理解を深めていくため各会議で周知活動を行う。	①随時 ②民生委員 定例会5回、GH6か所、他	①地域ケア個別会議やカンファレンスを開催し、関係機関と連携し、申立を支援する。 ②民生委員定例会やGH運営推進会議などで制度の説明を行う。	①申立1件/会議0回/相談6件 ②民生委員定例会2回、GH運営推進会議0回	①制度が認知され相談件数は増加したが、保証人や医療同意が目的の相談や、診断書に類型が付かない等、制度にそぐわない、対応できないケースが増えている。 ②地区の民生委員にセンター業務について説明できた。一方、運営推進会議はコロナ禍によりほとんど中止となる。	①適切な後見制度利用を相談者とともに検討することで居宅等を中心に制度への理解を深めていく。 ②民生委員定例会等、地域で実施する会議の際にはセンターの業務について説明し、権利擁護の取り組みの一つとして後見制度を周知する。			
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合、市役所や関係機関と連携を図り、対応する。	随時	関係部署との情報共有し、連携を図りながら対応していく。	無し	該当するケースは無かった。	引き続き、措置を要するケースが発生した場合、市や関係機関と連携を取り対応する。			
ウ 高齢者虐待への対応	高齢者虐待マニュアルをベースに関係機関と連携し、臨機応変に対応する。	随時	複雑かつ長期化するケースは必要時カンファレンスやケース会議を開催し、関係機関の役割分担を明確化する。	養護者から高齢者虐待事実有り3件、事実無し3件	本人に限らず、家族に認知症や精神障害があるケースが多くなっている。複合的な課題を抱えるケースでは、高齢者分野だけではなく、障害や児童分野の関係機関とも連携して対応した。	引き続き、高齢者虐待マニュアルをベースに各関係機関と連携し、臨機応変に対応する。			
エ 困難事例への対応	①総合相談で受付したケースで特に多職種での検討が必要な場合、地域ケア個別会議を開催し課題の整理と支援策を検討する。 ②三職種で困難な事例について情報共有し、専門性を生かして対応する。	①地域ケア個別会議定例7回と随時 ②朝のミーティング時(週5回)の他、適宜。	①困難事例の地域ケア個別会議またはカンファレンスを開催する。 ②定期的に相談内容を三職種で共有し協力して対応する。また困難事例については主担当者に加え副担当者を付けて対応する。	①定例4回随時0回カンファレンス2回 ②毎朝のミーティング時、対応状況確認は週1回。	①身寄りのない高齢者や家族による施設料金滞納など様々な困難ケースを専門職の意見を取り入れ、支援策を検討した。また、出席した者同士のネットワークも構築できた。 ②虐待や困難ケースは主担当、副担当職員を2名配置し、関係機関と連携をとりつつ対応した。	①下半期は10月、11月、12月の計3回の地域ケア個別会議を予定。感染症対策を継続しつつ、困難ケースの支援策を検討していく。 ②三職種での情報共有し、その都度対応策を検討していく。			
オ 消費者被害の防止	市民生活センターや弘前警察署と連携し、地域住民や関係機関に向け消費者被害について注意喚起を行う。	民生委員定例会5回、出前講座開催時(随時)、介護支援専門員連携会4回、訪問時他。	民生委員定例会や連絡会で消費者被害のパンフレット配布した他、認知症カフェでは参加者へ講座を開き、注意を呼び掛けた。	民生委員定例会2回、出前講座2回、介護支援専門員連携会2回、認知症カフェ3回	消費者被害の相談1件あり。スマートフォン購入を持ち掛けられ、購入したが結果毎月の料金が高くなった。元に戻したいと希望したが、聞き入れてもらえず。包括で販売した者と話し合い返品することが出来た。	引き続き消費者被害の注意喚起やパンフレット配布を行い、相談があれば訪問や消費生活センターと連携し対応する。			

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的ケア体制の構築	<p>地域の介護支援専門員が地域住民や関係機関と連携できる体制を作る。</p>	<p>地域ケア個別会議年7回と随時推進会議年2回</p>	<p>地域ケア個別会議を開催し介護支援専門員が困難を感じていいる事例を民生委員や多職種と検討した。地域ケア推進会議開催。</p>	<p>定例4回 1回</p>	<p>地区の民生委員や警察、多職種に出席して頂くことで介護支援専門員が関係機関と連携しやすいた。推進会議ではひろさきボラティアセンターに出席して頂いたこととで地域での取り組みを一緒に考える機会に繋がった。</p>	<p>計画通り地域ケア会議を開催し介護支援専門員が地域住民や関係機関と連携できる体制を作る。</p>
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	<p>圏域介護支援専門員が中心になり、ネットワーク作りやスキルアップできる企画を検討し、相互の情報交換ができる場を設定する。</p>	<p>連絡会年4回</p>	<p>リーダー・サブリーダーに内容など提案してもらおう。介護支援専門員のニーズにあった勉強会や意見交換会を企画する。</p>	<p>2回</p>	<p>介護支援専門員が企画し勉強会を開催することができた。9月に開催した「成年後見制度について」の勉強会では「理解できた」との声が多くスキルアップを図ることができた。</p>	<p>11月に介護支援専門員と地域の多職種関係者との交流会、2月に個別会議の報告を兼ねた圏域介護支援専門員の情報交換会を計画している。</p>
ウ 日常的個別指導・相談	<p>圏域介護支援専門員の相談窓口の継続と個別事例に対する相談支援。</p>	<p>連絡会年4回 地域ケア個別会議年7回と随時</p>	<p>知識の習得やネットワークづくり、情報交換のため介護支援専門員連絡会を開催。介護支援専門員から事例提供を受け地域ケア個別会議を開催。</p>	<p>連絡会2回 地域ケア個別会議定例4回、随時0回</p>	<p>新型コロナウイルスに感染拡大に影響されず必要と思われ。介護支援専門員連絡会や地域ケア個別会議では勉強会や情報交換、専門性を活かした助言・提案を行うことで課題解決や介護支援専門員の不安軽減に努めることができた。</p>	<p>定期開催と必要に応じて随時開催しネットワークの構築やケアマネジメント能力の向上ができるよう取り組んでいく。</p>
エ 支援困難事例を抱える介護支援専門員への効果的な支援を行う。	<p>支援困難事例を抱える介護支援専門員への効果的な支援を行う。</p>	<p>①②③随時</p>	<p>①困難事例地域ケア個別会議の開催はなかった。 ②関係機関や専門職と連携し支援したケース ③支援困難事例を抱える介護支援専門員に同行し対応している。必要に応じて後方支援を行っている。</p>	<p>①00回 ②3件 ③同行訪問5件</p>	<p>老介護、関わり拒否、高齢者と障害者世帯、虐待など複雑で多様な困難事例が増加する見込まれるため関係機関や専門職との連携、知識習得が必要となる。関係機関や困難事例を抱える介護支援専門員との情報交換や連絡、調整が密にでき協力して取り組むことができた。</p>	<p>必要に応じて同行訪問や地域ケア個別会議の開催を提案し関係機関や専門職と連携して取り組んでいく。</p>

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	認知症地域支援推進員が中心となり、地域の関係機関と連携を図り、ネットワーキングづくりを行う。	①随時 ②年1回以上	①認知症高齢者たまたまサポート事業、安心カードについて広報する。 ②認知症関連の研修会などに参加する。	①1回 ②1回	①6/4弘前暮らしの保健室で「認知症について」の事前講座を行った。 ②認知症地域支援推進員研修(現任者)への参加。	①出前講座の中で弘前市たまたまサポート事業、安心カードの説明を行い、地域住民に周知を図った。 ②研修に参加したことでも市町村の推進員の活動状況を知ることが出来た。	出前講座や民生委員定例会など地域住民が集まる場所で、高齢者への取り組み事業の説明を今後も行っていく。	
イ 認知症の人や家族への支援	認知症の人やその家族、地域住民が集い、認知症についての知識を情報交換できる場所を設定する。	年4回 5月、7月、9月11月	認知症カフェの実施。	3回 計47名参加	コロナ感染拡大防止に努めながら認知症カフェを開催した。 ・フレイル予防講義、実践。 ・津軽井川柳で楽しく脳活。 ・包括からの情報提供。 ・相談などの内容で実施。	みなみカフェを開催し地域の高齢者や事業所の方の参加があり、情報提供や脳トレなどを実施してきた。認知症などの相談をアナウンスし1件の相談があり支援に繋がった。	引き続き認知症カフェを開催し地域住民へ情報提供や体操、脳トレなどを行い、包括や地域高齢者が、つながりを持てる場所を提供する。	
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座について、開きかけを行い、要請に応じて計画、実施していく。 ②認知症サポーターステップアップ講座の開催。 ③地域住民へ認知症についての知識の普及を図る。	①年3回 ②年1回 ③年5回	①認知症サポーター養成講座の開催。 ②認知症サポーターステップアップ講座の開催。 ③民生委員定例会への出席、地域住民への出前講座開催。	①2回 ②20回 ③民生委員定例会2回 出前講座2回	①6/4栲野老人クラブ17名、7/27茂森新町ふれあいカフェ19名に對して実施。 ②ステップアップ講座の開催はなかった。 ③民生委員定例会は、7/17清水地区、8/22文京地区へ参加。 ④6/4弘前暮らしの保健室、9/16千年地区高齢者教室で認知症について、フレイル予防などについて講義や体操を行った。	①認知症サポーター養成講座の依頼を受け計画、実施した。これからも地域での居場所作りなどに出向き、説明を行い、サポーターの養成に努める。 ②認知症ステップアップ講座の依頼がなく実施できなかった。 ③民生委員定例会では包括の活動状況報告や在宅支援センターの状況について報告した。 出前講座は介護保険について、認知症、認知症予防について講話やフレイル予防体操を行っている。	①認知症サポーター養成講座開催への働きかけや計画実施。 ②認知症サポーターステップアップ講座の開催。 ③地域住民へ認知症の病態や対応を説明し偏見のない対応が出来るようにする。	

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議にて課題解決の糸口を見出し、課題候補を抽出する。 ②地域ケア推進会議にて個別会議で挙げた課題候補を吸い上げ地域課題を明確化する。 ③地域ケア会議はこれまで関わりの薄かった業種や関係機関にも声がけを図る。	①7回と随時 ②2回 ③随時	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③出席者に地域ケア会議の趣旨を解り易く可視化し説明する。	①定例11回 ②2回 ③随時	①民生委員や関係機関に出席して頂き会議を開催することで課題解決に向けた話し合いができ、課題候補の抽出に繋がっている。 ②地域個別会議から出た課題候補から地域課題を検討した。 ③会議の趣旨や周知に努め理解を得ている。	①計画に沿って地域ケア個別会議を開催し個別課題を整理する。随時についても同じ。 ②地域推進会議を開催し地域課題を整理する。 ③継続して実施する。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- 1.身寄りのない人の入院時を含めた緊急時の対応や、成年後見の申立などの支援が進まない。
- 2.公的サービス以外のサービスを利用したくても必要なサービスが整っていない。
- 3.高齢者を支援する制度や相談窓口があるが地域に周知されていないため、必要な人の支援に繋がっていない。

【地域課題】

- 1.身寄りのない方の金銭管理や緊急時の対応等、支援体制を整える必要がある。
- 2.地域に必要なボランティアや担い手が不足している。
- 3.高齢者を支援するための諸制度を地域に周知していく必要がある。

【地域での対応方針】

関係機関の集まりの中で制度について説明と周知を行う。

【市、関係団体への提言】

下半期で整理する。

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

保健師	1 人	予防給付プラン担当	2 人	プラン手数
社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	4
主任ケアマネ	1 人			箇所

令和4年度の活動方針(地域課題・目標)

- 地域の実態**
- ①社会資源に乏しく、公共交通機関による移動も困難な地域である。
 - ②農村地域であり、収入が老齢基礎年金のみの低所得者層にある高齢者世帯が多い。
 - ③高齢者同士の近隣交流はあるが、若い世代間の近隣交流は希薄になってきている。
 - ④介護や認知症に関する地域住民の理解や知識が薄い。
- 地域課題**
- ・独居を含む高齢者世帯においては、上記の地域実態①及び②により、受診や外出、社会参加が制限されることで引きこもりを招き、フレイルを引き起こす大きな要因となっている。
 - ・地域コミュニティから孤立している高齢者の地域における見守りや互助が脆弱である。
 - ・地域住民の介護予防に対する意識が低い。
- 目標**
- ・地域住民による地域包括支援センター機能(相談機能や出前講座など)の活用促進。
 - ・多職種連携による介護予防やフレイル予防に向けた地域活動の基盤づくり。
 - ・民生委員、町会長、地域包括支援センターの三者間の連携強化。
 - ・介護や認知症、介護予防や健康増進に関する地域住民への知識の啓発。

令和4年度目標に対する上半期の取組の評価

- ・地域住民や地域関係者の地域包括支援センター機能の活用促進に向け、地域に向けた地域包括支援センターの活動周知の一環として、圏域各地区の町会(計460班)に北部地域包括支援センターに関する広報誌を発行し周知している。広報誌の閲覧により幅広い世代への活動周知にも繋がっている様子であり、継続して地域住民が興味関心を持ってこのような記事内容を検討しながら広報誌を作成、発行、回覧することで、更なる地域への活動周知に繋げていく。
- ・地域ケア個別会議での医療専門職、リハビリ専門職、福祉専門職、介護専門職など多職種によるケース検討の推進を図るなかで、会議での関わりを通じた専門職や専門職が所属する専門職団体とのネットワーク構築にも繋がっており、地域づくりの側面からも今後の連携の可能性が期待される。
- ・地区社協会長の地域ケア個別会議への出席から、地区社協からの認知症サポーター養成講座の依頼に繋がるなど、町会長や民生委員以外の地域関係者とのネットワーク構築に繋がっている。上半期は船沢地区と裾野地区の地区社協とのネットワーク構築がされたため、下半期は高杉地区と新和地区の地区社協とのネットワーク構築に繋げていく。
- ・4月より保健師が配置となり、地域高齢者への特定健診等の受診勧奨や健康状態不明者把握のための戸別訪問活動により、これまで訪問履歴がなかった高齢者世帯へのアウトリーチの推進に大きく繋がっている。また、継続的な地域での保健活動やイキイキ体操教室が介護予防や健康増進に関する地域啓発にも繋がることが期待されるところである。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号ニ)

項目	令和4年度計画	R4年度計画内容		課題・評価		R4年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	介護予防サービスだけでなく、一般介護予防事業やインフォマル資源を活用しながら、介護予防に向けたケアマネジメントを実施する。	アセスメントによる対象者の状態把握、基本チェックリストの実施、サービス利用支援、介護予防ケアマネジメントの実施。	随時	実施内容 総合相談にて総合事業者の活用が必要もしくは効果的と思われる方について、基本チェックリストを実施し、ケアマネジメントを行った。	回数等 事業対象者の支援件数:延べ	総合事業者だけでなく、一般介護予防事業の活用というところも視野に入れたマネジメントを継続する。

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	R4年度計画内容	R4年度上半期実績内容	R4年度上半期実績回数等	R4年度上半期実績回数等		
ア	<p>①民生委員、町会長、北部包括の三者による連携体制の構築。</p> <p>②地域のフレイル予防に向けた多職種連携ネットワークの構築。</p> <p>③地域のフレイル予防の推進に向けた会議の実施。</p>	<p>①各地区1回以上</p> <p>②年間4回</p>	<p>①上半期の実施はなかつたが、船沢及び裾野地区の地区社協とのネットワーク構築は図られた。</p> <p>②4/21に圏域に関わるケアマネ、プランチのスタッフ、第二層生活支援でフレイル予防ネットワーキングの実施。</p> <p>6/23には上記出席者を対象にフレイル予防に関する書面会議とするアンケートを実施。</p>	<p>①意見交換会の実施はなかつた。</p> <p>②会議1回、書面会議(アンケート)1回</p>	<p>①上半期は新型コロナウイルスの感染拡大があり、地域関係者が参加人数が多い集まりの実施に消極的であり、地域ケア個別会議を通じて裾野地区と船沢地区の地区社協会長とのネットワーク構築を図るのみであった。</p> <p>②上半期は書面会議のアンケートで、地域の高齢者が自然発生的に集まっている場所(個人商店など)に集まるための情報収集を行っており、その活用について専門職を交えながら検討を行い、具体的な活動計画作成が必要である。</p>	<p>①意見交換会への実施に向けた圏域4地区の地区社協会長とのネットワーク構築を図る。</p> <p>②小集団サロンの実現に向けた検討と計画の作成。</p>
イ	<p>訪問履歴のない高齢者世帯への実態把握を通じたアウトリーチの実施。</p>	<p>①訪問履歴のない高齢者世帯の実態把握の実施:年間50世帯</p> <p>②上半期に各町会の子ランジを回覧する</p>	<p>①保健師の保健活動による訪問と合わせ、訪問履歴のない世帯訪問による実態把握を実施。</p> <p>②実態把握時に着用する腕章を作成。8月に地域回覧した広報誌にて住民周知を図った。</p>	<p>①57世帯</p> <p>②8月広報誌にて地域へ周知</p>	<p>①地域高齢者への健(検)診受診勧奨や健康状態不明者把握のための戸別訪問活動により、訪問履歴のない高齢者世帯の効果的な実態把握に繋がった。</p> <p>②プランチ用にもデザイン共通の実態把握用腕章を作成し、プランチと連携して実態把握が円滑に実施できるよう、実態把握の地域周知に取り組んだ。</p>	<p>①現在の取り組みを継続することで、地域の健康増進やフレイル予防に繋げていく。</p> <p>②腕章を着用して実態把握活動の周知を図っていく。</p>
ウ	<p>地域の相談機関としての地域住民への周知を図る。</p>	<p>①毎月1回程度(公民館行事の予定による)</p> <p>②出張所、公民館、集会所、農協、個人商店へ設置を依頼する</p>	<p>①6月、7月、9月は青杉公民館のイベント(青春ゼミナール)と合同で開催した。8月は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、高杉公民館と協議し中止となった。</p> <p>②地域への周知効果について再考した結果、センターの広報誌を定例作成することとし、上半期に圏域各地区町会へ第1回の回覧を実施。</p>	<p>①3回(6/22、7/20、9/14)</p> <p>②8月回覧実施(4地区合計460回)</p>	<p>①体操教室では介護予防に向けた軽体操と合わせて脳トレニングも実施することで、地域高齢者の心身の健康維持を目的とした活動となった。6月は15名、7月は12名、9月は13名の地域住民の参加であった。</p> <p>②第1回の広報誌では広報誌のネーミング募集も同時に行ったことで、幅広い年代からネーミングの応募があり、若年層への地域包括支援センターの周知にも繋がった。</p>	<p>①体操や脳トレニングの内容を参加者の興味関心やニーズに合わせて改良しながら、毎月の開催を継続する。</p> <p>②下半期は12月に第2回の広報誌回覧を予定している。介護予防などに関する内容を掲載することで、高齢者の子や孫の世代への更なる周知へ繋げていく。</p>

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の利用が必要と判断されるケースについては、申立支援を進める。 ②成年後見制度や任意後見制度に関する知識の啓発。	①弘前圏域権利擁護支援センターと連携しながら申立立て支援を行う。 ②相談者やその家族に対し、必要に応じて制度の説明を行う。	①総合相談から後見申立立てが必要なケースが2件あり、申立立て支援中である。うち1件は首長申立立てとなった。 ②申立立て支援の2件は、家族や親類にも成年後見制度についての説明を実施しながら支援対応した。	①申立立て支援:2件 (うち1件は首長申立立て) ②家族や親類への説明のみ	①後見申立立てが必要なケースについては、弘前圏域権利擁護支援センターや福祉総務課とも連携しながら申立立て支援をする家族や親類に対しての成年後見制度の説明を行っているが、広く地域住民を対象とした周知活動には繋がっていない。	①現在の取り組みを継続する。 ②下半期は地域住民(主に65歳以下の若い世代)を対象とした任意後見制度に関する勉強会を企画、開催する。		
イ 老人福祉施設等への措置の支援	対象案件の発生時には介護福祉課と連携して対応する。	要措置と判断される事案が発生した場合には、介護福祉課へ報告、相談のうえ、必要な対応を速やかに行う。	対象案件なし。	0件	対象案件なし。	対象案件の発生時には弘前市と連携しながら速やかに対応する。		
ウ 高齢者虐待への対応	『弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル』に基づき対応する。	高齢者虐待に関わる事案が発生した場合には、介護福祉課と連携しながら対応を速やかに行う。	同居家族からの虐待案件2件に対応。いずれも終結。	2件(いずれも同居家族による虐待事案)	上半期の2件はいずれも弘前市への通報から対応に至った虐待案件であった。必要な対応を行い、終結となっている。	虐待案件の発生時には虐待対応マニュアルに従い対応する。		
エ 困難事例への対応	①対応や支援に必要な職種、機関と連携しながら対応、支援を行う。 ②必要に応じて地域ケア個別会議にて対応を協議する。	①三職種でケース検討を行い、必要な職種、機関と連携して対応する。 ②地域連携や多職種での連携が必要なケースでは、地域ケア個別会議にて事例検討を行う。	①必要に応じて他の専門機関や職種と情報共有しながら連携対応している。 ②4月に定例外で地域ケア個別会議を実施。	①随時 ②1回(4/14)	必要に応じて他分野の機関や他職種と情報共有を図ることで、共通認識を持ちながら支援対応できている。	現在の取り組みを継続する。		
オ 消費者被害の防止	①消費者被害に関する情報収集を行い、その情報を地域へ発信することで被害の未然防止を図る。 ②地域住民等からの消費者被害相談への対応。	①消費者被害に関する情報があれば、町会、民生委員、介護支援専門員等へ情報提供をする。 ②消費者被害相談への市民生活センターとの連携した対応。	①国民生活センターから情報のあった特殊詐欺2案件について、公共施設へポスター掲示依頼や定例会を活用して住民に周知した。 ②地域から情報のあった消費者被害に関する内容について、市民生活センターと情報共有した。	①啓発ポスター掲示(公民館3ヶ所、出張所3ヶ所、郵便局1ヶ所) ②地域から情報提供(高杉地区町会連合会、ランチ4ヶ所) ②2案件	①施設入居権及びプロパンガス契約変更に関する特殊詐欺案件の住民周知を実施。 ②地域から情報のあった施設入居に関する勧誘電話の件について市民生活センターへ問い合わせを行い、国民生活センターから発信されている施設入居権に関する特殊詐欺案件の情報収集に繋がった。	①、②とも現在の取り組みを継続する。		

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組	
	実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	<p>必要な職種が連携しながら個別支援を展開していき、地域での多職種連携ネットワークの構築を進める。</p> <p>包括的・継続的なケア体制の構築</p>	<p>①地域ケア会議への専門多職種の招集。 ②地域ケア会議での介護支援専門員と専門職の交流を通じ、相互の継続的なネットワーク構築を図る。</p>	<p>①定例の会議が3件、定例外の会議が1件の計4件の地域ケア個別会議の実施。 ②多職種検討形式での会議を通じて、介護支援専門員、他職種ネットワークの構築を図っている。</p>	<p>①4回 ②定例の地域ケア個別会議3回</p>	<p>①医療系専門職、リハビリ専門職、福祉専門職、介護専門職などの専門多職種を招集して会議を開催している。 ②多職種検討による会議を通じて、様々な専門職種と顔なじみになることで、支援ネットワークの構築に繋がっている。</p>	<p>①、②とも現在の取り組みを継続する。</p>	
イ	<p>北部圏域で活動する介護支援専門員が相互に情報交換や相談ができる機会を提供することで、介護支援専門員間のネットワーク強化を図る。</p> <p>地域における介護支援専門員のネットワークの活用</p>	<p>北部圏域ケアマネ会議の開催。</p>	<p>8月は新型コロナウイルスの中で感染拡大が見られたため、予定していた勉強会を10月に延期した。</p>	<p>2回</p>	<p>4月は社会資源に関する情報交換、6月は言語聴覚士を講師とした勉強会を実施。相互の情報交換や専門他職種とのネットワーク構築の一助として活動展開している。</p>	<p>現在の取り組みを継続する。8月中止となった勉強会は10月に延期。</p>	
ウ	<p>介護支援専門員としての業務遂行に必要な知識やスキルの向上に向けた支援体制を整備する。</p> <p>日常的個別指導・相談</p>	<p>地域で活動する介護支援専門員から個別事例に関する相談に対応することで、課題解決に向けた後方支援を行う。</p>	<p>年間5回(4/21、6/23、8/1、10/20、1/19)</p>	<p>6月の北部圏域ケアマネ会議にて言語聴覚士による勉強会を実施。</p>	<p>1回</p>	<p>言語聴覚士による勉強会を実施すること、言語聴覚士の専門性の理解や視点などの他職種理解にも繋げることができた。</p>	<p>多職種連携に向けた他職種理解といった点も含めて、専門職を講師とした勉強会を開催する。</p>
エ	<p>地域で活動する介護支援専門員からの個別事例に関する相談に対応することで、課題解決に向けた後方支援を行う。</p> <p>支援困難事例等への指導・助言</p>	<p>個別事例に関する相談には、必要に応じて地域ケア個別会議を設定し、多職種、多機関での事例検討の場を設けることで、課題解決と相互のスキルアップを目指す。</p>	<p>地域ケア会議(年間予定以外のもの):5回(随時対応(必要時))</p>	<p>世帯員各自に専門的アプローチが必要なものについて、定例外での地域ケア会議を開催している。</p>	<p>1回(4/14)</p>	<p>地域ケア個別会議において、実際に個別事例が必要となる各分野の専門職で事例検討を行うことで、情報や課題を整理しながら支援の方向性について検討することができている。</p>	<p>現在の取り組みを継続する。</p>

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

項目	令和4年度計画		R4年度計画内容		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	必要に応じて精神科病院や認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームと連携しながら認知症患者への支援を行う。	受診に繋がらないケース等について、各専門機関へ相談、連携しながら支援する。	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携								
イ 認知症の 人や家族 への支援	①当事者や家族も含めた地域住民への認知症に関する理解や知識の啓発を進める。 ②認知症に関する相談窓口としての地域への周知、認知を図る。	①地域住民に対して、介護や認知症の勉強会を実施し、地域住民の興味関心に沿った勉強会を開催する。 ②高杉公民館のイベント時に出張相談を実施すること、相談窓口としての地域住民への周知、認知を図る。	①アンケート実施(4月～8月)、集計9月。 勉強会:1月(楯野地区)、2月(船沢地区)、3月(新和地区) ②毎月1回程度(公民館行事の予定による)	①アンケート実施(4月末～8月末)、集計(9月) ②3回	①圏域4地区の公民館と出張所にアンケートボックス設置を依頼し、地域住民向けのアンケート調査を実施して集計を行った。地域の介護支援専門員にも担当利用者や家族への聴取に協力してもらうことで、広く意見を聴取できるよう取り組んでいる。 ②イキイキ体操教室の開催に合わせ、高杉公民館にて出張相談を開設している。	①アンケート結果より『認知症に関すること』『介護予防に関すること』『権利擁護に関すること(消費者被害など)』が地域住民の学びのニーズであることが分かった。 ②交流の場として会場提供すること、雑談の場から相談に繋がるなどのケースもあり、圏域の地域特性として改まった相談窓口という雰囲気よりも集いの場という雰囲気で雑談するといったスタイルの出張相談が望ましいと感じた。	①アンケート結果を踏まえた講習会を冬期間(1月、2月、3月)に圏域内3ヶ所で開催する。 ②イキイキ体操教室後に茶話会のような雰囲気で相互交流を図れるよう場を提供を通じ、相談に繋がるべくような出張相談を実施する。	
ウ 知識の普及	地域における認知症サポーターの養成。	北部圏域での認知症サポーター養成講座の実施。	年間1回以上(目標値10名以上)	5/26北辰中学校、9/16船沢地区社協を対象とした講座の依頼があり講座を実施した。	・北辰中学校(2学年生徒及び教員)39名 ・高杉公民館職員1名 ・北部包括職員1名 ・船沢地区社協会員6名 上半期合計47名のサポーター養成	中学校からの依頼もあり、孫世代のサポーター養成にも繋がった。今後、地域のサポーター養成が進むにつれ、若い世代への継続した認知症対応の意識を持つてもらうためのステップアップ講座などの段階的な取り組みについても検討が必要と考える。	地域からの依頼があれば対応する。また出前講座などの活動について、町会など地域関係者への周知を図ること、地域からのサポーター養成講座や各種出前講座の依頼に繋がるよう周知を図っていく。	

令和4年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

項目	令和4年度計画		R4年度上半期実績		課題・評価	R4年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	<p>①地域ケア会議を通じた潜在的な地域課題の抽出。</p> <p>②日常業務を通じた地域課題の抽出と把握。</p> <p>個別支援と地域課題の把握</p>	<p>①地域ケア個別会議:年間5回、地域ケア推進会議:年間1回(いずれも年間予定のもの) ※他、必要時に開催。</p> <p>②随時</p>	<p>①4/14と7/21に開催した地域ケア個別会議に地域関係者(船沢地区、船沢地区、船沢地区、船沢地区)の出席あり。</p> <p>②地域ケア個別会議での事例検討を通じ、出席者と地域課題候補について検討している。</p>	<p>①地域ケア個別会議(定例3回、定例外1回)。うち地域関係者の出席は2回。</p> <p>②地域ケア個別会議(定例3回)で実施。</p>	<p>①4/14の定例外開催の地域ケア個別会議では対象者の居住地区の民生委員に出席してもらい情報共有を図った。7/21の定例開催の地域ケア個別会議では船沢地区と梶野地区の各地区社協会長に出席してもらい、地域関係者の視点で検討に参加してもらっている。</p> <p>②定例開催の地域ケア個別会議にて出席者と地域課題候補についての検証も実施している。</p>	<p>①地域ケア推進会議では圏域4地区の地区社協会長も招集することで、地域関係者の視点による地域課題の抽出に繋げていく。</p> <p>②現在の取り組みを継続する。</p>
7 地域包括支援センターで把握した地域課題	<p>【地域の実態】</p> <p>①社会資源に乏しく、公共交通機関による移動も困難な地域である。</p> <p>②農村地域であり、収入が老齢基礎年金のみの低所得者層にある高齢者世帯が多い。</p> <p>③高齢者同士の近隣交流はあるが、若い世代間の近隣交流は希薄になってきている。</p> <p>④介護や認知症に関する地域住民の理解や知識が薄い。</p> <p>【地域課題】</p> <p>下半期に開催予定の地域ケア推進会議にて地域課題の抽出を行う。</p> <p>【地域での対応方針】</p> <p>下半期に開催予定の地域ケア推進会議にて検討する。</p> <p>【市、関係団体への提言】</p> <p>下半期に開催予定の地域ケア推進会議にて検討する。</p>					

(案)

令和 5 年度弘前市地域包括支援センター運営方針

朱書き部分が変更箇所です。

I 方針策定の趣旨

この「弘前市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。(文中の(*)印は評価指標項目)

II 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を続けられるよう、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。

III 運営上の基本的考え方や理念

1 公正・中立性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、市民に対し公平・中立な立場で対応するほか、不当に特定の事業所に偏らない事業運営を行います。(*)

2 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。(*)

3 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員が、情報の共有や相互の助言等を通じ支援の目標に向かって連携します。

市や地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。(*)

IV 業務推進の指針

1 運営体制

(1) 事業計画の策定

地域包括支援センターは地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。（*）

(2) 個人情報の保護

地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守します。（*）

(3) 相談者のプライバシーの確保

地域包括支援センターに於いて、相談者のプライバシーが守られるような相談場所を確保します。（*）

(4) 職員の資質の向上

すべての職員に対し専門性の向上のため研修に参加できるよう業務分担等に配慮を行い、一部職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有できる体制を整えます。（*）

(5) 苦情・事故対応

地域包括支援センターに対する苦情対応窓口を設置します。

苦情を受けた場合、または、事故があった場合にはその内容及び対応を記録し、必要に応じて速やかに市に報告します。（*）

(6) 相談体制の利便性の確保

地域包括支援センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し、夜間、早朝、休日の窓口（連絡先）を設置し、周知を図ります。

また、住民からの相談を受付けて集約し、地域包括支援センターへつなぐことを目的に、実績のある在宅介護支援センターを地域包括支援センター協力機関（ランチ）として活用します。（*）

(7) 感染症の予防と発生時の対応

職員は日ごろから健康管理を心掛け感染症の予防に努めます。

また、感染症の感染拡大期においては、対面での地域活動が制限される場合も想定されるが、その場合においても、電話や文書、オンライン会議等を通じて可能な限り取り組みが継続されるよう柔軟に対応します。

センターで感染症が発生した場合は、関連する法令に定める届出義務がある場合はこれに従うとともに、顛末を記録し市に報告します。

やむを得ずセンターを閉館する必要がある場合は、速やかに市に報告し対応を協議します。また、協議の結果を必要に応じて関係機関等へ周知します。

※感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第1項に定める感染症とする。

(8) 災害発生時の対応

災害発生を想定した避難訓練等を定期的に行います。また、災害発生時の対応について要支援者の対応策を整備します。

2 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く）

基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう「弘前市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱」に従い介護予防ケアマネジメントを行います。（*）

3 総合相談支援業務

(1) 地域におけるネットワーク構築

サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活動可能な機関、団体等の把握を行うとともに、地域に社会資源がない場合には生活支援コーディネーターと連携し、その開発に努め、専門的・継続的な相談支援に当たって必要となるネットワークを構築します。（*）

(2) 実態把握

様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。

実態把握は1ヵ所のブランチにつき年50件を目標とします。

(3) 総合相談支援

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介等を行います。また、専門的又は緊急の対応が必要である場合には個別の支援計画を策定し、市から示された「相談事例の終結条件」に沿って、適切に進捗管理を行うとともに、緊急時には担当者が不在であっても対応できるよう相談記録を速やかに作成し、体制を整えます。

また、家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、その者が求めているニーズを受け止め、適切な支援に努め**まするほか、介護離職防止の相談にも対応します。**

さらに、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、センターのみでは支援・対応が困難な課題については、必要に応じて適切な支援関係機関につなぎ、連携して課題解決に努めます。（*）

4 権利擁護業務

(1) 成年後見制度の活用促進

高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースで、申し立てを行える親族がいないと思われる場合や親族があっても申し立てを行う意志がない場合には、市へ状況を報告し、申し立てにつなげます。

また、市や弘前圏域権利擁護支援センター、法務局と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動を実施します。（*）

（2）老人福祉施設等への措置の支援

虐待により、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合には、市に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めます。

（3）高齢者虐待への対応

地域住民や関係機関との一層の連携を図ることにより、虐待防止及び早期発見に取り組みます。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）及び「弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル」等に基づき、速やかに適切な対応を行います。（*）

（4）困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場合には、地域包括支援センターの専門職が相互に連携し全体で対応します。

（5）消費者被害の防止

市の市民生活センター等と必要に応じて連携し、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供を行うことで消費者被害の防止に努めます。（*）

5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

（1）包括的・継続的なケア体制の構築

包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の居宅介護支援事業所の把握に努め、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援します。

また、地域の介護支援専門員が地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

さらに、地域の介護支援専門員のニーズに基づき、研修会や事例検討会、多様な関係機関との意見交換の場等を設け、介護支援専門員のスキル向上を支援します。

（*）

（2）介護支援専門員のネットワークの活用と住民の意識の醸成

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築したり、その活用を図ります。

また、介護支援専門員が円滑に業務を遂行できるよう、地域住民に対して、介護予防・自立支援に関する知識の普及啓発活動を行います。（*）

（3）日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員に対する個別の相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術の指導やサービス担当者会議の開催を支援します。（*）

(4) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や関係機関との連携のもとに具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。(*)

6 認知症総合支援に関する業務

(1) 関係機関との連携

認知症高齢者やその家族を支えるために、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行います。また認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期診断・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備し、認知症高齢者や介護者・家族に相談先の情報提供を行います。(*)

(2) 認知症高齢者や家族への支援

認知症高齢者や家族が集える場所等を提供することで、介護相談に応じ、必要な知識や情報を提供することにより、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう支援します。

(3) 知識の普及・支援体制の構築

地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守ることができる体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行います。

地域のキャラバンメイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成します。さらに、認知症サポーターステップアップ講座を実施し、講座を修了した認知症サポーターを活用した支援チーム等の活動グループの設置に向けた準備を進めます。

7 地域ケア会議推進に関する業務

(1) 多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の生活を地域全体で支援することを目的に「弘前市地域包括支援センター地域ケア会議ガイドライン」に沿って地域ケア会議を開催します。(*)

(2) 地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築

個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結び付け、地域包括ケアシステムの構築を推進するために、市や生活支援コーディネーターと課題の共有を図り、一層の連携に努めます。(*)

8 介護予防に関する業務

介護予防の推進

「健康都市弘前」の実現に向け、高齢者が主体的に介護予防に取り組み、自立した生活を長く続けることができるよう、フレイル予防に関する知識の普及啓発活動を推進します。

1. 地域包括支援センターの職員数（3職種：保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）について

① 今後の高齢者人口の見込みについて

弘前市総合計画における人口の推計（2019年3月）

（単位：人）

	2020年	2025年	2030年	2035年
総人口	169,672	160,705	151,287	141,559
高齢者人口	54,655	55,049	54,954	53,898
前期高齢者	26,275	23,377	21,910	20,819
後期高齢者	28,380	31,672	33,044	33,079
高齢化率（%）	32.2	34.3	36.3	38.1

市の総人口は、5年で約9,000～10,000人が減少し、高齢者人口は、2025年の55,049人をピークに減少する推計となっています。

高齢者人口の内訳としては、前期高齢者が減少し、後期高齢者が増加していく推計となっています。

② 地域包括支援センターの3職種配置状況について

	第6期まで	第7期 H30～R2	第8期 R3～R5	高齢者人口
第一地域包括支援センター	3人	4人	5人	8,173人
第二地域包括支援センター	3人	4人	4人	6,555人
第三地域包括支援センター	3人	6人	7人	10,285人
東部地域包括支援センター	3人	4人	6人	8,757人
西部地域包括支援センター	3人	4人	4人	5,273人
南部地域包括支援センター	3人	7人	7人	10,248人
北部地域包括支援センター	3人	4人	4人	5,086人
合計	21人	33人	37人	54,377人

※ 令和4年3月末の高齢者人口となっています。

※ 3職種とは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を意味します。

当市の地域包括支援センターは、平成19年度から7圏域で委託にて業務を開始しており、第6期（平成29年度）までは、3職種すべて各1名ずつの配置から、高齢者人口に応じて第7期から増員しています。

③ 地域包括支援センターの業務（相談等対応）状況について

令和元年度から令和3年度までの状況 (単位：件)

	R元	R2	R3
延べ相談内容件数	3,669	3,696	3,997
延べ訪問件数	9,404	9,069	8,673
介護予防支援計画数	9,367	8,936	9,253
介護予防ケアマネジメント数	26,514	24,478	23,321
うち包括的支援業務における介護予防ケアマネジメント	11,276	10,719	10,494
合計	60,230	56,898	55,738

※ 延べ相談内容件数は、同一の高齢者の相談が複数回ある場合や1回の相談であっても、内容が複数あればそれぞれを計上したものとなります。

(例) 高齢者Aさんについて、1回目の相談で、介護保険制度と認知症について相談された場合、延べ相談内容件数は2件として計上します。年度内に2回目の相談が実施され、介護保険制度と認知症について再度相談となった場合、更に2件計上することとなり、対象者は1名ですが、相談内容としては合計4件となります。

弘前市は平成29年度から総合事業を開始し、介護予防ケアマネジメント対応が大幅に増加しています。

介護予防ケアマネジメントのうち包括的支援業務に係る部分は、3職種の職員が実施すべき業務となっています。

(介護予防ケアマネジメントは、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に委託して行うことが可能となっており、委託を行っています。)

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者への対応や8050問題など複数の問題を抱える高齢者世帯への対応など相談支援に係る業務量が増大しています。

④ 地域包括支援センター職員の配置基準等について

国では、高齢者人口3,000人以上6,000人未満の地域包括支援センターには3職種の職員を各1名配置することを介護保険法施行規則で規定していますが、高齢者人口6,000人以上の場合や生活圏域の設定については、地域包括支援センター運営協議会において地域の実情に応じて判断することとされており、本市では中学校区をベースに圏域の設定を実施しています。

【参考】

☆地域包括支援センターの圏域を中学校区ベースで考慮する理由
年少人口の減少に伴い、今後も小学校は合併することが見込まれるが、中学校区の合併の可能性は少なく、ベースとして利用しやすい。

地区の民生委員協議会のベースは、基本小学校区となっていますが、複数の小学校区による組織もあり、小学校区で分割した場合、1つの民生委員協議会で2つの地域包括支援センターとネットワークしなければならないケースが生じる可能性があります。

⑤ 保険者機能強化推進交付金に係る評価指標について

国が規定している地域包括支援センターの3職種の職員配置では、高齢者人口3,000人以上6,000人未満で各1名の配置、1人当たり最大約2,000人となります。

平成30年度から国が新たに実施した「保険者機能強化推進交付金」において、地域包括支援センターの体制を評価する項目のひとつに、3職種1人当たり高齢者数の状況が1,500人以下という項目があります。

3職種1人につき1,000人から1,500人の高齢者人口が望ましいと判断されます。

⑥ 弘前市で望まれる3職種職員の配置数について

【保険者機能強化推進交付金の評価基準による地域包括支援センターの職員数について】

保険者機能強化推進交付金の評価基準を基に、高齢者人口のピークとなる2025年の数値によって、地域包括支援センターの必要な職員数を算出します。

(2025年の高齢者人口)	55,049人	→ 36.7人
(保険者機能強化推進交付金評価基準)	1,500人	

第8期現在の地域包括支援センターの3職種職員数 37人

2025年に望ましい地域包括支援センターの3職種職員数 37人

以上の状況を踏まえて、2025年が含まれる第9期の3職種職員数は、37人が望ましいものとなります。

しかしながら、現時点において、2025年（令和7年）に望ましい地域包括支援センターの3職種職員数37人に達しているものの、2地区の地域包括支援センターにおいて3職種1人当たりの高齢者数が1,500人を超えている状況であることから第9期では、2人増の合計39人として職員の負担軽減を図りたいと考えます。

2. 第9期介護保険事業計画における地域包括支援センターの見直し案

3職種の人員は2名増として、以下の案を提案します。

案：現在の7圏域のまま職員体制を強化する（3職種の人員増）

第6期までの人員配置数（3職種）と第7期、第8期の人員配置数、第9期の案

	第1期～ 第6期	第7期	高齢者人口 (R 4.9.30現在)	第8期	第8期 3職種一人 当たり高齢 者人口	第9期 (案)	第8期か らの増加 数	第9期 3職種一人 当たり高齢 者人口
第一地域包括 支援センター	3人	4人	8,199人	5人	1,639人	6人	1人	1,366人
第二地域包括 支援センター	3人	4人	6,587人	4人	1,646人	5人	1人	1,317人
第三地域包括 支援センター	3人	6人	10,304人	7人	1,472人	7人	—	1,472人
東部地域包括 支援センター	3人	4人	8,807人	6人	1,467人	6人	—	1,467人
西部地域包括 支援センター	3人	4人	5,279人	4人	1,319人	4人	—	1,319人
南部地域包括 支援センター	3人	7人	10,280人	7人	1,468人	7人	—	1,468人
北部地域包括 支援センター	3人	4人	5,102人	4人	1,275人	4人	—	1,275人
合計	21人	33人	54,558人	37人		39人		

・現在の37人から、39人に2人増加させ、高齢者人口に応じて
第一地域包括支援センターを現在の5名から1名増加させ6名とし、
第二地域包括支援センターを現在の4名から1名増加させ5名とする。

・職員体制を強化するとともに、地域包括支援センターの事務負担の軽減のため
 現在市へ提出している報告書等の記載の仕方、報告事項、提出方法、回数
 の見直しを随時行い、文書事務に係る負担軽減を図る。

【メリット】

新たに地域包括支援センターの委託先を確保する必要が無い。
 経験のないまたは少ない職員が増えても、経験ある職員と業務する
 ことで、地域包括支援センターごとの対応差が生じにくい。

【デメリット】

人員増となる社会福祉法人等の有資格職員の確保が難しい場合があり得る。

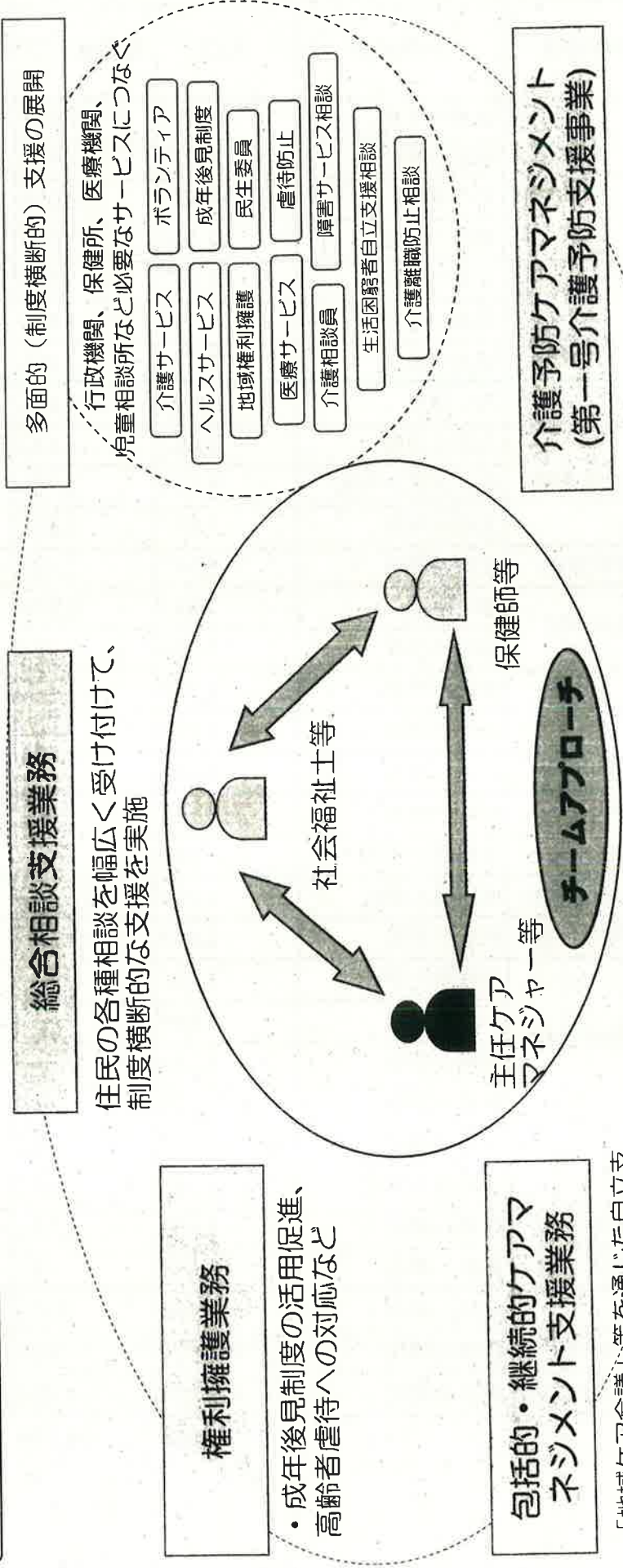
令和4年9月30日現在の高齢者人口の圏域別の状況

(単位：人)

包括名	中学校区	小学校区	人口	高齢者人口	中学校区高齢者人口計	包括圏域高齢者人口計
第一地域 包括支援 センター	第一中学校	城東小学校	4,611	1,166	8,199	8,199
		時敏小学校	8,119	2,666		
		北小学校	6,121	2,018		
		和徳小学校	7,134	2,349		
第二地域 包括支援 センター	第二中学校	三省小学校	1,347	572	6,587	6,587
		致遠小学校	8,367	2,689		
		城西小学校	5,177	1,855		
		西小学校	3,852	1,471		
第三地域 包括支援 センター	第三中学校	文京小学校	9,082	3,133	8,522	10,304
		第三大成小学校	8,133	2,769		
		大成小学校	7,977	2,620		
	南中学校	松原小学校	5,547	1,782	1,782	
東部地域 包括支援 センター	東中学校	東小学校	7,843	2,076	3,364	8,807
		福村小学校	6,296	1,288		
	第五中学校	豊田小学校	8,376	2,360	5,443	
		堀越小学校	6,492	1,504		
	石川中学校	石川小学校	3,882	1,579		
西部地域 包括支援 センター	津軽中学校	岩木小学校	9,654	3,348	3,348	5,279
	常盤野中学校	常盤野小学校	186	75	75	
	東目屋中学校	東目屋小学校	1,694	697	697	
	相馬中学校	相馬小学校	3,059	1,159	1,159	
南部地域 包括支援 センター	第四中学校	桔梗野小学校	7,557	2,544	7,281	10,280
		小沢小学校	6,986	2,863		
		朝陽小学校	4,144	1,395		
		青柳小学校	1,198	479		
	南中学校	千年小学校	7,672	2,488	2,999	
		大和沢小学校	1,203	511		
北部地域 包括支援 センター	新和中学校	新和小学校	3,538	1,451	1,451	5,102
	裾野中学校	裾野小学校	1,801	751	751	
	北辰中学校	高杉小学校	3,172	1,203	1,858	
		自得小学校	1,704	655		
	船沢中学校	船沢小学校	2,712	1,042	1,042	
			164,636	54,558		

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の4第6第1項）



総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

権利擁護業務

- ・ 成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・ 「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ・ ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- ・ 支援困難事例等への指導・助言

多面的（制度横断的）支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ

- 介護サービス
- ヘルスサービス
- 地域権利擁護
- 医療サービス
- 介護相談員
- ボランティア
- 成年後見制度
- 民生委員
- 虐待防止
- 障害サービス相談
- 生活困窮者自立支援相談
- 介護離職防止相談

介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成など

全国で5,351か所
(ブランチ等を含め7,386か所)

※令和3年4月末現在
厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課調べ。

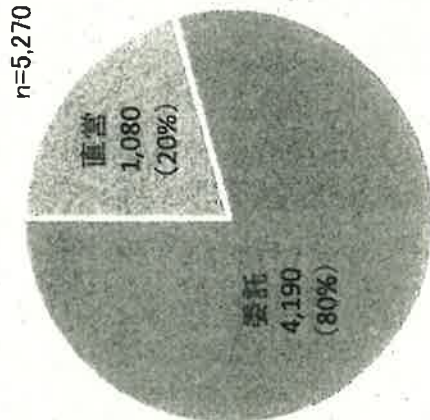
地域包括支援センターの設置状況

- 地域包括支援センターはすべての市町村に設置されており、全国に5,351か所。(うち、5,270箇所(圏域あり))
- 地域包括支援センターの運営形態は、市町村直営が20.5%、委託型が79.5%で、委託型が増加傾向。

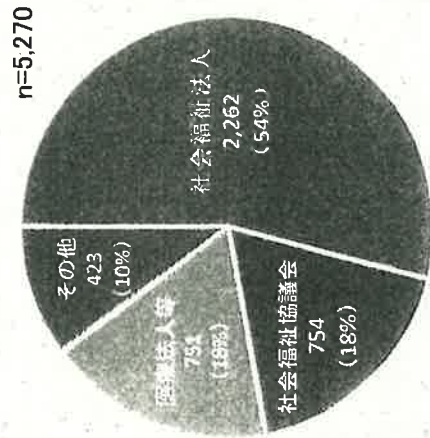
◎ 地域包括支援センターの設置数 (令和3年4月末現在)

地域包括支援センター設置数	5,351か所
ブランチ設置数	1,688か所
サブセンター設置数	347か所
センター・ブランチ・サブセンター合計	7,386か所

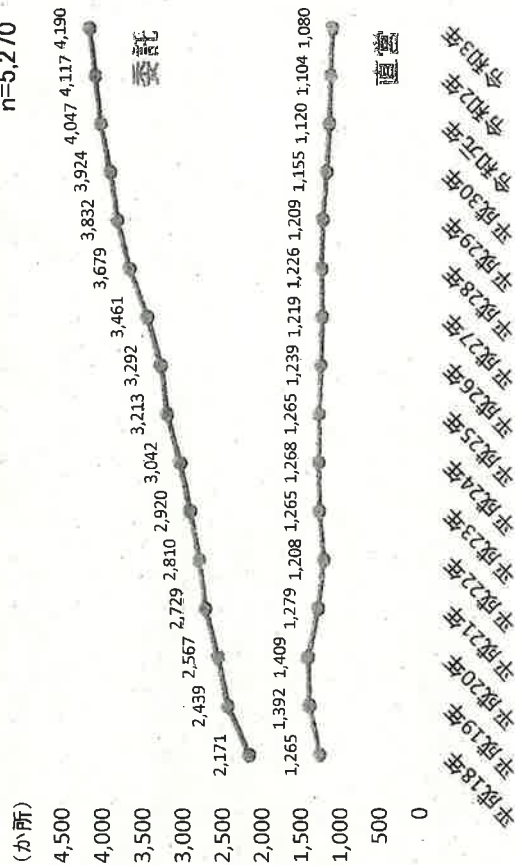
◎ 直営・委託の割合 (令和3年4月末現在)



◎ 委託先法人の構成割合 (令和3年4月末現在)



◎ センターの設置数の推移 (直営・委託)



(出典)

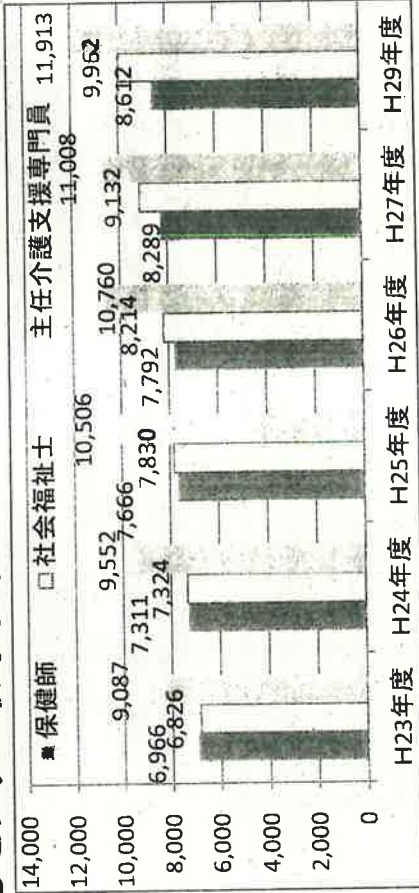
H29調査まで：老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
H30調査から：地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省高齢者健康認知症施策・地域介護推進課調べ)

※直営・委託型の地域包括支援センターは、5,270箇所(圏域あり)を集計対象とする。

地域包括支援センターの職員の状況

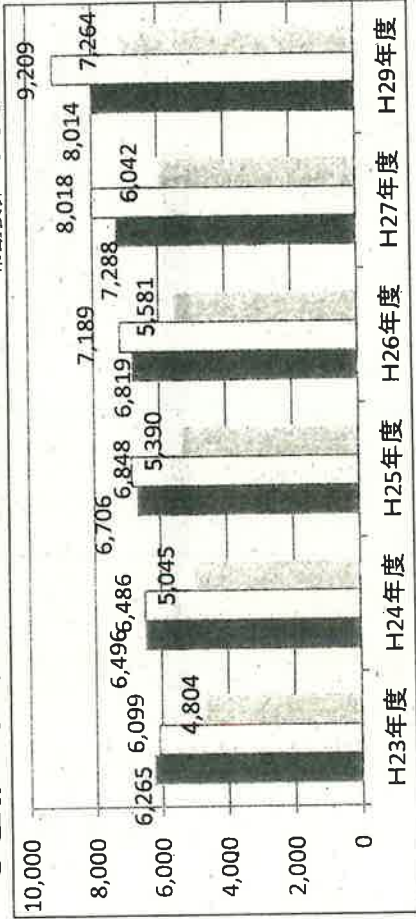
- センター従事者数は年々増加傾向にある。
- センターの平均職員数は6.0人（H27年度調査6.0人）
- 包括的支援業務の従事者数は、主任介護支援専門員より保健師・社会福祉士が多い
- 包括的支援業務における3職種以外の配置については、介護支援専門員が約7割

◎センター従事者数



◎包括的支援業務の従事者数

※センター職員数はすべて
常勤換算によるもの



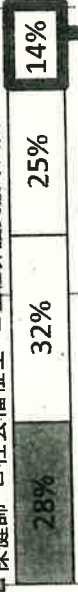
◎1センター当たりの平均職員数

職種	平均人数
保健師 (準ずる者を含む)	1.7人
社会福祉士 (準ずる者を含む)	2.0人
主任介護支援専門員 (介護支援専門員を含む)	2.4人
計	6.0人

◎包括的支援業務の平均従事者数

職種	平均人数
保健師 (準ずる者を含む)	1.6(1.1)人
社会福祉士 (準ずる者を含む)	1.8(1.3)人
主任介護支援専門員 (準ずる者を含む)	1.5(1.0)人
計	4.9(3.4)人

(参考) 包括的支援業務における3職種以外の配置
 □保健師 □社会福祉士 □主任介護支援専門員 □その他



(内訳)

※保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員はそれぞれ異なる者を含む。

(令和4年度第1回運営協議会で示した資料と同じものです。)

令和3年度に把握した地域課題・取組方針(令和3年度実績報告書より)

地域の実態	地域課題	地域での対応方針	市、関係団体への提言	市レベルの地域課題と市での取組方針
<p>①近年災害が多く発生しているが、地域状況や具体的な避難行動の仕方など防災についての知識が不足しており、支援者として利用者を守れるか不安が大きいとの声がある。</p> <p>②認知症高齢者の対応について理解が不足しているため、外出リスク(感染症や交通事故、帰宅できないなど)を恐れ、外出の機会が減少し「閉じこもり」の高齢者が増えている。</p> <p>③認知症高齢者の意向確認が困難な場合が多く、支援者は苦悩している。</p> <p>④地域と接点がなく孤立化し、家族全体で複合的な問題を抱えている世帯(8050)について、家族やCMが相談窓口が分からず、早期の相談が出来ないことで問題が深刻化している。</p> <p>⑤高齢者が認知症などで、入院や施設入所した場合ペットの後見についての意思確認が困難である。また、正しい判断ができず、多頭飼育状態に陥り近隣住民から苦情が出ている。</p>	<p>①支援者の把握や具体的避難方法、支援者の役割などが明確化されていない。</p> <p>②認知症高齢者に対する地域住民主体の見守り体制が不十分である。</p> <p>③認知症高齢者が、自らの意向を伝える機会を逃している場合が多い。</p> <p>④複合的な問題を抱えている世帯(8050)についての対応窓口が設置されていない。</p> <p>⑤高齢者がペットの後見に関する意思決定の支援システムが不十分であり、緊急時高齢者が意思表示できる環境も十分ではない。</p>	<p>①支援者が地域の状況を把握し、地域防災についての知識を得る。また、町会単位で開催している避難訓練等に参加し、支援者としての役割を知る。</p> <p>②地域住民主体の見守り体制を構築する。</p> <p>③高齢者が終活について考える機会を提供する。</p> <p>④複合的な問題を抱えている世帯(8050)の対応窓口の設置を政策提言として行政に届ける。</p> <p>⑤本人の思いに寄り添いながら、飼育状況について包括作成のチャェクリスト等を活用し、アセスメントし対応する。また、「これからノート」などを活用し意思決定を支援し、必要時SOSカード等を活用し緊急時に意思表示できるように工夫する。</p>	<p>①複合的な問題を抱えている世帯(8050等)の対応窓口の設置 →課題① 《要望》</p> <p>①高齢者へ敬老会などのイベント時に防災資料を配布し防災についての啓発を促進する。 →要望①</p> <p>②地域の状況把握のために近所マップを作成したり、災害ボランティアの育成を推進する。 →要望①</p> <p>③動物愛護団体の名簿を作成し公表し、避妊去勢への助成制度を充実していただいた。 →要望②</p> <p>④医師会に、安心カードにペット関連の項目を追加していただけるよう要望していただきたい。 →要望③</p>	<p>【市レベルの課題】</p> <p>①複合的・重層的な課題に対する相談支援体制の強化(H31年度からの継続課題)</p> <p>②医療介護連携(令和3年度からの継続課題)</p> <p>③多様な社会資源の開発(H31年度からの継続課題)</p> <p>④一人暮らしや身元保証人等がいないう高齢者への支援体制が不十分(H30年度からの継続課題)</p> <p>【市への要望】</p> <p>①防災についての啓発促進、地域の状況把握のため、マップ作成や災害ボランティアの育成</p> <p>②入院や施設入所に伴うペットの一時預かりや引き取り等制度の周知や構築及び動物保護団体の名簿作成や公表</p> <p>③安心カードにペット関連項目を追加</p> <p>④市民や関係機関へ高齢者虐待に関する情報や地域包括支援センターの周知</p> <p>⑤民生委員への支援の強化</p> <p>⑥居場所作りを支援するため、無償または安価で借りられる場所をリスト化</p>
<p>・介護者が1人で課題を抱え介護負担が過重になっている事がある。</p> <p>・サービスを拒否する利用者に對する支援が困難である。</p> <p>・世帯で課題を抱えている対象に對して、世帯全体を支援する窓口がない。</p> <p>・本人、家族のニーズに適した施設を選ぶことが難しい。介護支援専門員の社会資源に関する情報が不足している。</p> <p>・身体機能、環境により活動範囲が狭くなっている。</p>	<p>・地域でのつながりが希薄になってしまっている。</p> <p>・自己放棄、自己放任になってしまっている。</p> <p>・世帯で課題を抱えている対象に對して、世帯全体を支援する窓口がない。</p> <p>・自身が必要とするサービスがわからない。サービスに対する周知、把握が必要。</p> <p>・各年代ごとに自身が課題を把握し対応していく必要がある。</p>	<p>・問題の早期発見、対応、支援者が単独で抱え込んでしまわないように横のつながりの強化を図る。</p> <p>・地域や関係機関へ包括支援センターの役割について周知を図りながら顔の見える関係づくりをしていく。</p> <p>・自分らしい暮らしを続けることが出来るように各年代ごとに取組むことを周知する。</p>	<p>・重層的な課題を抱える家族等(高齢・障害・児童)への総合的な支援が必要。 →課題①</p> <p>・身元保証人がいなくても入院中の支援や施設入所ができる仕組みづくりが必要。 →課題④</p>	<p>①成年後見制度等の対象とならず、かつ身元保証人がいない方への施設入所ができる仕組みづくり →課題④</p> <p>②ひきこもりの方やその家族への相談支援窓口の明確化 →課題①</p> <p>③独居の認知症高齢者が在宅で生活を継続するための仕組みづくり →課題③</p> <p>④病院受診や外出支援等支援体制の構築 →課題③</p> <p>⑤高齢者のペットの多頭飼育、入院や施設入所に伴うペットの一時預かりや引き取りに對する仕組みの構築 →要望②</p>
<p>①在宅生活をすす上で、介護保険では対応しきれない部分を支援してくれる有償ボランティア等の情報が不足している。</p> <p>②認知症や精神疾患、貧困等の複合的な課題を抱えた8050問題では支援困難傾向となっている</p> <p>③地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが、役割や事業内容が見えにくいとの声がある</p>	<p>①在宅生活を支援するボランティア等社会資源の情報が必要であり、介護支援専門員や地域住民等の支援者にとって十分ではない</p> <p>②認知症等の精神疾患への理解や高齢者虐待に対する認識不足がある。複合的な課題を持つ世帯に對して、適切な医療機関や支援機関等に結び付いていない</p> <p>③センターの活動が地域住民に見えにくいため、広報が必要である</p>	<p>①ボランティア等の社会資源について、介護支援専門員等の支援者が効果的に活用できるようにする</p> <p>②認知症についての普及啓発、高齢者虐待防止の啓発。8050問題での若年層への対応は、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する</p> <p>③広報紙を作成しセンターの活動を具体的に紹介することで、住民の理解が向上する</p>	<p>①成年後見制度等の対象とならず、かつ身元保証人がいない方への施設入所ができる仕組みづくり →課題④</p> <p>②ひきこもりの方やその家族への相談支援窓口の明確化 →課題①</p> <p>③独居の認知症高齢者が在宅で生活を継続するための仕組みづくり →課題③</p> <p>④病院受診や外出支援等支援体制の構築 →課題③</p> <p>⑤高齢者のペットの多頭飼育、入院や施設入所に伴うペットの一時預かりや引き取りに對する仕組みの構築 →要望②</p>	<p>①複合的・重層的な課題に対する相談支援体制の強化(H31年度からの継続課題)</p> <p>②医療介護連携(令和3年度からの継続課題)</p> <p>③多様な社会資源の開発(H31年度からの継続課題)</p> <p>④一人暮らしや身元保証人等がいないう高齢者への支援体制が不十分(H30年度からの継続課題)</p> <p>【市への要望】</p> <p>①防災についての啓発促進、地域の状況把握のため、マップ作成や災害ボランティアの育成</p> <p>②入院や施設入所に伴うペットの一時預かりや引き取り等制度の周知や構築及び動物保護団体の名簿作成や公表</p> <p>③安心カードにペット関連項目を追加</p> <p>④市民や関係機関へ高齢者虐待に関する情報や地域包括支援センターの周知</p> <p>⑤民生委員への支援の強化</p> <p>⑥居場所作りを支援するため、無償または安価で借りられる場所をリスト化</p>

地域の実態	地域課題	地域での対応方針	市、関係団体への提言
<p>・医療・リハビリ・福祉それぞれ専門職が抱えている課題に対し、他職種からの助言や提案を得る機会が乏しい。相互理解の不足、ネットワークの強化が求められている。</p> <p>・自ら支援を求めることができない方や世帯の課題が顕在化した際、複雑化・複合化していることがみられ、課題解決が困難となりやすい。</p> <p>・高齢者を含む世帯の家族自身の課題(障害、貧困、債務など)に対し、関わる支援者の経験や力量によるところが大きく困難を感じやすい。</p>	<p>・医療・リハビリ・福祉それぞれ専門性の理解が不十分であり効果的な連携が難しい。</p> <p>・支援が必要な世帯や重層的・複合的課題(高齢者世帯や早期発見・早期介入が難しい)。</p> <p>・重層的・複合的な課題(家族自身の課題)を抱えている世帯に対し、世帯全体のマネジメントを支援する窓口がない。</p>	<p>・医療・リハビリ・福祉専門職の相互理解、ネットワークの強化を図る必要がある。</p> <p>・地域住民や地域の企業、関係機関に対し対象世帯発見の気づきを促し、支援機関へつなぐことで早期発見・早期介入を目指す。</p> <p>・重層的・複合的な課題を抱えている世帯に対し、事例や研修会を通じて理解を深め、ネットワークを強化することで対応力強化を図る。</p>	<p>・医療・リハビリ・福祉連携の在り方について具体的なモデルケースを紹介し、支援者の対応力強化を図ることが必要。</p> <p>→課題②</p> <p>・医療・リハビリ・福祉専門職からの相談に応じ、他の専門職へつなぐ為の窓口、または一覧化し示すことが必要。</p> <p>→課題②</p> <p>・市民に対し対象世帯の気づき・発見から支援機関へ繋ぐ課程を具体的に示すことで早期発見の機会を増やす必要がある。</p> <p>市民の通報に伴う心理的負担感を軽減することも必要。</p> <p>→要望④</p> <p>・市民に対し高齢者虐待(セルフレグレクを含む)について理解していただく必要がある。</p> <p>→要望④</p> <p>・重層的・複合的な課題を抱える世帯に対し、世帯全体のマネジメントを支援する窓口の設置が必要。</p> <p>→課題①</p>
<p>1) 西部圏域介護支援専門員から、介護保険外の社会資源情報が乏しく、本人、家族へ出された。困っている意見が出された。</p> <p>2) 介護保険新規申請で要介護で結果が出る割合が全体の6割を超えている。また、同居の子供が認知症の進行に気付かず、重症化しているケースがある。</p> <p>3) 介護に理解が無いことで、家族内で特定の人に介護が集中し、負担が大きくなっている。</p> <p>4) 集いの場、サークルなどコロナ感染拡大で中止となっている。</p>	<p>1) 社会資源マップが上手く活用されていない。</p> <p>2) 認知症、病気になる前の理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。</p> <p>3) 介護負担が大きくなることで、虐待等に繋がる危険性がある。</p> <p>4) 自宅に閉じこもることで高齢者の状態が把握できない。</p>	<p>1) 社会資源マップの見直しで情報を追加し、実用可能なものにしていく。</p> <p>2) 認知症サポーター養成講座・たぐいまりサポーターの周知活動の推進。(学校、企業、町内会等)</p> <p>3) パンフレットの設置場所を拡大する。(スーパー、郵便局、銀行等)また、民生委員、町会長との連携を強化し、虐待や認知症についての啓発活動を行う。</p> <p>4) 実態把握強化</p>	<p>民生委員の負担が大きく、なり手がいない。新しい民生委員への負担が増す可能性もある。現民生委員から新民生委員への引き継ぎ方の仕組みづくりが必要との意見が聞かれた。</p> <p>→要望⑤</p>
<p>・身寄りのない独居高齢者が増え、認知症の高齢者を把握することが困難。</p> <p>・認知症の人がいても、どこに相談すれば良いのかわからないと言っている声がある。</p> <p>・キーパーソン不在の高齢者が増えて、医療同意や保証人問題、金銭管理について、医療、福祉関係者が苦慮している。</p> <p>・障害を持った家族や認知症の高齢夫婦等、問題を複数抱えているケースが増えている。</p>	<p>1) 認知症の理解が不十分のため、重度化してからの相談が多め、相談窓口の周知を図る必要がある。</p> <p>2) 地域との関わりが薄く孤立している高齢者が多いため、地域で見守り体制を整える必要がある。</p> <p>3) キーパーソン不在で問題を多く抱える高齢者が多く、支援体制を整える必要がある。</p>	<p>① 地域住民等に、民生委員や地域包括支援センター、病院や薬局など、認知症について相談できる窓口の周知を図る。</p> <p>② 認知症カフェ、ふれあいの居場所などの社会資源をPRする。</p> <p>③ 関係機関で情報共有し、定期訪問など役割分担できる体制を整える。</p> <p>④ 関係機関が集まり、キーパーソン不在の高齢者の保証人問題、金銭管理などについて意見交換する。</p>	<p>・民生委員の活動を市が支援する</p> <p>→要望⑤</p> <p>・ボランティアの活動を市が支援する</p> <p>→課題③</p> <p>・支援に繋がらない高齢者の保証人や金銭管理ができるシステムを作る。</p> <p>→課題④</p> <p>・居場所作りを支援するたため、無償または安価で借りられる場所をリスト化する。</p> <p>→要望⑥</p>
<p>① 社会資源に乏しく、公共交通機関による移動も困難な地域がある。</p> <p>② 農村地域であり、収入が老齢基礎年金のみで低所得者層にある高齢者世帯が多い。</p> <p>③ 高齢者同士の近隣交流はあがるが、若い世代間の近隣交流は希薄になってきている。</p> <p>④ 介護や認知症に関する地域住民の理解や知識が薄い。</p>	<p>1. 同居を含む高齢者世帯において、上記の地域実態①及び②により、受診や外出、社会参加が制限されることで引きこもりを招き、フレイルを引き起こす大きな要因となっている。</p> <p>2. 地域コミュニティから孤立している高齢者の地域における見守りや互助が脆弱である。</p> <p>3. 地域住民の介護予防に対する意識が低い。</p>	<p>1. 未把握の高齢者世帯へのアウトリーチを行い、必要に応じて医療職やリハビリテーション専門職等と連携したアセスメントや支援を提供できる体制を整える。</p> <p>2. 各地区の民生委員や町会との情報共有を円滑にできる体制整備を目指し、民生委員、町会長、地域包括支援センターの三者で情報交換する機会を設けることでネットワーク強化を図る。</p> <p>3. 地域住民へのアンケートを実施し、興味関心に沿った介護予防に向けた講習会を実施することで、地域住民の介護予防に向けた理解と啓発を進める。</p>	<p>バス路線なども次々と縮小、廃止となっているが、代替としての乗合タクシーで対応されていない地区(十腰内、十面沢)もある。また、低所得者層にある高齢者が多いことから、移動手段の不便さと相まって、受診控えの状況なども見られる。移動に関する社会資源が乏しい状況から、買い物や社会参加なども制約を受けている高齢者世帯も多く、特に十腰内や十面沢地区においては、経済的な面も含めた使い勝手の良い移動手段の整備が必要であると考えられる。また、フレイル状態もしくはフレイルに近い状態となっており、リハビリテーション専門職や医療職と連携してアセスメントや支援ができる体制整備に向けた事業の推進も必要と考える。</p> <p>→課題②、③</p>

孤独・孤立対策の基本理念等を追加

- ✓ 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される新型コロナウイルス感染症拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施
- ✓ 人と人との「つながり」を実感できることは、孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、社会関係資本の充実に資するという考え方の下で、施策を推進
- ※ 国連の「世界幸福度報告」によると、近年、我が国は「社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）」など社会関係資本に関連する指標が G7の中で下位グループに位置している
- ✓ 日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す

孤独・孤立対策の更なる推進・強化

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ✓ 孤独・孤立の実態把握を推進【孤独・孤立の実態把握、こども・若者の行動・意識に関する実態把握、在外邦人の実態把握等】
- ✓ 令和 3 年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点からの施策を推進
- ✓ 孤独・孤立への理解や機運醸成のため、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備等を推進
- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会の検討成果に沿って具体的な取組を進める【声を上げやすい・声かけやすい環境整備等】

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ✓ 一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む【統一的な相談支援体制の推進】

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ✓ 日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進【地域における孤独・孤立対策のモデル構築、こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討、スポーツに誰かがアクセスできる環境の整備充実等】

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ✓ 地方における連携プラットフォームの形成に向けた環境整備(「水平型連携」を目指す)【地域における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進】
- ✓ 官・民の連携基盤の形成に当たって、官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る
- 民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画を推進【孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営】

(参考) 孤独・孤立の実態調査結果、官民連携プラットフォームの検討成果等

■ 令和3年実態調査結果

- ・ 孤独感が「しばしばある・常にある」の回答等の割合は、20歳代～30歳代で高い。
- ・ 孤立については、社会的交流について「同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない」人の割合が11.2%。
社会参加について「特に参加していない」人の割合が53.2%。

■ 令和3年実態調査結果の分析（主な内容）

(現在の孤独感に至る前に経験した出来事)

- ・ 人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）、生活困窮・貧困、心身の重大なトラブル（病氣・怪我等）
- ・ 一人暮らし、転校・転職・離職・退職、失業・休職・退学（中退・不登校を含む）、家族間の重大なトラブル（家庭内別居・DV・虐待を含む）、金銭による重大なトラブル
- (支援を受けない理由)
 - ・ 孤独で支援を求めている一定数の人は、支援の受け方が分からない、受けたいけれど我慢する、手続が面倒という理由で支援を受けていない。
 - (相談相手)
 - ・ 男性に孤立の傾向。（男性が12.1%、女性が5.0%、相談する相手がいない。）
 - ・ 中年層に孤立の傾向。（30歳代から50歳代で相談相手のいない人が多い。）
 - ・ 世帯収入100万円未満、100～199万円の人や、仕事をしていない（求職中）の人、派遣社員、契約社員・嘱託の人に、孤立の傾向。
 - ・ 相談相手に「友人・知人」を挙げる人は、若年時が多く、中年にさかかると緩やかに減少。女性よりも男性の方が友人・知人のネットワークは薄い。
 - 「自治会・町内会・近所の人」を60歳代以降が挙げるが、80歳代でも12～13%で、地域とのつながりはあまり活用されていない。
 - ・ 相談相手がいらない人の孤独感が高い。相談先を一つも持てば孤独感はかなり改善される。

■ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果（令和4年10月7日）抄

(制度を知らない層)

- ・ 当事者や家族に必要な情報が届くようにする必要があり、制度や情報に触れる機会を増やす必要がある。
- ・ 「ブッシュ型」「アウトリーチ型」で支援情報を届け、予防的な関わりを強化する（例：転入・転出、母子健康手帳の交付時等のアプローチで情報提供等）。
- (制度は知っているが相談できない層)
 - ・ 支援を受ける手続き等をわかりやすくすることで、相談へのハードルを下げる。遠慮や我慢をなくすこと等で、相談できる社会環境をつくる。
 - ・ 制度申請の簡易化やオンライン化等により、手続きの負担感を減らす。制度の活用は権利であることの認識を周知する。行政と民間団体が連携を進める。
 - (相談者（相談を受ける人）になりうる層)
 - ・ 社会的理解や関心を高めたり、関わられるタイミングやきっかけをつくることや、相談者になることをためらう人の弊害をなくす。
 - ・ 身近な実践者の事例を紹介する。「認知症サポーター養成事業」のような仕組みを設ける。既存の取組を推進し、ゲートキーパーの更なる養成・支援の充実。

■ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会2の中間整理（令和4年11月9日）抄

- ・ 孤独・孤立対策においては、「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることがセーフティネットの構築であると捉えるべき。
- セーフティネットが機能する場面については、孤独・孤立対策において、「緊急時対応」のみならず「日常生活環境における対応」が予防や早期対応の観点からも重要。この部分に広く網をかけた取組を進めていくことは、「緊急時対応」を中心とした他分野・他施策の基盤の強化にもつながる。
- ・ 孤独・孤立対策においては、「日常生活環境における対応」として、当事者を含め広く多様な主体が関わられるようにし、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要。

孤独・孤立対策の現状、政府の取組

- 職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
- 新型コロナウイルス感染症拡大後、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化
- 単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念
→ 新型コロナウイルス感染症拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- 孤独・孤立は、
 - ・ 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの
 - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの
 - ・ 当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならぬ問題
 - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念

- 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態

「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態

当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方、捉え方も人によって多様

- 孤独・孤立の一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、多様なアプローチや手法により対応
- 当事者等が「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む

- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が重要。

「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む
令和3年実態調査結果を踏まえた「予防」の観点の施策を推進

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様。当事者のニーズ等多様
- まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
その時々々の当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進
- 孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進

(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながる形で人と人との「つながり」を実感できることが重要。このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、ウェルビーイングの向上や社会関係資本の充実に資するとの考え方で施策を推進
日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す
- 地域によって社会資源の違いがある中で、実態調査結果を活用して、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実
- 行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かして、分野横断的な対応が可能となる対策推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との連携・協働により施策を展開

孤独・孤立対策の重点計画 概要②

孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

① 孤独・孤立の実態把握

- ・ 孤独・孤立の実態把握、データや国際比較、学術研究の蓄積等を推進
- ・ 令和3年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点から施策を推進

② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・ 継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

- ・ 「支援を求める声を上げることが良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や豊かな人間関係づくり、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備を推進
- ・ 官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果に沿って具体的取組を進める

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

- ・ 包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進
- ・ 一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む

② 人材育成等の支援

- ・ 孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上、相談支援に当たる人材への支援を推進

孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめ、関係府省は、各施策の目標達成に向けて着実に取組を進める
- 政府の孤独・孤立対策は、本計画の基本理念・基本方針に基づき、関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的取組を総合的に実施
- 関係府省において、各々の所管施策に孤独・孤立対策の視点を組み入れ、事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく
- 特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援を行っていく
- 実態調査結果を踏まえ、また、データ分析を推進し、データや国際比較、学術研究も利活用して、毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証し、評価・検証の指標を検討。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これらは「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等

実感できる地域づくりを行う

① 居場所の確保

- ・ 日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進

② アウトリーチ型支援体制の構築

- ・ 当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進

③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・ いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信

④ 地域における包括的支援体制の推進

- ・ 地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
- ・ 小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実現できる地域づくり、地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、

官・民・NPO等の連携を強化する

① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

② NPO等との対話の推進

③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成

- ・ 全国的なプラットフォームの活動を促進
- ・ 地方のプラットフォームの形成に向けた環境整備(「水平型連携」を目指す)
- ・ 官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る
- ・ 民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策の取組を行う形で連携に参画を推進

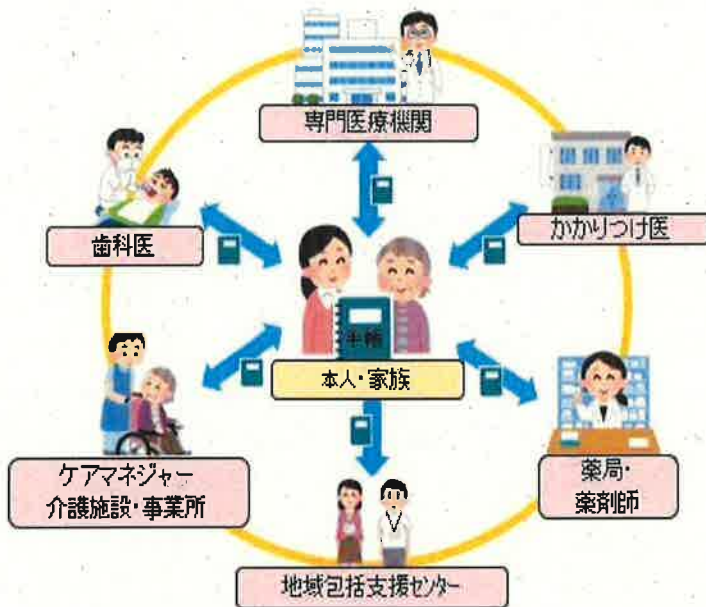
④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

認知症情報連携ツール

「あおもり医療・介護手帳」のご案内

弘前市では、認知症の方やそのご家族などの介護者の方が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう「あおもり医療・介護手帳」を交付しています。

医療機関の受診や介護サービスを受ける際に、医療・介護関係者間で認知症の方の情報を共有することで、より適切な医療や介護サービスの提供を目指すものです。



- ・ A 5 サイズ、リングファイル式。
- ・ クリアファイル付きで、お薬手帳なども一緒に持ち歩くことができます。
- ・ 無料で配布しております。



手帳の内容

ご本人の情報（介護、医療、歯科、認知症、服薬等）が記載されています。

交付対象者

下記の要件をすべて満たし、交付を希望される方

- ・ 弘前市に住所を有し、医療機関で認知症の診断を受けた方
- ・ 個人情報の取り扱いに同意できる方
- ・ 手帳を管理することができる方（本人以外に家族、関係者でも可）

交付窓口 申請者

- ・ 弘前市介護福祉課 自立・包括支援係（前川本館1階）及び
弘前愛成会病院認知症疾患医療センター
- ・ 本人、家族、成年後見人等になります。

交付の流れ

手帳の説明を受けて、手帳に記載される個人情報を関係者間で共有することに同意された場合、「交付申請書兼同意書」へ記入していただき、手帳の交付となります。

お問合せ・ご相談

【弘前市介護福祉課 自立・包括支援係】（前川本館1階）
TEL：0172-40-7072、0172-40-4321
FAX：0172-38-3101

